



第4期菊陽町地域福祉計画

第6期菊陽町地域福祉活動計画



令和5年3月

菊陽町

菊陽町社会福祉協議会

ごあいさつ

本町では、地域で支え合い、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指し、平成30年3月に「第3期菊陽町地域福祉計画（町）」及び「第5期菊陽町地域福祉活動計画（町社会福祉協議会）」を策定し、様々な施策を推進してまいりました。

本町においては、依然、人口の増加は続いています
が、少子高齢化や核家族化などによる希薄な人間関係
に起因する社会的孤立、就職氷河期世代を含めた80代
の親と50代のひきこもりの子の世帯の問題である
8050問題、育児と介護のダブルケア、本来は大人が担
うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラーと言われ
る子ども達など、複合的な課題を抱え、従来の福祉サービスでは対応が困難な新たな
問題が生じています。

また、頻発している自然災害の脅威や新型コロナウイルス感染症により社会生活に
さまざまな影響がある中、地域における人と人のつながりの大切さが再認識されると
ともに、住民同士がつながり支え合うことがますます重要になると考えています。

今回策定いたしました、第4期菊陽町地域福祉計画・第6期菊陽町地域福祉活動計
画は、「地域で支え合う誰もが安全・安心に暮らせるやさしさあふれるまちづくり」を
基本理念とし、「地域共生社会」を実現するため、支援が必要な人への福祉の充実を進
めていくほか、高齢者や障がいのある方、子どもなどのこれまでの分野別の福祉サー
ビスの垣根を越えて、町の関係部署や地域の関係機関が連携し包括的に支援を行う体
制づくりを行っていきます。

結びに、両計画の策定にあたりご尽力いただきました菊陽町地域福祉計画検討委員
会・菊陽町地域福祉活動計画策定委員会の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提言を
いただきました多くの町民・関係団体の皆さまに心から感謝申し上げますとともに、今
後も引き続き本町の福祉行政にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

菊陽町長

菊陽町社会福祉協議会会長

吉本 孝寿



■目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的と意義	2
3 計画の性格	4
4 計画の位置づけ	5
5 計画の期間	6
6 計画策定における体制	7
第2章 菊陽町の現状	8
1 菊陽町の状況	8
2 校区別の状況	13
3 関係団体ヒアリングの結果	26
4 前期計画の検証	32
5 菊陽町の現状からみえる課題と基本目標の設定	39
第3章 計画の基本理念と基本目標等について	43
1 計画の基本理念	43
2 基本目標	44
3 「地域で支え合う誰もが安全・安心に暮らせるやさしさあふれるまちづくり」コミュニティづくりイメージ ..	45
4 計画の体系	47
5 SDGs との整合について	48
第4章 施策の展開	49
基本目標1 わ わ わ 和・輪・笑で地域がつながるコミュニティづくり	50
基本目標2 地域の宝さがし、人参いきいきプロジェクト	59
基本目標3 活動をつなぐ、きくようわくわくネットワーク	65
基本目標4 ● ● ● ふだんのくらしのしあわせを届ける、福祉サービス	70

第5章 菊陽町重層的支援体制整備事業実施計画	79
1 計画の趣旨	79
2 計画の位置づけ	79
3 重層的支援体制整備事業の目的	80
4 計画の期間	80
5 重層的支援体制整備事業において実施する事業	80
6 支援会議・重層的支援会議	83
第6章 菊陽町自殺対策計画	84
1 基本理念	84
2 施策体系	84
3 5つの基本施策	85
4 5つの基本施策及び重点施策の推進	85
第7章 計画の推進に向けて	86
1 協働による計画の推進・進行管理	86
2 具体的な計画の推進	88
資料編	89
1 アンケートの結果	89
2 ワークショップの結果	97
3 用語集	104
4 菊陽町地域福祉計画検討委員会設置要綱	106
5 菊陽町社会福祉協議会菊陽町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	107
6 菊陽町地域福祉計画検討委員会及び菊陽町地域福祉活動計画策定委員会名簿	108

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

国では、平成 12 年の「社会福祉法」改正により、「地域福祉の推進」が明確に位置づけられ、「地域福祉計画」の策定が規定されました。

近年、少子高齢化の進行や世帯構成の変化、多様な価値観やライフスタイル※の広がり、地域住民同士のつながりの希薄化等により、新たな課題が顕在化しており、地域を取り巻く状況もますます多様化・複雑化しています。

そのような中で、平成 27 年に取りまとめられた「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、すべての人が安心して暮らし続けられるまちづくり“全世代・全対象型地域包括支援”という視点が示され、分野を問わない包括的な相談支援の実施や、福祉サービスを総合的に提供できる仕組みづくりの推進等が必要であるとされました。

そして、平成 28 年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会※」を実現していく旨が示され、同年 7 月に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置されました。

その後、平成 30 年 4 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が一部改正され、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念や、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また、地域福祉計画の策定が努力義務化されるとともに、福祉の各分野における共通事項を定めること、「地域福祉計画」を福祉分野の上位計画として位置づけることも示されました。

さらに、国の地域共生社会推進検討会の「最終とりまとめ」（令和元年）においては、地域住民の多様化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援による新たな事業の創設が提言されました。これを踏まえ「重層的支援体制整備事業」を創設することを含む改正社会福祉法が令和 3 年 4 月に施行されています。

このようなことから、地域の中で多様化・複雑化する課題を解決するために、「地域福祉」の重要性が一層高まっており、地域住民がお互いの幸せを願い、困りごとや不自由さに気づき、声を掛け合い、“地域の絆”を育むことで、誰もが安心して暮らしていける支え合う地域共生社会の実現を目指していきます。

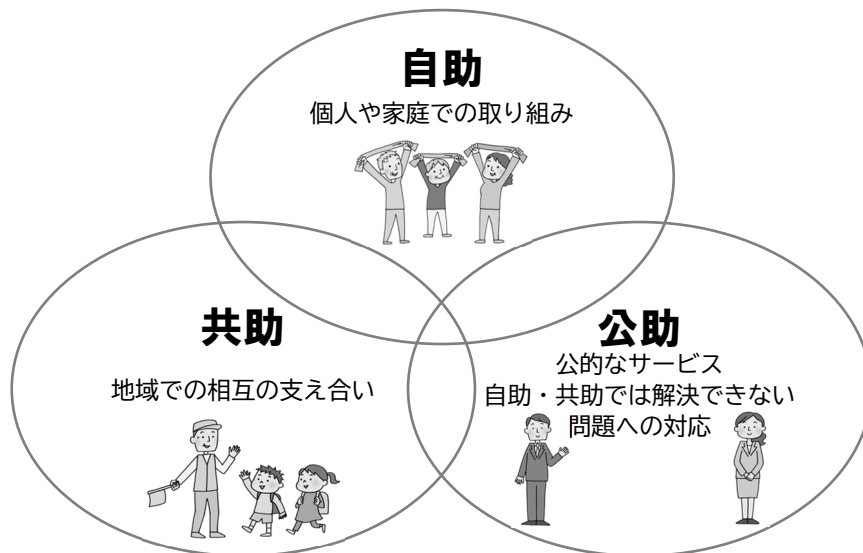
2 計画策定の目的と意義

(1) 目的と意義

本計画は、社会情勢の変化を鑑み、本町の地域福祉をより一層推進するため、令和4年度に計画最終年度を迎える「第3期菊陽町地域福祉計画」「第5期菊陽町地域福祉活動計画」を見直し、「第4期菊陽町地域福祉計画」「第6期菊陽町地域福祉活動計画」を策定します。

「地域福祉」とは、住民や地域組織・団体、福祉事業関係者等が連携・協働しながら、地域の福祉課題の解決に取り組む考え方です。地域福祉を進めるためには、隣近所の人にあいさつすることや子どもの安全を地域で見守ること、何か困り事を抱えている人を手助けしたり相談に乗ることによって、住民がお互いに支え合える関係を築くことが必要です。

また、地域福祉の推進にあたっては、個人や家庭での取り組み（自助）、地域での相互の支え合い（共助）、自助・共助では解決できない問題への対応（公助）という3つの「助け」が互いに補い合いながら、それぞれの役割を果たしていくことが求められます。



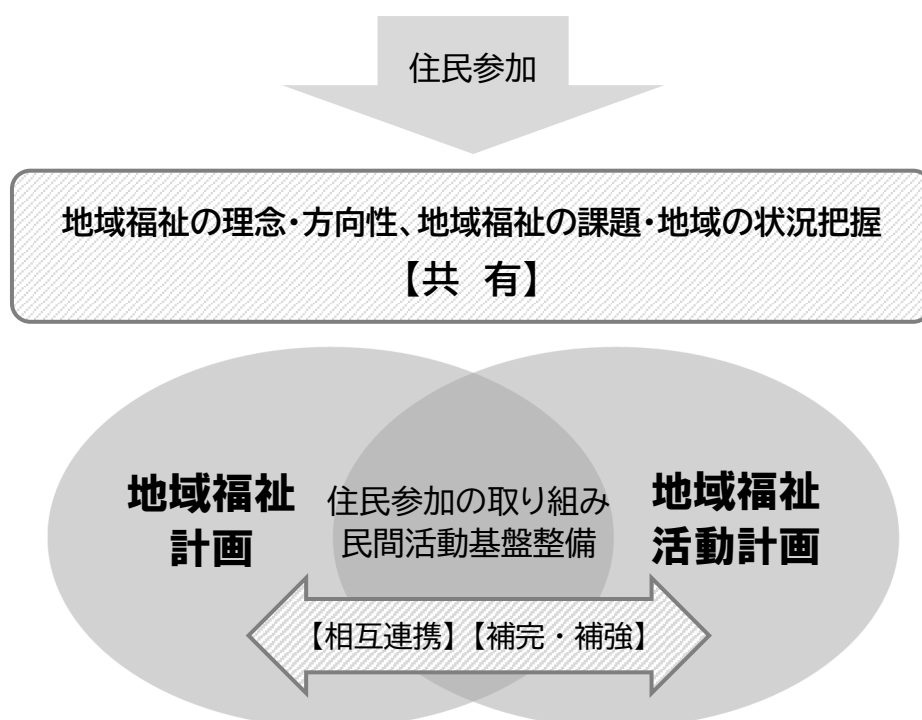
平成30年以降の地域福祉計画策定においては、国から示された「地域福祉計画策定ガイドライン」に準じていくことが求められています。国の法律や制度等も踏まえながら、本町の地域福祉をより充実させていくため、行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての住民やNPO※等の各種団体がそれぞれの役割を分担し、適切に協働することが必要です。そのためにも、住民一人ひとりがお互いに支え合うという意識を持ち、それぞれの役割を担うことで「地域力」を高め、誰もがいきいきと暮らせる“菊陽町”を目指し、本計画を策定します。

(2) 計画の一体的な策定

「菊陽町地域福祉計画」は、「菊陽町総合計画」に基づき、地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、基本施策、取り組みの方向等を明らかにした町の計画です。「菊陽町地域福祉計画」と菊陽町社会福祉協議会が策定する「菊陽町地域福祉活動計画」は、ともに地域住民等が我が事として捉え、参加を得て策定されるものであり、「地域福祉の推進」を目的として、互いに補完・補強し合う関係にあります。

そのため、町と社会福祉協議会が緊密な連携を図るとともに、社会情勢の変化や、これまでの取り組みの成果、課題を共有し、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定します。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



3 計画の性格

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に定められた「市町村地域福祉計画」として策定するものであり、「地域の支え合い・助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」「ともに支え合うことができる地域づくり」を進め、「地域共生社会の実現」を目指すための計画です。①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的なセーフティネット※の構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造、といった視点を重視しながら、策定することが必要です。

一方、「地域福祉活動計画」は社会福祉法第 109 条の規定に基づき事業の推進を図っている市町村社会福祉協議会が策定する、地域住民や社会福祉・保健関係団体や事業者等が主体的に地域で進めていく取り組みが盛り込まれた民間の行動計画です。

■社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

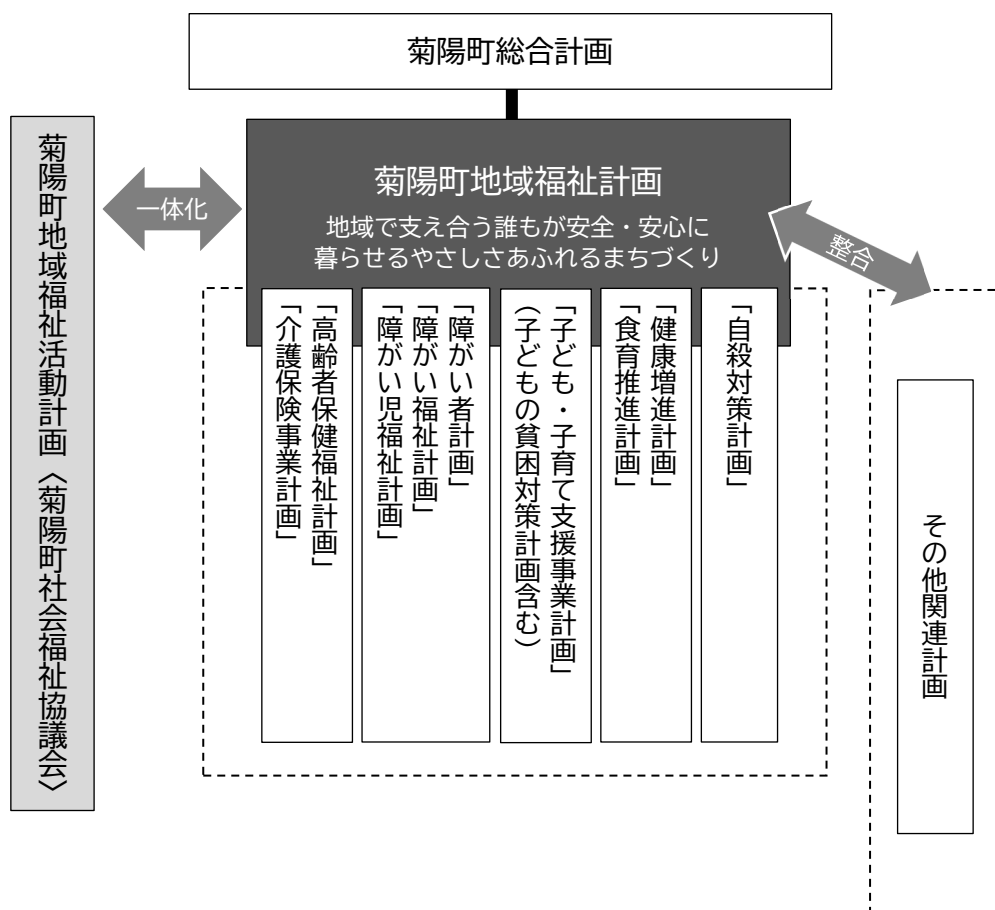
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4 計画の位置づけ

本計画は、「第6期菊陽町総合計画」の下位計画として位置づけられるほか、地域における福祉に関し共通して取り組むべき事項について、関連する各分野別の福祉計画（菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、菊陽町障がい者計画・菊陽町障がい福祉計画・菊陽町障がい児福祉計画、菊陽町子ども・子育て支援事業計画（子どもの貧困対策計画含む）、菊陽町健康増進計画・食育推進計画、菊陽町自殺対策計画）を横断的につなげる計画となっており、福祉以外の様々な分野（防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）についても、関連事項を盛り込んだ計画となっています。

そのため、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、本町に暮らす、すべての住民を対象とし、地域における福祉を推進するための基本計画となります。

また、菊陽町社会福祉協議会が策定する「菊陽町地域福祉活動計画」とも一体的に推進を図ることで、重層的な地域福祉の推進を図ります。



5 計画の期間

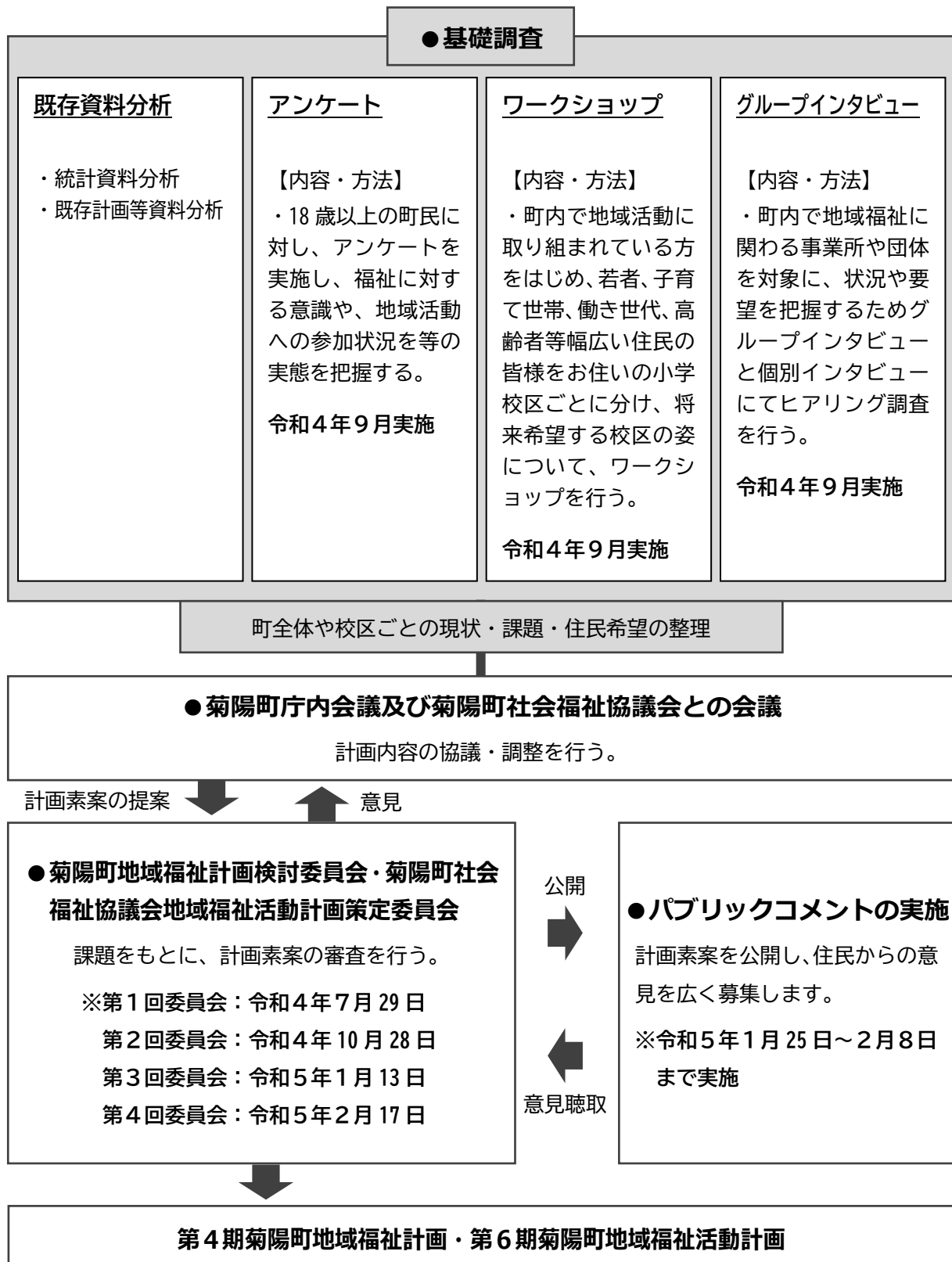
計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。また、計画期間中に社会情勢や国・県の方向性に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度 計画名	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)
菊陽町総合計画	第5期		第6期基本構想（令和3年度～令和12年度）						
	後期基本計画		前期基本計画						後期基本計画
菊陽町地域福祉計画	第3期				第4期				
菊陽町地域福祉活動計画 〈社会福祉協議会〉	第5期				第6期				
高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画	第7期	第8期			第9期（予定）				
障がい者計画	第3期				第4期（予定）				
障がい福祉計画	第5期	第6期			第7期（予定）				
障がい児福祉計画	第1期	第2期			第3期（予定）				
子ども・子育て支援 事業計画	第1期	第2期				第3期（予定）			
食育推進計画及び健康増 進計画	第1期（食育） 第2期（健康）		第2期（食育） 第3期（健康）						
自殺対策計画									

6 計画策定における体制

本計画は、次のような過程を経て、策定してきました。

■計画策定における調査と体制



第2章 菊陽町の現状

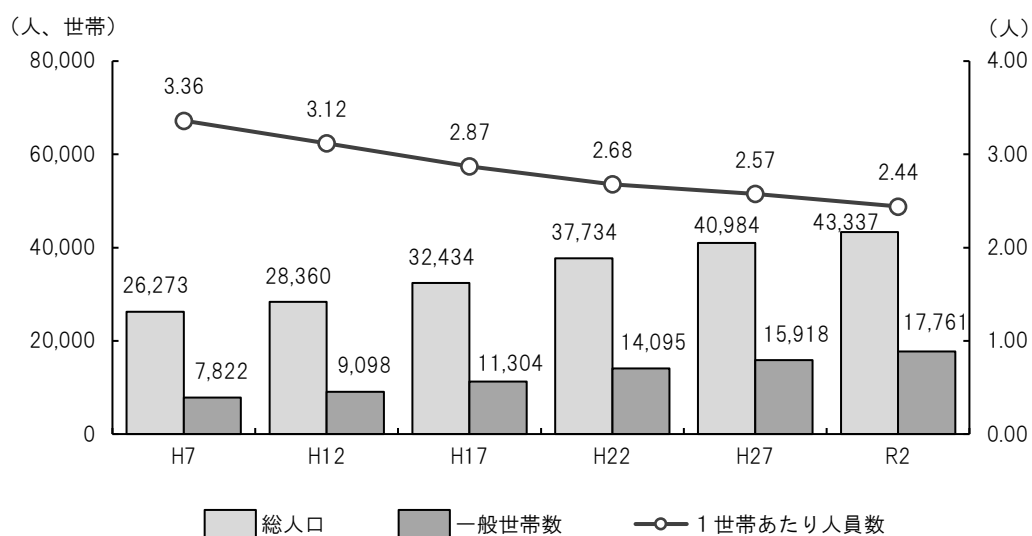
1 菊陽町の状況

(1) 人口と世帯数

① 総人口、一般世帯数、1世帯あたり人員数の推移

平成7年以降、総人口、一般世帯数ともに増加し続けており、令和2年の総人口は43,337人、一般世帯数は17,761世帯となっています。1世帯あたり人員数は減少し続けており、令和2年には2.44人となっています。

■総人口、一般世帯数、1世帯あたり人員数の推移



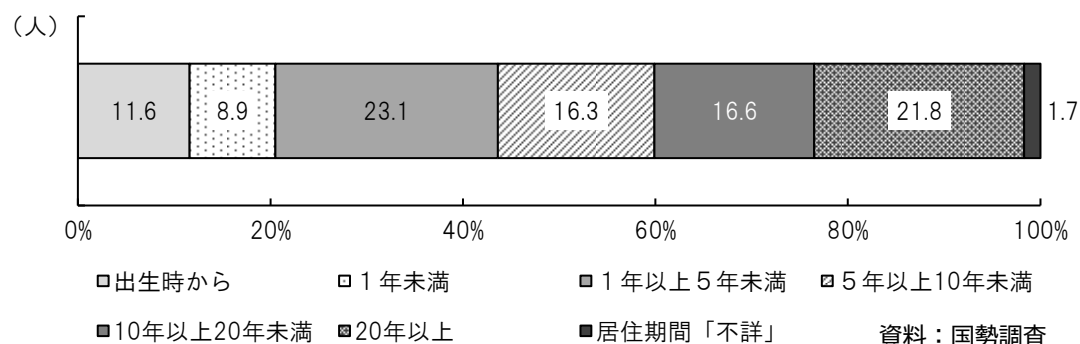
資料：国勢調査

(注) 年齢不詳があるため、合計が総人口と一致しない場合があります。

② 居住年数による人口構成

居住年数による人口構成をみると、1年以上5年未満が最も多く全体の23.1%、次いで20年以上が21.8%となっています。居住年数が5年未満の新しい町民の割合は、全体の約4割となっています。

■居住年数による人口構成



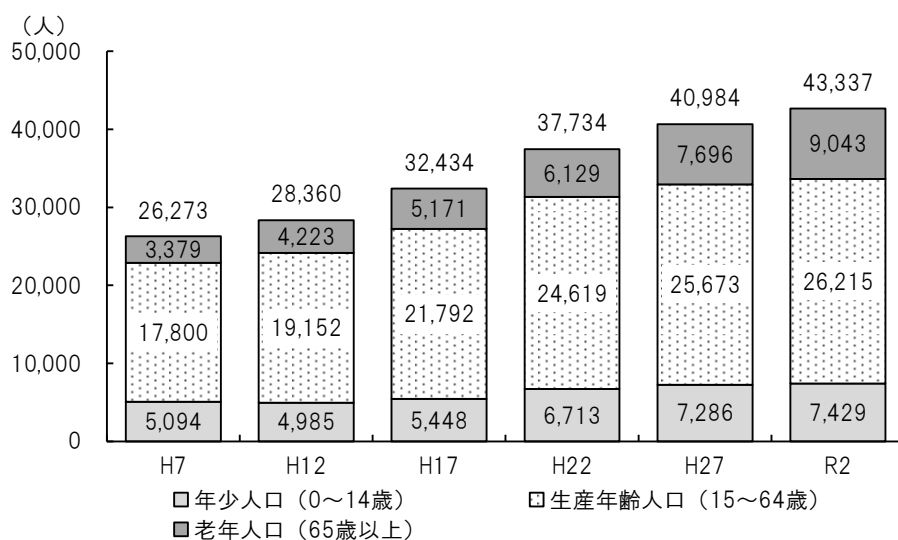
資料：国勢調査

(2) 高齢者数及び高齢化率の推移と要介護認定者数

① 高齢者数の推移と将来予測

平成7年以降、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）は増加し続けており、令和2年にはそれぞれ26,215人、9,043人となっています。年少人口（0～14歳）は平成7年から平成12年にかけて減少しましたが、平成17年以降増加を続けています。

■高齢者数の推移



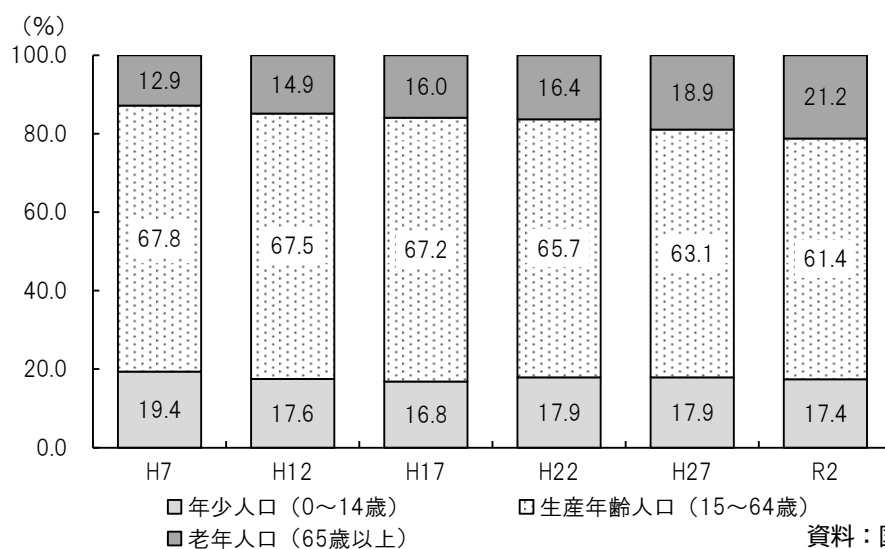
資料：国勢調査（総人口には年齢不詳を含む）

（注）年齢不詳があるため、合計が総人口と一致しない場合があります。

② 高齢化率の推移と将来予測

年齢3区分別人口構成をみると、平成7年以降、生産年齢人口の割合が減少し続けている一方、老年人口の割合は増加し続けており、令和2年の高齢化率は21.2%となっています。

■高齢化率の推移



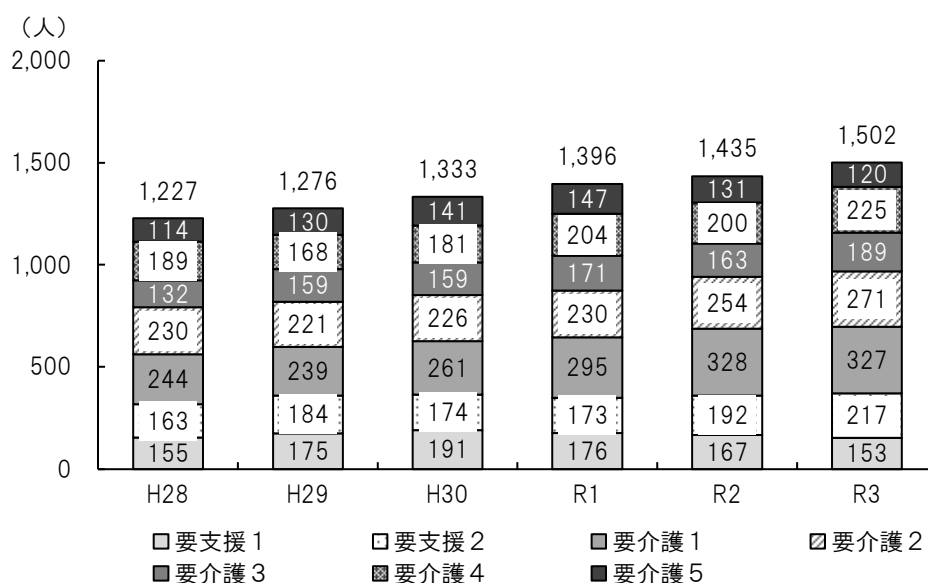
資料：国勢調査

③ 要介護認定者数の推移

要介護（要支援）認定者は、年々増加しており、令和3年には1,502人となっています。

令和3年の要介護度別の内訳は、要介護1が327人と最も多く、次いで要介護2（271人）、要介護4（225人）となっています。

■要介護認定者数及び要介護・要支援認定者数の推移（第1号被保険者のみ）

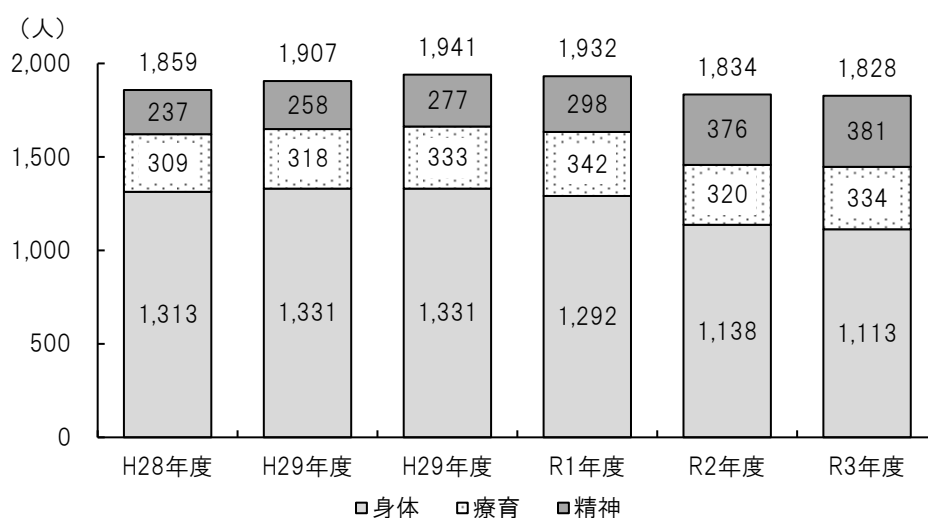


資料：介護保険事業状況報告（各年10月末）

（3）障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者の推移について、平成28年と令和3年を比較すると、身体障害者手帳所持者が200人減少、療育手帳所持者が25人、精神障害者保健福祉手帳所持者が144人増加しています。

■障害者手帳交付者の推移

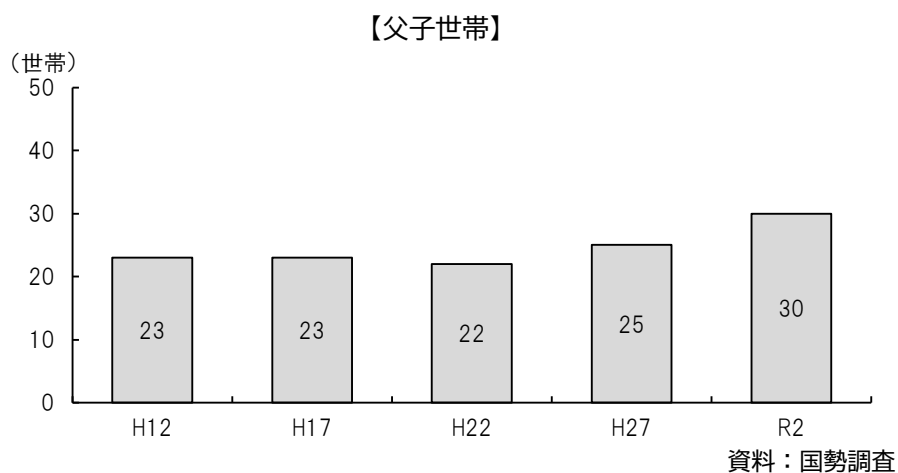
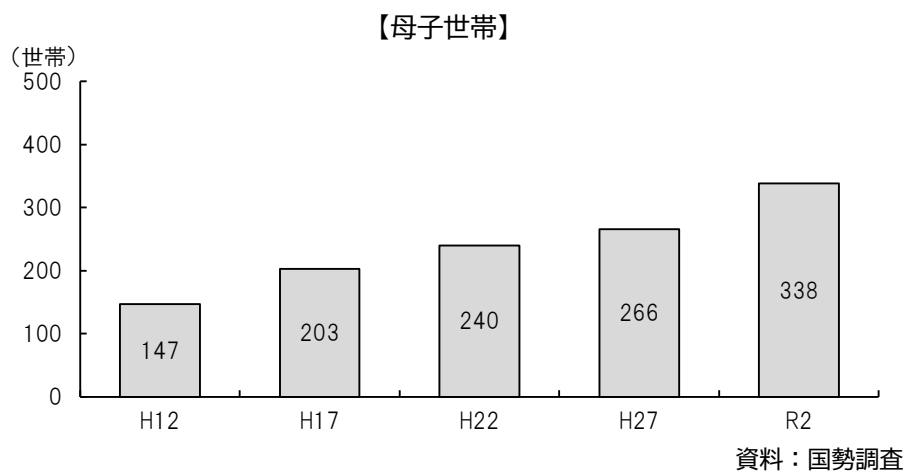


資料：福祉課（各年度3月31日）

(4) ひとり親世帯数の推移

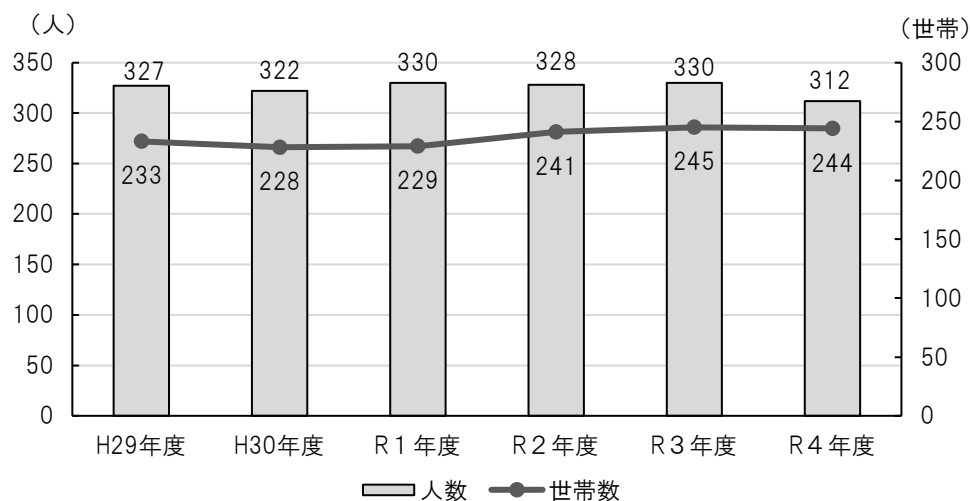
母子世帯は、平成 12 年以降増加し続けており、令和 2 年には 338 世帯となっています。
父子世帯は、平成 12 年から平成 22 年にかけてほぼ横ばいで推移していましたが、平成 27 年に増加に転じ、令和 2 年には 30 世帯となっています。

■ひとり親世帯数の推移



（５）生活困窮者の状況

生活保護世帯については、生活保護人数、生活保護世帯数ともに多少の増減はあるものの概ね横ばいで推移しており、生活保護人数が 310～330 人前後、生活保護世帯数が 230～240 世帯前後となっています。



資料：熊本県菊池福祉事務所（各年度9月30日）

（６）統計データから読み取れる課題のまとめ

本町における将来推計人口は、年々緩やかに増加を続け、令和2年には、43,000 人を超え、人口のピークはまだ先に来ると考えられています。一方、高齢者人口も増加傾向にあり、今後、現在の現役世代が高齢者になっていくことを考慮すると高齢化は加速的に進むこととなります。今後は、高齢者となっていく現役世代が、本町に住み続ける上で、これから地域福祉がとても大切になることを周知する必要があります。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者やひとり親家庭等、これまで数が少なかった人々も増加しており、多様な福祉課題を受け止められる体制づくりも必要になってきています。

2 校区別の状況

(1) 各小学校区で変化する地域課題

菊陽町には6つの小学校区がありますが、人口数や世帯数をはじめ、地域課題や地域資源、地域活動等の状況もそれぞれ異なっています。そういった実状をとらえ、菊陽町では地区（行政区）あるいは校区ごとに、話し合いの場である「福祉助け合いの会」の設立を進めています。校区別に注目すると、地域のつながりは強いが、高齢化率は上昇傾向にある地域や、共働き世帯が多く横のつながりが少ない地域等、校区によっても地域の実状は様々です。

つまり菊陽町全体の人口増加や共通する課題も増えている一方で、校区別の地域課題も顕著にあらわれています。

このような中、各小学校区で抱える課題や困りごとを住民同士で共有し、地域課題を意識したり、活動に結び付けていくことが重要になっていきます。

(2) 住民アンケート調査、住民ワークショップから見える各小学校区活動への期待

本計画策定を進める上で、住民アンケート調査と住民ワークショップを実施しました。その中で、自分たちが暮らす小学校区範囲での意見では、抱えている課題や意識の変化等、違いも見えてきています。

近所同士のつながりの変化や年齢構成・世帯構成の変化、多様な生活様式や生活行動の変化、交流活動や行事等の変化、新しい店舗ができたり社会福祉施設等ができたりといった地域の建造物の変化等、大きく変化している菊陽町の中で、安全・安心に暮らしていけるために、「変わらない地域のつながり」をこれからも作り続けることが必要です。

(3) 宝もののマップ

本計画において、各小学校区におけるこれからの取り組みを推進していくために、各小学校区の「宝もののマップ」を作成しました。

このマップは、各小学校区で取り組まれている地域づくりの活動や校区の宝もの（地域の社会資源）、校区の心配ごと等をそれぞれに作成したものです。

ただし、このマップは現在進行形のマップでもあります。住民の皆様が、発信していただいた自分の住む地域の魅力を、様々な形で町や社会福祉協議会とともに、より良いものに作り上げていただき、この地域に、この小学校区に住んで良かったと、次世代の人々に思ってもらえるよう推進していきます。

- ① 菊陽南小学校区
- ② 菊陽中部小学校区
- ③ 菊陽北小学校区
- ④ 菊陽西小学校区
- ⑤ 武蔵ヶ丘小学校区
- ⑥ 武蔵ヶ丘北小学校区

① 菊陽南小学校区

面積	1,336ha
人口	1,812人（高齢化率 38.7%）
世帯数	840世帯

（令和4年9月30日現在）



【菊陽南小学校区宝ものマップ】

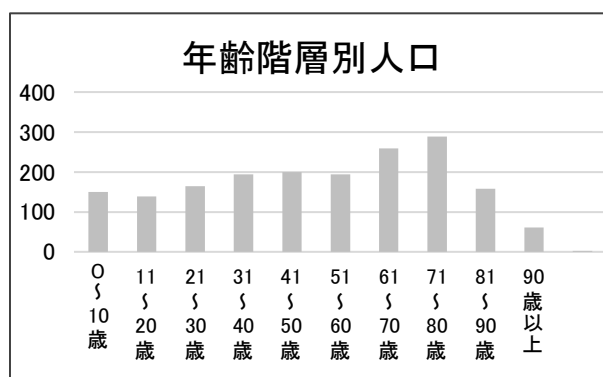
～地域の宝ものをこれからも

探そう！増やそう！見晴らし良好！～



【菊陽南小学校区の状況】

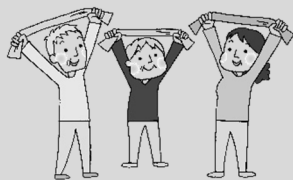
■自治会・行政区等	6 地区
■民生委員児童委員	4 人
■老人会	3 団体
■サロン等の交流活動	6 団体
■自主防災組織※	5 地区
■子ども会	15 地区
■助け合いの会設立	令和2年度



【菊陽南小学校区の住民意見】

●アンケートで出ていた主な意見

- ・他の小学校区に比べて、近所の人との付き合いを広げたり、より深い関係を築いたり、助け合える雰囲気づくりができればよいと考える人が多い
- ・近所の人と身近に集まれる場所が形成されている
- ・現状の地域活動への参加度合いや民生委員・児童委員の活動への関心度合いは低い
- ・今後、福祉施策として充実してほしいこととして、高齢者福祉や地域のつながりづくりが多く上がっている



●校区ワークショップで出た“校区の宝もの”

- ・生まれ育った家に住んでおられる人が多く、地域のつながりが強い
- ・小学校と地域との連携が強い
- ・病院、施設が多く、空港が近いので便利
- ・馬場楠の獅子舞等伝統行事の継承
- ・校区合同での敬老会がある・元気な高齢者が多い

●校区ワークショップで出た“校区の心配ごと”

- ・人口は減少しているが、高齢化率は高い
- ・お店が近くにないため、買い物が不便
- ・免許返納しにくい高齢者が増えている
- ・バスの廃止、乗り合いタクシーの使いにくさがある
- ・土砂崩れ等が心配な危険個所が多く、大雨等の際、避難所（公民館）へ避難できない



●こんな菊陽南小学校区になったらいいな

- ・サロン活動や敬老会の活性化を図る、特に男性の参加を促したい
- ・自治会や PTA で女性にチャンスや機会が与えられるような機運を醸成する
- ・介護施設の資源活用をして、住民に対する「介護教室」を開催したい
- ・買い物難民の解消、（主に高齢者の）移動手段を確保したい

②菊陽中部小学校区

面積	692ha
人口	11,966人（高齢化率 19.0%）
世帯数	5,251世帯

（令和4年9月30日現在）



【菊陽中部小学校区宝ものマップ】

～地域の宝ものをこれからも

探そう！増やそう！見晴らし良好！～

登下校見守り活動



緑陽台区しめ縄作り



下原区みこし



どんどや



わくわくショッピング



川施餓鬼



グラウンドゴルフ



地域座談会

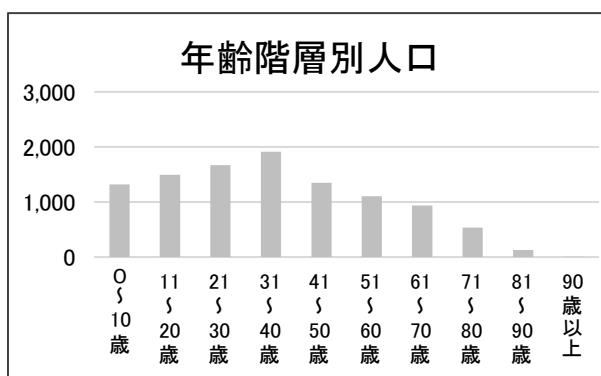


健康麻雀



【菊陽中部小学校区の状況】

■自治会・行政区等	15 地区
■民生委員児童委員	12 人
■老人会	7 団体
■サロン等の交流活動	9 団体
■自主防災組織	13 地区
■子ども会	15 地区
■助け合いの会設立	令和4年度



【菊陽中部小学校区の住民意見】

●アンケートで出ていた主な意見

- ・他の小学校区に比べて、自分のまちを菊陽町全域と捉える人が多い
- ・近所の人と身近に集まれる場所が比較的少ない
- ・民生委員・児童委員の活動として地域の子どもや高齢者の見守りの充実が求められている
- ・ボランティア活動に参加したくても、内容や参加方法がわからない人が多い
- ・今後、福祉施策として充実してほしいこととして、福祉サービス提供者の人権意識を高める研修や啓発が多く上がっている



●校区ワークショップで出た“校区の宝もの”

- ・役場や社協が近いため、相談に行きやすい
- ・既存地区は伝統行事があり、多世代交流ができています
- ・子どもたちの登下校の見守りを実施している
- ・隣近所との助け合いが行われている

●校区ワークショップで出た“校区の心配ごと”

- ・近所の人と顔を合わせる機会が減り、世代間交流等の場がない
- ・男性が一人でも利用したい施設がない
- ・農業が忙しく、地域行事に参加できにくい
- ・歩道や横断歩道がない場所が多く危険
- ・IT※化も大事だが、高齢者のことも考えて通知をしてほしい
- ・子育て支援の拠点がない



●こんな菊陽中部小学校区になったらいいな

- ・地域内で“ついでに”買い物をしてあげられる関係性づくり
- ・話し合いや助け合い、協力し合いをこころがける
- ・安全な通学路のために、草はらい等のボランティア活動を推進する
- ・ボランティアや福祉の担い手間での情報交換会を行う

③菊陽北小学校区

面積	1,128ha
人口	6,141人（高齢化率 20.2%）
世帯数	2,506世帯

（令和4年9月30日現在）



【菊陽北小学校区宝ものマップ】

～地域の宝ものをこれからも

探そう！増やそう！見晴らし良好！～

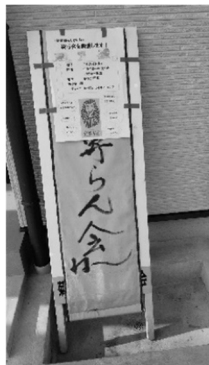
しめ縄づくり



鉄砲小路区見守り活動



駅前区「寄らん会ね」



光団地 炊き出し訓練



南方見守り交流会



ふれあいサロン

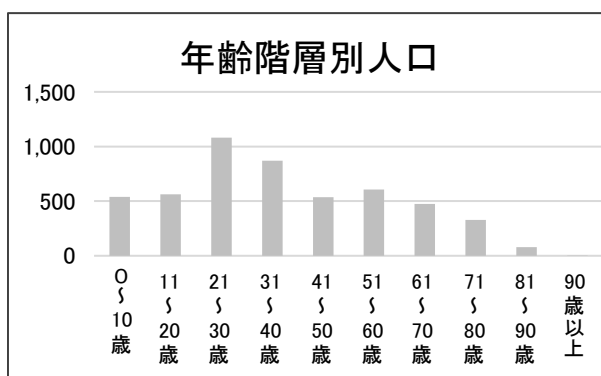


踏切での交通安全見守り



【菊陽北小学校区の状況】

■自治会・行政区等	12 地区
■民生委員児童委員	9 人
■老人会	8 団体
■サロン等の交流活動	8 団体
■自主防災組織	8 地区
■子ども会	2 地区
■助け合いの会設立	令和4 年度



【菊陽北小学校区の住民意見】

●アンケートで出ていた主な意見

- ・他の小学校区に比べて、近所の人と立ち話や世間話をする人が多い
- ・地域で協力できることとして、ちょっとした買い物や話し相手に協力するという人が多い
- ・現状の地域活動として子どもや高齢者への見守りや声かけが活発に行われている
- ・地域活動についてどこで活動しているかわからない人が多い
- ・地域の中での子どもを中心とした交流場所や居場所づくりが求められている
- ・今後、福祉施策として充実してほしいこととして、保健・医療サービスや高齢者福祉や地域のつながりづくりが多く上がっている



●校区ワークショップで出た“校区の宝もの”

- ・北小学校区青少協が活発で、地域活動に参加する人も多い
- ・公民館を使った世代間交流ができる
- ・神社が多く、地域の行事として祭りが行われている
- ・JR 豊肥線があり、沿線上の地域は交通の便がいい
- ・地域密着型高齢者施設との共同作業が行われている

●校区ワークショップで出た“校区の心配ごと”

- ・交通量が多く、交通渋滞をどうにかしてほしい
- ・近所の人と顔を合わせる機会が減った
- ・通学の距離により、校区以外の小学校に通う児童もいる
- ・小学校校舎の増築により、高齢者の集いの場（グラウンドゴルフ）がなくなった
- ・サロンメンバーの固定化により参加者が増えない
- ・公民館がない地区があるので、日頃の会合や防災の時に困る



●こんな菊陽北小学校区になったらいいな

- ・外国人に地域の文化を伝えて理解してもらえる地域の関係をつくる
- ・高齢者と子どもの交流や、転入者との交流がしたい
- ・高齢者宅に放送設備（個別受信機）の取り付けを行ってほしい
- ・子どもの居場所と高齢者や住民、様々な人が交流できる場がほしい

④菊陽西小学校区

面積	325ha
人口	11,764人（高齢化率19.2%）
世帯数	4,953世帯

（令和4年9月30日現在）



【菊陽西小学校区宝ものマップ】

～地域の宝ものをこれからも

探そう！増やそう！見晴らし良好！～

杉並台区 ひよこクラブ



沖野区 おしゃべり会



各区での夏祭り



北新山区 100歳体操



ふれあいサロン



新山区 見守り隊



地域座談会

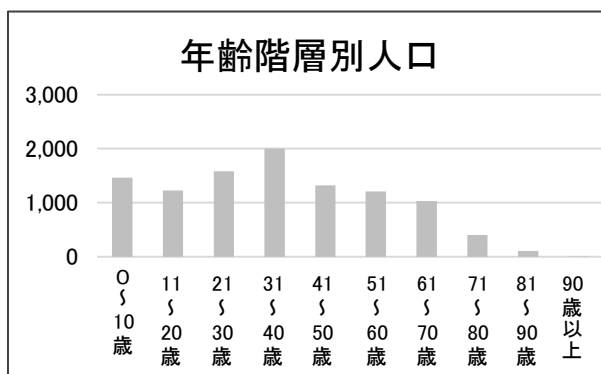


三里木地区 見守り隊



【菊陽西小学校区の状況】

■自治会・行政区等	12 地区
■民生委員児童委員	9 人
■老人会	9 団体
■サロン等の交流活動	9 団体
■自主防災組織	11 地区
■子ども会	11 地区
■助け合いの会設立	-



【菊陽西小学校区の住民意見】

●アンケートで出ていた主な意見

- ・地域の活動に参加できない人の多くが仕事や家事で忙しいことを理由に上げている
- ・地域の課題として環境美化やごみの問題が上がっているが、現状の地域活動として環境美化等の活動が他の小学校区に比べて乏しい
- ・相談窓口について、他の機関等と連携し、最適な相談窓口を紹介してもらえる体制づくりが求められている
- ・町の SNS※（公式 LINE）から情報を収集している人が多い

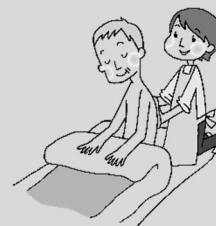


●校区ワークショップで出た“校区の宝もの”

- ・西小学校区運動会がある
- ・夏祭りが各行政区において活発
- ・スーパーや商業施設が多く、歩いて買い物へ行きやすい
- ・JR 三里木、光の森駅があり移動しやすい
- ・さんさん公園やニンジムがあり、健康へ意識が高まる

●校区ワークショップで出た“校区の心配ごと”

- ・近所の人と顔を合わせる機会や挨拶をすることが減った
- ・避難所の確保や一時避難所の整備の検討
- ・通学路の歩道が狭くて危険な場所がある
- ・高齢化で独居世帯や空き家が増えている
- ・共働き世帯が多くなり、横の繋がりがつくりにくい
- ・ふれあいサロンを実施している行政区が多いが、参加者が高齢化している



●こんな菊陽西小学校区になったらいいな

- ・積極的に声かけやあいさつを行う
- ・ボランティア集団の募集・組織化を図っていききたい
- ・買い物支援の充実を図る、地域の中でも手伝える体制づくり
- ・避難できない人と一緒に避難できるような地域づくりに取り組む

⑤ 武蔵ヶ丘小学校区

面積	85ha
人口	4,838人（高齢化率 23.1%）
世帯数	2,168世帯

（令和4年9月30日現在）



【武蔵ヶ丘小学校区宝ものマップ】

～地域の宝ものをこれからも

探そう！増やそう！見晴らし良好！～

武蔵ヶ丘1町内保育園児との交流



グラウンドゴルフ



武蔵ヶ丘5町内ひまわり会



武蔵ヶ丘3町内見守り会



武蔵ヶ丘コミュニティセンター

武蔵ヶ丘中学校

武蔵ヶ丘2町内

武蔵ヶ丘4町内

武蔵ヶ丘小学校

武蔵ヶ丘1町内

武蔵ヶ丘3町内

武蔵ヶ丘5町内

光の森武蔵ヶ丘保育園

光の森4町内

まなびの公園

光の森5町内

光の森3町内

菊陽町光の森防災広場

光の森2町内

菊陽町役場西部支所

光の森1町内

ほっとステーション武蔵ヶ丘



どんどや



各地区での清掃美化作業

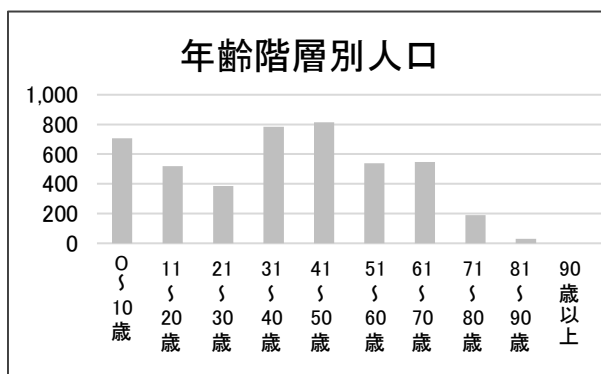


武蔵ヶ丘4町内コスモス祭り



【武蔵ヶ丘小学校区の状況】

■自治会・行政区等	10 地区
■民生委員児童委員	7 人
■老人会	9 団体
■サロン等の交流活動	1 団体
■自主防災組織	6 地区
■子ども会	5 地区
■助け合いの会設立	-



【武蔵ヶ丘小学校区の住民意見】

●アンケートで出ていた主な意見

- ・他の小学校区に比べて、近所の人とあいさつをかわす程度の付き合いが多い
- ・近所の人を手助けを必要としている際に手伝えることが全体的に、他の小学校区に比べて低い
- ・地域での人との関わり方やボランティア活動についても余裕のある人がすべきことという考え方の人が多い
- ・地域や行政、社会福祉協議会問わず、気軽に相談できる環境を望む人が多い



●校区ワークショップで出た“校区の宝もの”

- ・ほっとステーション武蔵ヶ丘があり、相談しやすい
- ・祭りや伝統行事の継承
- ・光の森方面は買い物に行きやすく便利
- ・買い物できる場所が多い

●校区ワークショップで出た“校区の心配ごと”

- ・一人暮らし高齢者の県営武蔵ヶ丘団地への入居が多い
- ・町内の活動者・担い手が不足している
- ・地域の中で相談を互いにできる場がほしい
- ・集会所のない地区があるので、災害の時に困る
- ・高齢化率が 50%を超えている地区があり、独居世帯や空き家が増えている（団地）
- ・ふれあいサロンを含む定期的な交流をしている地区が少ない



●こんな武蔵ヶ丘小学校区になったらいいな

- ・会議等を進めるスキルの学びあいをして効率化を図る
- ・ボランティアができる人を増やす、ボランティアセンターと企業の連携を図る
- ・住民同士の情報交換を積極的に行い、連絡先を近隣の人と交換する
- ・介護を必要としないように元気で居続けられる健康づくりを意識する
- ・障がいのある人も安心して暮らすことができ、地域に参画できる雰囲気づくりに取り組みたい

⑥ 武蔵ヶ丘北小学校区

面積	180ha
人口	7,121 人（高齢化率 22.2%）
世帯数	3,140 世帯

（令和4年9月30日現在）



【武蔵ヶ丘北小学校区宝ものマップ】

～地域の宝ものをこれからも

探そう！増やそう！見晴らし良好！～

足湯ボランティア



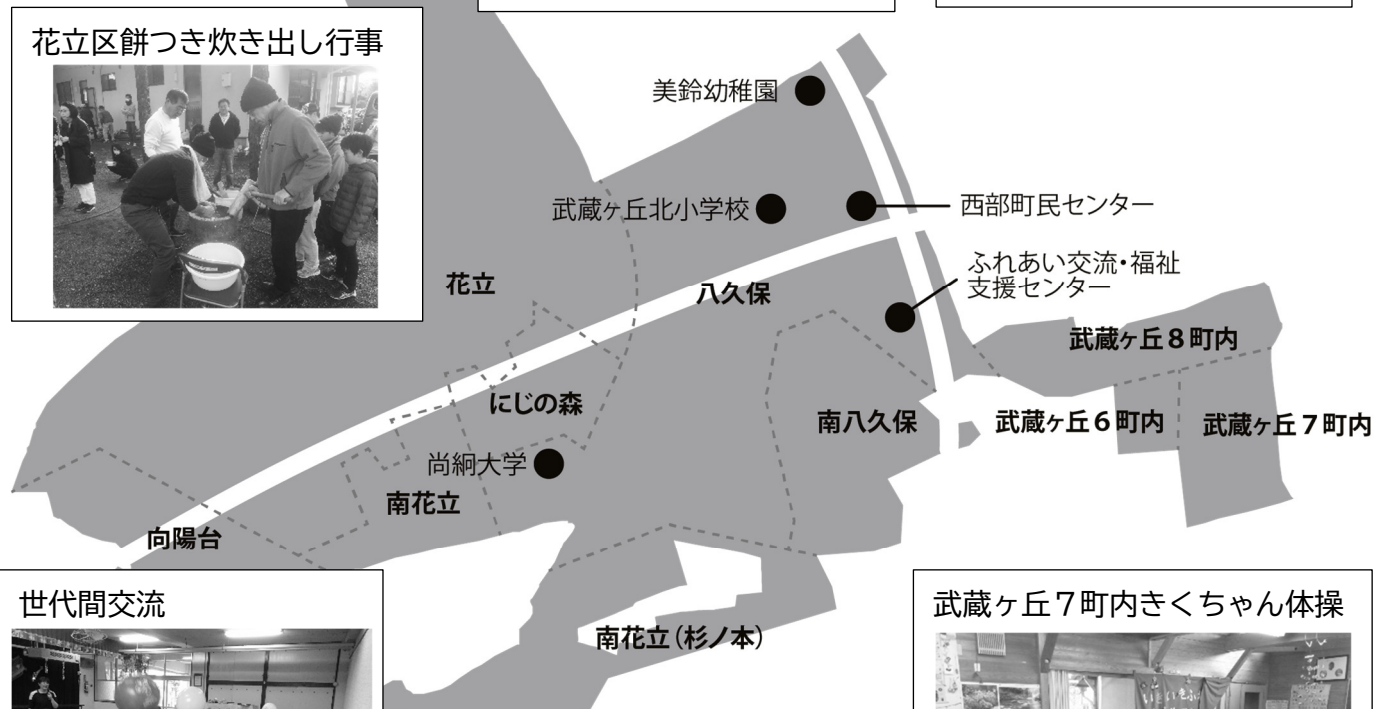
ふれあいサロン



武蔵ヶ丘8町内健康倶楽部



花立区餅つき炊き出し行事



世代間交流



特別養護老人ホームへの見学会

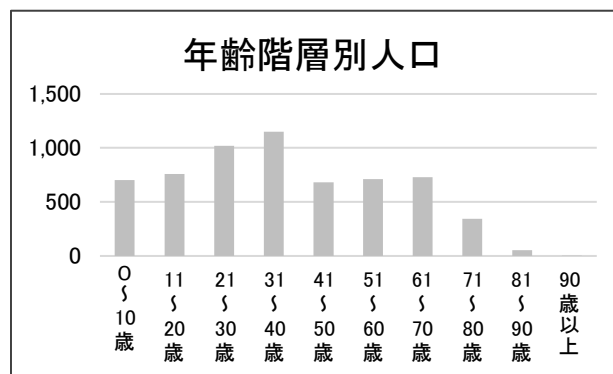


武蔵ヶ丘7町内きくちゃん体操



【武蔵ヶ丘北小学校区の状況】

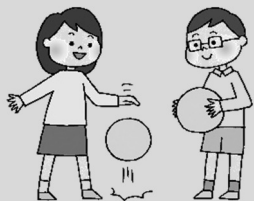
■自治会・行政区等	9地区
■民生委員児童委員	9人
■老人会	4団体
■サロン等の交流活動	9団体
■自主防災組織	9地区
■子ども会	7地区
■助け合いの会設立	-



【武蔵ヶ丘北小学校区の住民意見】

●アンケートで出ていた主な意見

- ・他の小学校区に比べて、近所の人との付き合いを今のままで良いと考える人が多い
- ・近所の人と身近に集まれる場所が形成されている
- ・地域の中で健康体操等の集いの場や、一人暮らし高齢者等の活動が求められている
- ・交通に関しては満足度が高い
- ・ワンストップ※型の相談窓口を求める人が多い



●校区ワークショップで出た“校区の宝もの”

- ・子育ての拠点施設が多い
- ・買い物できる商業施設が多い
- ・宗教法人があり、緊急時の避難所となりうる
- ・交通の便が良く、町外に行きやすい
- ・ふれあいサロンを含む定期的な交流をしている地区が多い

●校区ワークショップで出た“校区の心配ごと”

- ・子ども会や老人会の組織が無くなってきている
- ・転入者と既存の住民が交流できる機会がない
- ・交通渋滞が激しく、子どもの登下校の見守りが心配
- ・組織に加入していないと利用できないと感じる施設が多い
- ・熊本市と隣接しており、飛び地の地区があり交流がしにくい



●こんな武蔵ヶ丘北小学校区になったらいいな

- ・気軽に、いつでも行ける場所をつくる
- ・子どもと高齢者がつながれる関係性づくり（敬老会等のような）
- ・高齢者コミュニティの存続のため、サロンの参加者増加に向けて声かけ情報発信を行う
- ・引きこもり※に対する支援を強化し、地域の中で受け止められる体制を整える（声かけ）

3 関係団体ヒアリングの結果

(1) 実施概要

計画策定に向けて、地域の中で積極的に福祉活動を行っているグループの活動の現状と課題や、活動の中でよく聞く地域の声等を拾い上げるために、グループインタビューを実施しました。

■概要

実施方式	●グループインタビュー 対象団体を複数集め、数人ずつ1つのテーブルに座っていただき普段の活動から、団体や地域の課題をあげ、他の参加者と意見交換を行いながらインタビューを行う方式。 ●個別インタビュー 対象団体ごとにお伺いし、その団体の詳細についてインタビューを行う方式。																							
参加団体	みちくさ、つくしんぼ、きくよう SPF（菊陽町ひとり親家庭福祉協議会）、ボランティア連絡協議会、こども食堂※（えるぴあ、NEXTEP）、民生委員児童委員連絡協議会、保護司会、きくよう地域生活支援センター、老人クラブ連合会、たゆやか、イルカの会、みんなの家の会、きくよう虹の会、ひよこクラブ 計 15 団体																							
実施日程	●グループインタビュー <table><tr><td>令和4年9月22日（木）10時半～</td><td>午前の部</td><td>計 5人</td></tr><tr><td>13時半～</td><td>午後の部</td><td>計 22人</td></tr></table> ●個別インタビュー <table><tr><td>令和4年9月8日（木）</td><td>みんなの家の会</td><td></td></tr><tr><td>令和4年9月10日（土）</td><td>たゆやか</td><td></td></tr><tr><td>令和4年9月13日（火）</td><td>イルカの会</td><td></td></tr><tr><td>令和4年9月24日（土）</td><td>きくよう虹の会</td><td></td></tr><tr><td>令和4年9月26日（土）</td><td>ひよこクラブ</td><td>計 30人</td></tr></table>			令和4年9月22日（木）10時半～	午前の部	計 5人	13時半～	午後の部	計 22人	令和4年9月8日（木）	みんなの家の会		令和4年9月10日（土）	たゆやか		令和4年9月13日（火）	イルカの会		令和4年9月24日（土）	きくよう虹の会		令和4年9月26日（土）	ひよこクラブ	計 30人
令和4年9月22日（木）10時半～	午前の部	計 5人																						
13時半～	午後の部	計 22人																						
令和4年9月8日（木）	みんなの家の会																							
令和4年9月10日（土）	たゆやか																							
令和4年9月13日（火）	イルカの会																							
令和4年9月24日（土）	きくよう虹の会																							
令和4年9月26日（土）	ひよこクラブ	計 30人																						



グループインタビューの様子

(2) 主な意見

【地域のつながり】

- 地域の中で近況報告をしたり、今の悩みごとを共有できる場として活動に参加しているが、意見交換をする場は地域の中でも大切である。
- 障がいの有無を問わず交流できる場所がほしい。特に、相談に乗ったり、趣味やスポーツ等の活動に打ち込めるような交流があると良い。
- 企業等がどんどん増え、便利で大きなまちになると思う。そうなったとしても、楽しく地域活動にも参加できるようにしてほしい。
- だれでも参加できるサロン活動があれば、色々つながりができて良い。こども食堂の発展版。
- 民生委員のいない地区の地域のつながりが気になっている。高齢者の見守り等、地域の中での交流が図られているならいいが、対策が必要。
- 子どもと高齢者の関わる機会をもっとあっても良い。双方からの働きかけが重要。まずは地域や隣近所のあいさつから。老人クラブとの連携等もしていきたい。

Point

全体的に、世代間交流や地域の希薄化が意見として上がってきました。世代を超えた交流の機会を設け、誰もが憩える場づくりが今後必要です。

【高齢者福祉】

- 介護の情報発信は自分が当事者なので気になる。積極的に発信してほしい。
- 徘徊者が増えており、地域で守ってあげられるようにしなければならない。
- 特別養護老人ホームの費用が高くて入れないこともある。
- 認知症カフェ※ができたが、コロナ禍で利用者が減っている。このカフェに福祉関係の事業者に参加してもらい、情報交換等ができると良い。
- 一人暮らし高齢者の見守りは最初知らない人で、訪問しているうちに関係ができる。これを活かした地域づくりをしていく必要がある。

Point

地域における認知症の方の増加やその方々への対応、施設入所の問題等、課題が上がってきました。住民、行政、社協のみならず、企業や施設、病院等の多機関と協働し、高齢者が安心して暮らせる仕組みづくりが必要です。

【子ども・子育て】

- 杉並台コミュニティセンター前の公園で遊んでいる未就園児対象に、声をかけながら子育て世代の親子の交流機会を設ける活動をしている。料理を作って提供等もしており、食育等にもつながっている。
- 親子がいつでも自由に遊べる場所が増え、それを地域で見守ることができ、子どもがすくすくと安心して育つまちになってほしい。
- 相談先に悩むことがある。特に学校とトラブルがあった場合の相談先がない。
- 子どもの貧困対策は進めていかなければならないと思う。
- きくよう SPF の活動は周知ができておらず、利用する人からの満足度は高いのになかなか広がらない。
- ひとり親家庭は特に相談できなかつたり、支援を頼ることをしない家庭が多いので、情報発信や周囲の声かけが大事。
- ひとり親家庭で一番悩むのが進学。相談に乗ってほしい。
- こども食堂の取り組みは良いが、時間が限られている。もっと自由に来れる場所になると良い。
- 子どもを中心に様々な体験（キャンプ等）ができる機会がもっとあると良い。それが地域に広まれば、地域の活性化につながる。
- 子ども会が少なくなっており、既存の子ども会に参加しない人も多い。
- 給食の無償化のように、子育て支援を行っているアピールを大々的にできる施策があっても良い。

Point

子育て世帯における相談場所の周知の問題や、親と子が交流できふれあえる場所の問題等が上がってきました。こども食堂やつどいの広場の更なる周知、相談体制の周知及び強化が求められています。

【安心・安全な暮らし】

- 障がい者も含めた、あらゆる社会的に立場の弱い人へのきめ細かな支援をしてほしい。

Point

高齢者や障がい者、子どもや子育て中の保護者等、すべての住民が安心して生活を送るための環境の整備や段差の解消等、人に優しいまちづくりの推進が求められています。

【障がい福祉】

- 親が高齢になると、障がいを持っている子どもを支えられるのが不安。親亡き後の対策が非常に重要。
- ガイドヘルパー（買い物や映画についてきてくれる人）がほしい。
- 体を動かしたり、レクリエーション※の活動が増えてほしい。菊陽町は、支援はあれど障がいのある人の活動の機会が少ないように感じる。
- 障がい者が住みやすいまちとなってほしい。
- お店等の公共の場での障がい者への理解が深まってほしい。
- ヘルプカードを上手く活用できる方法がないか。
- 障がい児保護者への支援、特に専門機関へのつながりが難しい。
- 自立支援のために、カウンセラー※やコーディネーター※が自主活動にも関わってほしい。
- 相談場所としてプライバシーにも配慮できる環境がほしい。
- 支援制度について情報発信に注力してほしい。
- グループホームや障がい者向けのシェアハウス※等の住環境、作業所等の施設面の強化をしてほしい。
- 成年後見制度※等の充実を図ってほしい。
- 送迎や移動手段への援助がほしい。
- 福祉避難所は必要。障がいのある人だと避難しづらい。
- 放課後等デイサービス※の利用をしようにも、学校からの送迎がなく利用しづらい。

Point

障がい者への理解の促進や、障がい者を抱える家族の問題、制度や施設の充実の問題等、多岐にわたり課題が上がってきました。障がい者が住みやすい菊陽町にするために、相談体制の充実や、地域への理解の促進及び障がい者もつどえる交流の場づくりが求められています。

【日常生活の利便性等】

- 活動の場に行くにも交通手段が乏しい。キャロッピー号も曜日が固定で使いづらい。
- 交通に便利なまちとなってほしい。
- 交通量がどんどん増えており、渋滞等も多い。道路環境を改善しないとイケない。
- 交通量の増加で子どもの事故等の可能性も高い。交通安全のための意識啓発も必要。
- 福祉関係の送迎を無料でできる仕組みづくりができると良い。

Point

交通量の増加で歩行者の安全が脅かされています。交通環境の改善や地域での見守りが大切です。また、自家用車のない方々の日常生活に必要な買い物や病院受診等への移動支援も必要です。

【団体の活動】

- 活動の担い手不足は深刻で、既存の活動者はどんどん高齢化している。人材発掘と育成をしながら、リーダーシップを取れる人を確保していかなければならない。
- 社協との連携を図り、活動の活性化や持続可能な体制づくりを実施したい。
- 活動継続をしていくための補助金や助成金のメニューを増やしたり、情報提供を行ってほしい。
- 地域に根差した職員が行政・社協にいることは安心感につながる。
- 活動に協力してくれるボランティアがほしい。
- 団体活動の情報を広く発信できるようにしたい。
- 障がい児の団体では、子どもが高校卒業後は参加できない仕組みだが、その後も関わってもらえるようにすべき。

Point

ボランティア等の担い手不足や世代交代の危機等、団体支援の人手不足が著しい状況です。今以上に、行政、社協ともに各団体との連携を強化し、団体の後方支援及び情報発信が必要です。

【その他】

- 福祉分野を問わずアウトリーチ※型の支援の重要性は高まる。相談に行きづらい、情報を知らない人たちを救える体制づくりが必要。
- のんびりと過ごせる菊陽町であり続けてほしい。
- 地元意識の強い高齢者の意見が強く、移住者にとっては住みにくいまち。
- 役場の機能として、対応の速度や専門性の強化を図ってほしい。
- 議会録を見ていると農業分野への関心が高いように感じる。多様な政策に力を入れてほしい。
- TSMC の工場ができると海外の人が増えるので、様々な対策が必要。
- 空き家の利活用もしていくべき。

Point

菊陽町に移住してきても安心した日常生活を営めるように、困った時にすぐ行ける相談場所の確保等、福祉が充実し、住みやすいまちづくりが求められています。

4 前期計画の検証

基本目標1 地域への関心を高め、地域の課題を地域で解決する仕組みづくり

< 基本方針 >

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 組織体制作りの推進 | ④ 地域福祉の拠点づくり |
| ② 福祉意識の醸成 | ⑤ 地域福祉の推進体制の強化 |
| ③ 健康づくり、生きがいづくり | ⑥ 孤立させない地域づくり |

【成果】

- 半数程度の地区（行政区）において、福祉助け合いの会を立ち上げ、地域の福祉課題等を話し合う場をつくることができた。
- 各小中学校における人権教育や学習会のほか、人権啓発イベント「人権のまち菊陽フェスタ」等を通して住民の人権意識の醸成を図ることができた。
- コロナ禍でも実施できる講座を企画する等、工夫して町主催講座やシニアカレッジを開催するとともに、受講生の成果を発表する場を設ける等、生涯学習の機会の充実を図ることができた。また、より幅広い世代へ周知するため、令和4年度に町LINEでの生涯学習の講座案内冊子の掲載を開始した。
- お互いの人権を尊重し、地域の支えあいの意識を高めるため、住民と一緒に考え、福祉について学ぶ機会を設けた。
- 公民館等をつかった地域の交流活動において、行政や関係機関と連携し、勉強会や生涯学習講座を開催した。
- 住民が気軽に立ち寄れる場として武蔵ヶ丘団地内に食・交流・相談をテーマとした交流拠点施設「ほっとステーション武蔵ヶ丘」を展開した。また、拠点の機能強化を図るため令和2年度から定期的にほっとステーション連絡会を開催した。
- 健康麻雀やほっとステーション武蔵ヶ丘での各種教室、男性の趣味活動を通し仲間づくりを目的とした男のつどい等を開催した。
- 個別の困りごとに対して、専門機関だけでなく、民間団体等の多様な機関と協働し課題解決に取り組むことができた。
- 見守りネットワーク活動の取り組みとして、民生委員・児童委員と協力して、緊急時あんしんカード、ふれあいカード等を作成し、安心できる体制づくりに努めた。

【課題】

- 福祉助け合いの会の参加者が主に区長・自治会長と民生委員・児童委員等に限定されているため、地域住民や関係機関の参加を促進する必要がある。
- 住民の人権意識の醸成を図るとともに、地域の福祉課題への関心を高めるため、様々な機会を通じて、周知・啓発を進める必要がある。
- 地域での学習会や、福祉体験学習を通して、住民一人ひとりが福祉の支え手となるよう福祉教育の充実に努めたが、すべての小・中学校での福祉体験学習は実施できなかった。
- 各地区において現状や課題、居場所づくりについて話し合い、環境や場づくりに携わるお世話役となる人の掘り起こしについて協議の必要がある。
- 地域の交流活動に参加されない方への、声かけや情報把握の充実が必要である。
- 地域住民が主体的に楽しんで介護予防※に取り組めるよう、住民主体の通いの場を増やしていく必要がある。
- 地域福祉活動の活性化を図ることを目的とした地域福祉見守り支援活動助成金事業について、未実施地区への事業説明や実施地区の活動内容の振り返り等の方法について検討する必要がある。
- 障がい者団体や各種福祉団体との連携や情報の共有方法について検討する必要がある。
- 「福祉助け合いの会」や「協議体」を通して、地域での支えあい活動を推進する住民同士のネットワークの形成まで進めることができたので、今後は多機関との連携、協働を進める必要がある。

まとめ

「福祉助け合いの会」の設立をはじめ、地域の中での話し合いや交流ができる場の創出に取り組んでいます。また、活動を支えるための拠点整備や情報発信等にも取り組み、地域の中での交流活性化が進みつつあります。一方で、「福祉助け合いの会」未実施の地域があることや、地域の参画者が固定化されていることについて、更なる取り組みが必要です。

基本目標２ 地域福祉を支える人材の発掘、育成

< 基本方針 >

- ① NP0・ボランティア等の育成と活動の促進、各種団体との連携、協働によるまちづくり
- ② 住民参加型在宅福祉サービスの充実

【成果】

- 地域福祉を担う人材を育成するために、各種ボランティア養成講座やフォローアップ講座を開催した。
- 養成講座では、現在活動している方の話を取り入れ、ボランティア活動が身近に感じられるように工夫した。
- キャロットサービスでは、以前と比べ粗大ごみの収集依頼が増加したことにより、ごみの種類に応じた行政との連携が強化された。
- ファミリー・サポート・センター※事業では利用料の一部助成等により、利用件数が年々増加している。

【課題】

- 地域サポーターの活躍の場づくりや地域での活動へのつなぎ等、養成講座受講後のサポートや活動しやすい環境づくりが必要である。
- 協力会員の高齢化が進んでいるため、キャロットサービスやファミリー・サポート・サービスの新たな担い手の発掘及び育成が必要である。また、住民参加型在宅福祉サービスの更なる周知を図るため、広報活動を工夫する必要がある。
- 協力会員の高齢化に伴う活動の制限や、サービス調整に課題を残した。

まとめ

地域福祉を推進していくための人材育成について、様々な講座や支援を行い、活動する人の育成に取り組みました。一方で、実際の活動を進めていく際に活動しやすい環境をつくることや、幅広い世代の人が活動に参加できる地域づくりが必要です。

基本目標3 豊かな生活を送るための充実した福祉サービスの提供

< 基本方針 >

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 地域福祉事業の推進 | ⑤ 子育て世帯へのサービスの充実 |
| ② ボランティアセンターの機能強化 | ⑥ 障がい者へのサービスの充実 |
| ③ 各種相談支援体制の整備 | ⑦ 就労支援の推進 |
| ④ 高齢者へのサービスの充実 | |

【成果】

- 東側と西側に生活サポートセンターを立ち上げ、地域住民の相談を「丸ごと」受けとめる相談体制の拡充と機能強化を図ることができた。
- 令和2年1月に「こころの相談事業」を開始し、メンタルヘルス※の悩みを抱える方やその家族等からの相談を受けとめた。
- 子育て支援をはじめ、高齢者、障がい者、各種ボランティア団体等との活動の場や多職種連携の機会をつくった。
- 介護予防の充実と医療機関等との連携をはじめ、食事やレクリエーション活動等の高齢者の健康・生きがいづくり活動を実施した。また、介護者家族に対する勉強会や意見交換会、リサイクル等による介護用ベッド等の介護器具の貸出等にも取り組んだ。
- 令和3年11月に「こども総合相談室」を設置し、子どもとその保護者に関わる相談をワンストップで受け止めるとともに、複合的な問題を整理検討するための体制を整備した。
- 処遇改善事業により、保育所等や放課後児童クラブにおいて待機児童ゼロを達成した。
- 子育て中の親子の仲間づくりや子育てへの不安を解消できる場の提供をはじめ、育児中の多様な生活課題解決のための、専門支援員の訪問や、病児病後児の看護・保育等、行政の制度だけではカバーしきれない人への支援を行った。
- ひとり親世帯を対象に、日帰り旅行や各種イベントを開催した。また、熊本県ひとり親家庭福祉協議会と協働し、町独自の「きくよう SPF」が令和3年度に発足した。
- 令和3年4月に地域における相談支援の中核となる「菊陽町障がい者基幹相談支援センターharu」を設置した。
- 入浴、排せつ及び食事等の身体介護並びに、調理、洗濯及び掃除等の生活援助を実施した。また、ケアプランや介護計画を作成し、計画に沿った支援を行うとともに、定期的にケース会議を開催し、サービスの検討、見直しを行った。
- 生活困窮者に対し、求人情報を提供するとともに、就労定着に向けた伴走支援を実施した。
- 定期的に派遣会社、ハローワーク及び町商工振興課からの求人情報を収集し、老人福祉センター、ほっとステーションにおいて、常時閲覧できる体制を整えた。

【課題】

- サロンボランティアや参加者の高齢化により、各地域において参加者が減少しているため、担い手の発掘や新規利用者の開拓が必要である。また、新規サロンの立ち上げにつながるような継続的な支援が必要である。
- 当事者団体等の会員の減少に伴い、次世代へつなげるための後継者の育成が必要である。
- ボランティアに対する住民及び事業所への周知をはじめ、積極的な人材育成、マッチング※や、活動しやすい環境整備が必要である。
- 各種相談事業の周知啓発のほか、相談員の専門性の向上等、更なる相談体制の充実強化が必要である。
- 行政及び社会福祉協議会と協働し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について周知を図るとともに、今後は法人後見制度や市民後見人養成等についても協議を進める必要がある。
- 生活困窮者支援に必要な一時保護施設の確保やフードバンク※の充実に向け、取り組みを進める必要がある。
- 複合的な課題を抱える困難事例世帯の増加をはじめ、年々、身体介護のニーズが高まり、支援者の高齢化やマンパワー不足となっている。
- 地域の子育て拠点が西側に集中しているため、東側のニーズへの対応についても検討する必要がある。
- 子育て世帯を応援してくれるボランティア等のグループ化及び組織化を進める必要がある。
- 町内のひとり親家庭へ情報が行き届くための、周知方法や広報活動が必要である。

まとめ

様々な福祉に関する課題や住民のニーズに応えるため、行政及び社会福祉協議会の提供するサービスの充実に努めました。また、各分野にて、協議の場の開催や相談機関の新設にも取り組み、地域住民の相談や悩みを受けとめる体制づくりも進めています。一方で、サービス提供面では人材確保や情報提供の拡充が必要であるほか、地域によるニーズの差や、整備の進行度合いの違いがあるため、地域の実状に合わせた体制づくりも必要となっています。

基本目標4 安心して暮らせる生活環境の整備

< 基本方針 >

①生活環境整備

②防犯・交通環境の整備

③防災・減災支援

【成果】

- 防災公園としての機能強化を図る菊陽杉並木公園拡張整備事業においては、令和5年度の総合体育館、令和6年度の広場等の供用開始に向け、計画通りに整備を進めた。
- 福祉体験学習やワークキャンプ※、地域サポーター養成講座において、バリアフリー※やユニバーサルデザイン※の啓発活動を行った。
- 令和2年1月から巡回バス「キャロッピー号」の路線を再編し、新たに乗合タクシーを導入した。
- 令和元年10月から高齢者運転免許証自主返納支援事業を開始し、運転経歴証明書の交付に係る申請手数料に対する補助金やタクシー利用券を交付した。
- ふれあいサロンやいきいき大学において、高齢者向けの防犯や交通教育の講話を実施した。
- 平成30年7月に各種行政情報及び防災、防犯に関する緊急情報をリアルタイムに配信できる「きくよう安心メール」サービスを開始した。
- 防災訓練の実施や令和4年版菊陽町総合防災マップの全戸配付等を通して、住民の防災意識の向上を図ることができた。
- 地域住民とともに地域での防災についての話し合いを行い、防災意識の向上に努めた。

【課題】

- 音声訳ボランティア「うぐいすの会」を通して視覚障がいのある方へ広報きくようや議会だより等の声の広報を届けているが、利用者が少ないため、取り組みの周知方法について工夫が必要である。
- 地域住民が安全に暮らせる環境整備については、地域での話し合いが必要である。
- 講習会や情報交換の場づくりのほか、防犯ボランティア団体のない地区への設立の働きかけ等、防犯ボランティア団体数の増加に向けた取り組みが必要である。
- 多文化共生※の観点から外国人住民が問題なく「きくよう安心メール」を受信・理解できるような仕組みを構築する必要がある。
- 避難行動要支援者への制度の周知を図り、個別避難計画の作成を進める必要がある。
- 地域防災力の向上に向け、地区ごとのハザードマップ※作成のほか、自主防災組織の立ち上げ支援や活動支援に取り組む必要がある。

まとめ

防災訓練をはじめとした地域の防災活動の充実に取り組むとともに、情報発信の強化等まちの防災力の向上を図っています。また、交通安全や防犯に関する意識啓発や、交通利便性の向上のための公共交通網の拡充等にも取り組んでいます。今後も引き続き、それぞれの取り組みを進めていくとともに、情報発信の手段については、多様な人々にも理解してもらえる発信方法を検討していくことが必要です。

5 菊陽町の現状からみえる課題と基本目標の設定

(1) 地域コミュニティの交流や活動の活性化

地域の中での交流機会や地域活動について、「福祉助け合いの会」を中心に拡充を図っており住民意識の醸成が進んでいます。しかし、住民の意見からは、交流や活動に参画する人の固定化があげられており、より参加者層を広げていきつつ、更なる交流や活動の活性化に取り組む必要があります。

- アンケート調査では、近所付き合いの程度で「立ち話や世間話をする」や「あいさつをかわす程度」が3割前後となっている。また、高齢者サロンに通う人は「ひんぱんに訪問し合う」が高くなっている。
- 地域での人との関わりに対しての考え方は、「隣近所を中心とした助け合いやつきあいを大切にしたい」が約4割となっており、他項目と比べて高くなっている。
- 自治会活動をはじめとする地域活動への参加状況は、「ときどきは参加している」が約4割、「まったく参加していない」と「積極的に参加している」が、いずれも2割強となっている。
- 関係団体調査及びワークショップでは、地域の活動者や参加メンバーが固定化されてしまい、さらに参加者の高齢化が進んでいるという意見が多くあがっている。
- 多世代交流や転入者と既存の住民の交流、障がいの有無を問わない交流等、多様な人々が地域の中で交流できる環境づくりが求められている。
- 庁内検証からは、「福祉助け合いの会」等の話し合いや交流の場の創出が進んでいるため、今後はそれを軸とした地域内の団体や活動者同士の連携や、住民との協働の取り組みを進めていく必要性があげられている。
- 参加者や活動者の裾野を広げていくために、活動の周知や参加の声かけ、福祉に関する意識啓発等にも取り組んでいく必要がある。



【地域が抱える課題】

- ◆地域活動が活気づいてはいるが、参加者の固定化・高齢化が進んでいる。
- ◆多様な地域内の交流の場を求める声が大きくなっている。



これらのことから、住民が自ら地域活動への参画ができるような意識づくりに取り組みます。また、「福祉助け合いの会」の更なる拡大や、会を基盤とした地域内の交流促進に取り組み、地域活動の活性化を目指します。

(2) 住民一人ひとりの福祉意識の向上

地域活動の活性化を進めていくためには、住民が福祉意識、つまり福祉活動に興味関心を持ち、積極的に活動に参画していく意識を持つ必要があります。地域によって差があるものの、町内全体で参画意識が向上するための対策が必要です。

- アンケート調査では、自治会活動をはじめとする地域活動への参加状況は、「ときどきは参加している」が約4割、「まったく参加していない」と「積極的に参加している」が、いずれも2割強となっている。
- ボランティア活動に対する参加の意識では、「気持ちはあるが忙しいので参加できない」「そのような活動は本来行政が行うべき」「ボランティア活動に参加したくない」といった『参加できない・したくない』という人が全体の3分の1となっている。
- 関係団体調査では、団体の活動への参加者が減少しており、担い手や協力してくれる人の確保や育成が必要という意見が多くあがっている。
- ワークショップでは、活動に興味はあるもののきっかけや情報がなく、参加できないという意見があがっている。
- 区長（自治会長）の担う役割が多く、負担にもつながっている。役割を整理しつつ、負担軽減を図っていく必要がある。
- 庁内検証からは、福祉意識を高めるための機会や場を設けているため、引き続き幅広い世代や地域の人々が参画できるよう取り組みを進めていく。



【地域が抱える課題】

- ◆活動に対して積極的な人は一定数いるものの、参加の意思がない人も多い。
- ◆活動の人材不足が顕著となってきているほか、担うべき役割が増加している。



これらのことから、住民が自ら積極的に活動に参加する意思を持てるよう、福祉に対する意識の醸成を図るとともに、既存の活動者の役割についても整理を行い、幅広い人々がそれぞれのできることを役割として担い、地域に貢献できる環境づくりを目指します。

(3) 様々な地域の活動の見える化

地域の中で福祉に関係する人々が様々な活動を進めています。それぞれの活動ごとに成果も上がっており、地域への貢献がなされていますが、団体や活動者間の連携が図られていなかったり、活動が多くに住民に「見える化」されていないことから対策が必要です。

- 関係団体調査では、各団体の取り組みについても共有してもらい、積極的に地域で活動している団体同士でも、互いの活動を知らないという声があがっている。
- きくよう SPF 等の新しく動き始めた取り組みについては、参加者からの満足度は高いものの、住民に周知を図るも、なかなか参加までしてもらえないという課題があがっている。
- 高齢者福祉と子育て支援等、福祉分野をまたいだ取り組みにも注力していく必要がある。
- 団体と社会福祉協議会の連携を強化する声が多くあがっている。
- ワークショップでは、活動に参加したくても情報が得られないという意見があがっている。
- 庁内検証では、住民参画の機会の創出が成果としてあがっており、それを軸とした地域の活動者や団体と社会福祉協議会、行政それぞれの連携体制の構築や支援への接続等の体制づくりが課題としてあがっている。



【地域が抱える課題】

- ◆住民と、地域の活動者や団体、社会福祉協議会、行政が連携する体制の構築が必要。
- ◆住民に地域で活動している人たちのことを知ってもらえる機会が必要。



これらのことから、地域への働きかけと行政や社会福祉協議会の協働による連携体制構築、そして地域の活動の情報発信の充実を図り、活動の参加の有無を問わず、広く住民に対して地域の活動の「見える化」を図ることを目指します。

(4) 福祉サービスの充実

地域での福祉活動を支えるのは行政や社会福祉協議会が提供する福祉サービスの基盤です。これまでも充実に向けて取り組みを進めていましたが、更なる充実を図るとともに、多様化・複雑化する地域福祉課題への対応も図ることが求められています。

- アンケート調査では、高齢者の問題に対する住民の関心が比較的高くなっている。
- 成年後見制度の認知度について「名前だけ知っている」が約4割、「名前も内容も知っている」が3割半ば、「この調査で初めて知った」が約2割となっている。
- 関係団体調査では、障がい者に関する支援は充実してきている反面、自身の生きがいや地域での活動等へ参加をしていくための周囲への啓発や支援が不足しているという意見があがっている。
- 高齢者は介護サービスよりも、移動支援や買い物支援等の生活を送っていくための支援を求める声があがっている。
- 子育て支援については、子どもの居場所づくりを進めていく声が多くなっている。
- ワークショップでは、福祉施策に対する一定の評価は見られたが、高齢者の移動支援や子育て世帯への支援・補助等を求める声があがっている。
- 庁内検証では、福祉サービスを維持していくための人材確保や福祉サービスの情報提供の拡充のほか、地域の実状に合わせた体制づくり等が取り組むべきこととしてあがっている。
- 分野横断的な課題をはじめとした「制度の狭間」に陥る人の支援策が必要である。



【地域が抱える課題】

- ◆既存の福祉サービスの継続をしていくための人材確保が必要。
- ◆多様化、複雑化する課題を抱える世帯へのスムーズな支援を進めていかなければならない。
- ◆制度やサービスの周知が必要。



これらのことから、福祉サービスの維持、拡充を図りつつ、誰一人取り残さず支援ができる社会をつくるため、地域のニーズ等も踏まえながら個々の世帯が抱える課題を解決していくための福祉サービスの基盤づくりを目指します。

第3章 計画の基本理念と基本目標等について

1 計画の基本理念

地域で支え合う誰もが安全・安心に暮らせるやさしさあふれるまちづくり

本町の最上位計画である「第6期菊陽町総合計画」では、基本理念に基づき掲げた将来像である「人・緑・未来「さん」と輝く生活都市 きくよう」を実現するために、まちづくりの目標として、「人が豊かに育つまち」「安全・安心で住みやすいまち」「産業が成長し続けるまち」、「みんな楽しく協働して創るまち」を設定しています。

平成28年に経験した大規模災害で、私たちは、地域のつながりが大切だということを改めて認識することになりました。こうした経験を踏まえ、地域の人たちがコミュニティの一員であることを深く認識し、一緒に地域で暮らしていく仲間なのだと感じるということが大切だと考えます。

また、「福祉助け合いの会」等の地域での活動を推進していく中で、地域の中で「つながり」の大切さについて意見としても多く上げられ、改めてこの「つながり」を大切にしたいまちづくりの推進を図っていかなければならないと考えました。

そのため、本計画の基本理念は、前期計画の基本理念を基本的に継承しつつ「つながり」の大切さについても取り入れた、「地域で支え合う誰もが安全・安心に暮らせるやさしさあふれるまちづくり」とし、地域の組織や団体、民生委員・児童委員や福祉サービス事業所等が、今まで以上により一層協働することにより、すべての住民が安心して暮らせるまちづくりを目指していきます。

この基本理念の実現のために、目標として「支え合いの体制づくり」を行います。将来の展望として、「小地域」-「地区（行政区）」-「小学校区」-「町全体」、それぞれの単位で住民が役割を果たし、互いに機能を補完し、情報を共有し合いながら、菊陽町全体の福祉を推進、充実させていきます。

2 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の4つの柱を設定します。

基本目標1：和・輪・笑で地域がつながるコミュニティづくり

お互いの気持ちを和ませ、一人ひとりが輪の中で支え合う、多様な場を作り、笑い合える優しさあふれる故郷にしていきます。

基本目標2：地域の宝さがし、人参いきいきプロジェクト

人がいきいきと活動に参画できるよう、福祉意識の向上や支援の推進を行い、多様な人を応援するまちづくりを進めます。

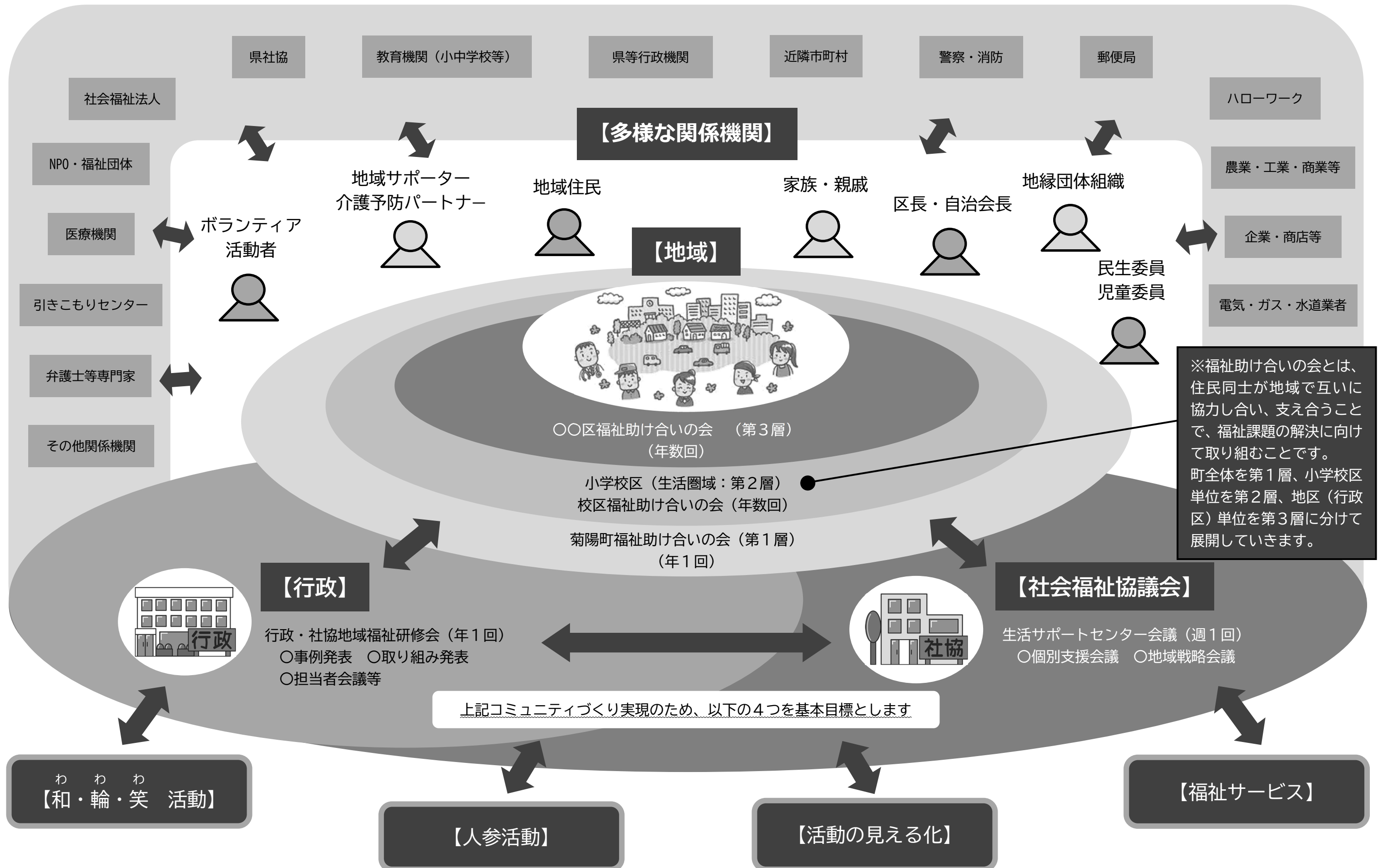
基本目標3：活動をつなぐ、きくようわくわくネットワーク

地域のふれあい活動を「見える化」し、わくわくするようなつながりを絶やさない多様なネットワークづくりを行います。

基本目標4：ふだんのくらしのしあわせを届ける、福祉サービス

多様化・複雑化されていく地域の福祉ニーズに対して、関係機関と連携しながら、必要なサービスや支援につなげていきます。

3 「地域で支え合う誰もが安全・安心に暮らせるやさしさあふれるまちづくり」コミュニティづくりイメージ



4 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策・取り組み
地域で支え合う誰もが安全・安心に暮らせるやさしさあふれるまちづくり	1. 和・輪・笑で地域が つながるコミュニティ づくり	(1) 福祉助け合いの会の促進
		(2) 生活実態の把握
		(3) 誰もが安心して暮らせる見守り支援体制 の推進
		(4) 地域福祉を推進するための情報発信・ 協議の場の開催
		(5) 気軽につどえる交流活動の推進
		(6) 福祉の拠点づくりの活性化
	2. 地域の宝さがし、人 参いきいきプロジェク ト	(1) ボランティアセンターの強化
		(2) ボランティア活動の活性化
		(3) 福祉教育の充実
		(4) 住民参加型の福祉活動の充実
	3. 活動をつなぐ、きく ようわくわくネットワ ーク	(1) 福祉活動の見える化
		(2) わかりやすい広報活動の充実
		(3) 多機関連携ネットワークの充実
		(4) 各種団体への支援連携
	4. ふだんのくらしのし あわせを届ける、福祉サ ービス	(1) 各種相談機能・支援体制の充実
		(2) アウトリーチ支援の充実
		(3) 各種（高齢・障がい・子ども等）サービ スの充実
		(4) くらしの安全・安心
		(5) 社会資源の活用

5 SDGs との整合について

2015 年 9 月の国連総会で 2030 アジェンダが採択され、2030 年までに世界中で達成すべき目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

本計画においても、持続可能な地域社会の形成に向け、それぞれの主体ごとに取り組みを進めていき、SDGs 達成に貢献できるよう、SDGs の目指すべき目標と連動しながら、計画を推進するものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

2. 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

4. 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

8. 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。

9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

10. 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する。

11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

12. つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する。

13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

14. 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

15. 陸の豊かさを守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

17. パートナリーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第4章 施策の展開

※ページの見方

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

基本目標1 和・輪・笑で地域がつながるコミュニティづくり

(1) 福祉助け合いの会の促進

急速な少子高齢化の進展、家族構成の変化、個人の価値観の多様化等により生活サイクルも多様になり、住民相互のつながりが希薄化しています。また、地域においては、一人暮らしの高齢者、介護・子育てに対する不安や引きこもり等の課題を抱える家庭も増えていきます。

地域で暮らす一人ひとりが、安心して生きがいを持って暮らしていくためには、地域における結びつきを密にし、お互いに支え合うことが重要です。そのため住民がそれぞれの役割を担い、お互いに支え合うという意識を醸成し、誰もがいきいきと暮らせるまちを目指す「福祉助け合いの会」の創設を図っています。一人ひとりのつながりを大切に育て、ともに話し合い、笑い合いながら地域のことを語っていくために、町単位（第1層）、小学校区単位（第2層）、地区（行政区）単位（第3層）に分け、それぞれの単位に応じた話し合いの場を定時的に開催し、地域の課題解決に取り組む、住んでよかったと語り合うまちづくりを進めます。

●住民が取り組むこと●

口頭から地域の福祉や交流について、関心を高く持ち、積極的に地域に関わる機会に参加します。また、「福祉助け合いの会」をはじめとした、地域課題について考える場へ積極的に参加し、地域課題の解決に向けた取り組みに参加します。

●組織・団体等が取り組むこと●

自治会や老人会、子ども会等の活動に誰もが参加しやすいよう、参加のきっかけづくりや参加しやすい環境づくりに取り組めます。また、「福祉助け合いの会」の活動と連携を図りながら、住民や若者の活動主体・組織との交流を図り、若者や地域の課題を共有します。

●行政・社会福祉協議会が取り組むこと●

町全体、校区別、地区別の福祉課題の解決に向けて、住民や団体が主体的に話し合う福祉助け合いの会を開催します。特に今年計画では、すべての小学校区での福祉助け合いの会の立ち上げに向けた取り組みを目指します。福祉助け合いの会の活動を行政と連携しながら進めていきます。

●実行計画（年次計画）●

年次	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
菊陽町福祉助け合いの会			実施		
菊陽南・菊陽中部・菊陽北小学校区			実施		
菊陽西小学校区			実施		
武蔵ヶ丘小学校区		実施			

武蔵ヶ丘北小学校区				実施	
地区福祉助け合いの会				実施	

●地域福祉活動で具体的にに取り組む内容●

① 菊陽町福祉助け合いの会（第1層）

※町全体の福祉課題の解決に向けて住民の代表や行政、関係機関とともに話し合っていきます。また、必要時には政策形成に向けた話し合いを進めます。

② 校区福祉助け合いの会（第2層）

※校区の福祉課題を住民で解決できる仕組みづくりを進めます。また、地域福祉を推進する職員のエリア担当制を検討します。先の実践エリア（菊陽西小学校区・武蔵ヶ丘小学校区）の情報交換会を進めます。

【菊陽南小学校区】令和5年度～

●住民主体のお買い物サロンを実施し、交流や買い物、交通について話し合いを進め、官民協働の仕組みづくりを進めます。

【菊陽中部小学校区】令和5年度～

●住民が気軽に集える新しい交流モデル活動を実施し、ボランティアとともに地域で支え合える仕組みづくりに努めます。また、訪ねる開き取り調査等から見える校区の課題に対し、実績に応じた福祉活動が展開できるような話し合いを進めます。

【菊陽北小学校区】令和5年度～

●子どもや高齢者の見守りや危険箇所の把握等、住民が安全に暮らすための更なる仕組みづくりや地区行事・校区全体のイベントの活性化を模索するための話し合いの場を開催し、助け合い活動を推進します。

【菊陽西小学校区】令和7年度～

●住民同士がのびのびとつながる取り組みを進めるため、気軽に安心して集まれる場づくりやちょっとしたボランティア活動等、普段の暮らしの中で何ができるか話し合いを実施します。

【武蔵ヶ丘小学校区】令和6年度～

●地域の活性化や孤立を防ぐための見守り・支え合い活動を進めます。また武蔵ヶ丘団地福祉祭り等の多世代交流ができるイベントを開催し、地域交流の活性化を図ります。

【武蔵ヶ丘北小学校区】令和9年度～

●地域への主体的な活動者を増やし、住民同士のつながりを強めていくための話し合いを進めます。また暮らしづらさを感じる見えない世帯に気づき、つながる仕組みを検討します。

③ 地区福祉助け合いの会（第3層）

※地区の福祉課題を住民で解決する仕組みづくりを進めます。※少人数会派や住民ワークショップを開催し、地域の現状を知り、暮らしの困りごとを理解し合い、地域で進めたい支え合い活動について、地域の協力者と話し合います。

■各項目の解説

① 基本目標／基本施策・取り組み

該当する基本目標と基本施策・取り組みを示しています。

② 基本施策・取り組みの概要

その基本施策・取り組みに関する概要を示しています。

③ 住民が取り組むこと

菊陽町で生活をするすべての住民が主体的に、個人でできることとして取り組めることを示しています。

④ 組織・団体等が取り組むこと

区長・自治会長、地区役員、老人会、子ども会等地域単位で活動する組織・団体や、民生委員・児童委員や当事者組織、福祉関係のボランティア、住民活動団体、NPO、福祉サービスを提供する事業者等、福祉に関わる人や団体が、地域の中で住民と協力し合いながら取り組むことを示しています。

⑤ 行政・社会福祉協議会が取り組むこと

行政が責任を持って推進する取り組みや、地域福祉推進の中心的な支え手であり、共助の中間支援を行う社会福祉協議会が、住民や地域組織・団体等と連携しながら取り組むことを示しています。

⑥ 実行計画（年次計画）

主な施策や事業、取り組み項目について、各年度の動きを示しています。内容は以下のように区分しています。検討：取り組み項目の実施に向け、協議や検討を行うこと
実施：該当年度に取り組むこと、前年度から継続して取り組むこと
選定：モデル地区等を協議し、決めていくこと

⑦ 地域福祉活動で具体的にに取り組む内容

特にこの5年間で行政・社会福祉協議会が連携しながら具体的に地域福祉を推進する施策や事業、取り組み項目について、詳細な内容を示しています。

基本目標 1 ^わ和・^わ輪・^わ笑で地域がつながるコミュニティづくり

(1) 福祉助け合いの会の促進



急速な少子高齢化の進展、家族構成の変化、個人の価値観の多様化等により生活サイクルも様々になり、住民相互のつながりが希薄化しています。また、地域においては、一人暮らしの高齢者、介護・子育てに対する不安や引きこもり等の課題を抱える家庭も増えています。

地域で暮らす一人ひとりが、安心して生きがいを持って暮らしていくためには、地域における結びつきを密にし、お互いに支え合うことが重要です。そのため住民がそれぞれの役割を担い、お互いに支え合うという意識を醸成し、誰もがいきいきと暮らせるまちを目指す「福祉助け合いの会」の創設を図っています。一人ひとりのつながりを大切に育て、ともに話し合い、笑い合いながら地域のことを語っていくために、町単位（第1層）、小学校区単位（第2層）、地区（行政区）単位（第3層）に分け、それぞれの単位に応じた話し合いの場を定期的で開催し、地域の課題解決に取り組み、住んでよかったと思えるまちづくりを進めます。

●住民が取り組むこと●

日頃から地域の福祉や交流について、関心を高く持ち、積極的に地域に関わる機会に参画します。また、「福祉助け合いの会」をはじめとした、地域課題について考える場へ積極的に参加し、地域課題の解決に向けた取り組みに参画します。

●組織・団体等が取り組むこと●

自治会や老人会、子ども会等の活動に誰もが参加しやすくなるよう、参加のきっかけづくりや参加しやすい環境づくりに取り組みます。また、「福祉助け合いの会」の活動と連携を図りながら、住民や他の活動団体・組織との交流を図り、情報や地域の課題を共有します。

●行政・社会福祉協議会が取り組むこと●

町全体、校区別、地区別の福祉課題の解決に向けて、住民や団体が主体的に話し合う福祉助け合いの会を開催します。特に今期計画では、すべての小学校区での福祉助け合いの会の立ち上げに向けた取り組みを目指します。福祉助け合いの会の活動を行政と社協がともに支援していきます。

●実行計画（年次計画）●

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
菊陽町福祉助け合いの会			実施		
菊陽南・菊陽中部・菊陽北小学校区			実施		
菊陽西小学校区			実施		
武蔵ヶ丘小学校区		実施			

武蔵ヶ丘北小学校区				実施	
地区福祉助け合いの会			実施		

●地域福祉活動で具体的に取り組む内容●

① 菊陽町福祉助け合いの会（第1層）

※町全体の福祉課題の解決に向けて住民の代表や行政、関係機関とともに話し合っていきます。また、必要時には政策形成に向けた話し合いを進めます。

② 校区福祉助け合いの会（第2層）

※校区の福祉課題を住民で解決できる仕組みづくりを進めます。また、地域福祉を推進する職員のエリア担当制を検討します。光の森エリア（菊陽西小学校区・武蔵ヶ丘小学校区）の情報交換会を進めます。

【菊陽南小学校区】令和5年度～

- 住民主体のお買い物サロンを実施し、交流や買い物、交通について話し合いを進め、官民協働の仕組みづくりを進めます。

【菊陽中部小学校区】令和5年度～

- 住民が気軽に集える新しい交流モデル活動を実施し、ボランティアとともに地域で支え合える仕組みづくりに努めます。また、訪問による聞き取り調査等から見える校区の課題に対し、実情に応じた福祉活動が展開できるよう話し合いを進めます。

【菊陽北小学校区】令和5年度～

- 子どもや高齢者の見守りや危険箇所の把握等、住民が安全に暮らすための更なる仕組みづくりや地区行事・校区全体のイベントの活性化を構築するため話し合いの場を開催し、助け合い活動を推進します。

【菊陽西小学校区】令和7年度～

- 住民同士の横のつながりを増やす取り組みを進めるため、気軽に安心して集まれる場づくりやちょっとしたボランティア活動等、普段の暮らしの中で何ができるか話し合いを実施します。

【武蔵ヶ丘小学校区】令和6年度～

- 地域の希薄化や孤立を防ぐための見守り・支え合い活動を進めます。また武蔵ヶ丘団地福祉祭り等の多世代交流ができるイベントを開催し、地域交流の活性化を図ります。

【武蔵ヶ丘北小学校区】令和8年度～

- 地域への主体的な活動者を増やし、住民同士のつながりを強めていくための話し合いを進めます。また暮らしづらさを抱える見えない世帯に気づき、つながれる仕組みを検討します。

③ 地区福祉助け合いの会（第3層）

※地区の福祉課題を住民で解決する仕組みづくりを進めます。

※少人数会議や住民ワークショップを開催し、地域の現状を知り、暮らしの困りごとを理解し合い、地域で進めたい支え合い活動について、地域の協力者と話し合います。



※地域のつながりを強めるために、特に日常の見守り活動や交流活動について、話し合いを進め、活動が開始できるよう取り組みます。

(2) 生活実態の把握



菊陽町は、人口増加率が高く都市化している町であり、地域の希薄化が顕著にあらわれています。また、地域における課題の多様化・複雑化が進んでおり、これまでの行政分野ごとの支援の枠組みでは支援しきれない課題が増加しています。そのような状況の中で、令和3年度から高齢者を中心に暮らしの様々な声をお聞きする訪問型の生活実態調査に取り組んでいます。今期計画においても、地域団体や民生委員・児童委員と連携しながら、一人ひとりの暮らしの困りごとに耳を傾け、生活の実態をつかみ、様々な施策や地域活動に反映できるように取り組みを進めます。

●住民が取り組むこと●

町や社会福祉協議会が行う調査や意見を発言できる場に協力します。また、各種相談先を活用し、自分や地域の抱える課題の相談や発信に努めます。

●組織・団体等が取り組むこと●

日頃の活動を通じて把握した住民の悩みや地域の現状・課題を町や社会福祉協議会と積極的に共有し、課題解決に向けた体制づくりに協力します。

●行政・社会福祉協議会が取り組むこと●

民生委員・児童委員と協働し、75歳以上高齢者等に対する個別調査を実施し、地域の現状や課題及び住民ニーズの把握に努めます。

また、住民や団体との意見交換の場や各種会議等を活用し、情報収集に努めます。

●実行計画（年次計画）●

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
菊陽南・菊陽中部・菊陽北小学校区			実施		
菊陽西小学校区			実施		

武蔵ヶ丘小学校区		実施			
武蔵ヶ丘北小学校区				実施	

●地域福祉活動で具体的に取り組む内容●

- ① 生活実態調査を実施し、高齢者等を対象にふだんの暮らしの実態について訪問型の聞き取り調査を実施します。
- ② 生活実態を、地域の話し合いの場で共有し、地域活動への仕組みづくりを検討します。
- ③ 行政や関係機関と地域課題を共有できるよう努めます。
- ④ 住民の声を傾聴し、住民の声を大切にした地域福祉の推進に努めます。
- ⑤ 生活実態調査報告書を作成し、地域住民と地域の現状を理解し合い、今後の地域福祉活動に活かします。

(3) 誰もが安心して暮らせる見守り支援体制の推進



地域の中で、悩みや課題を抱えているものの、周りや各種相談機関に相談することができない世帯が増えてきています。以前から民生委員・児童委員をはじめ地域住民が見守り合い、支え合いの活発な地域活動を展開していますが、ここ数年コロナ禍もあり、支援者の方も活動が制限されました。今後は、地域に住むあらゆる人を孤立させないためにも、更なる支援体制の構築やネットワークの強化が求められています。現在実施している取り組みを活かしながら、次の世代に向けた取り組みを進めます。

●住民が取り組むこと●

日頃から隣近所の様子を気にかけて、見守りや声かけを積極的に行い、福祉サービス等につなげていく必要がある場合には、民生委員・児童委員や区長・自治会長、地域の活動団体等を通じて、支援につなげます。また、悩みごとや不安は一人で抱え込まず、家族や友人、民生委員・児童委員、区長・自治会長、専門機関等に相談します。

●組織・団体等が取り組むこと●

地域で活動する他団体と情報を共有しながら、地域の中で悩みや課題を抱える世帯の把握に努めます。また、地域の見守り活動へ積極的に参加し、地域の見守り体制の強化に努めます。特に、民生委員・児童委員については、高齢者の見守り活動の更なる充実に向けて、取り組みを進めます。

●行政・社会福祉協議会が取り組むこと●

民生委員・児童委員や関係機関等との連携により、見守りや支援を必要とする人の早期発見に努め、情報を適正に管理しながら支援につなげます。また、区・自治会や民生委員・児童委員、各団体等による見守りのネットワーク化を推進し、孤立の防止を促進します。

●実行計画（年次計画）●

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
見守りネットワーク活動の推進			実施		
民間企業との見守り体制構築の検討		検討	実施		
見守り活動と減災活動が一体となるモデル活動の実施	検討	選定	実施		
民生委員・児童委員活動の実施			実施		

●地域福祉活動で具体的に取り組む内容●

① 見守り活動の継続とネットワークの強化

各地区単位での組織化された見守り・支え合い活動ができるようふだんから住民の協力ができる体制を作り、孤立防止につなげます。

※民間企業との見守り体制構築の検討をします。

※見守り活動の周知と地域での話し合いを強化します。

※ふれあいカード及び緊急時安心カードの発行及び周知を強化します。

② 見守り・支え合い活動と減災活動が一体となる活動モデルの検討

高齢者や避難行動要支援者個別計画対象者のような方々への日頃の見守りを地域とともに行える仕組みを整えます。また、平時や災害時に関係なく、常に見守り合う体制が構築できるよう努めます。

※モデル地区を選定し協議します。

③ 民生委員・児童委員の訪問活動の推進

地区の民生委員・児童委員の安否確認を兼ねた訪問活動の促進や、地域住民への理解の促進に努めます。

※民生委員・児童委員活動の普及啓発を強化します。

※一人暮らし高齢者訪問活動を強化します。

※安心して活動ができるよう、訪問活動への支援を実施します。

※スキルアップのための地域福祉勉強会を開催します。

(4) 地域福祉を推進するための情報発信・協議の場の開催



地域福祉活動を進めるためには、地域住民の力は必要不可欠です。地域がどのような福祉の困りごとを抱え、どのような活動が望まれているかという情報を、町全体で共有できるよう、意見交換・情報交換の場や機会の拡充を図り、地域活動への必要な支援の提供や地域資源の発掘等につなげていくことが必要です。また、多くの関係機関が地域の実状を知り、課題解決に向けて取り組むために、関係機関や多職種の話し合う場づくりを進めます。

●住民が取り組むこと●

町や社会福祉協議会、地域団体等が発信する情報の把握に努めます。また日頃から、隣近所で地域福祉に関する情報や日々の困りごとの共有を図ったり、自治会活動等への参加を通じて、地域の中で情報や困りごとの共有をします。

●組織・団体等が取り組むこと●

地域や行政、社会福祉協議会との情報共有や協議の場への参画について、積極的に協力します。また、日頃行っている活動の中で、地域住民と情報共有に努めます。さらに、住民や地域が抱える課題にアプローチできるよう、組織・団体同士での連携や話し合いの場づくりについても取り組みます。

●行政・社会福祉協議会が取り組むこと●

地域の現状や抱えている様々な課題について、住民や地域と町、社会福祉協議会が情報を共有し、住民に対し必要な情報を発信できるよう、意見交換・情報交換の場や地域福祉を推進するための協議啓発の場を確保します。また、福祉をより近く感じてもらうために、地域の社会資源である福祉サービス事業所と地域の顔の見える関係づくりを進め、地域課題の解決のヒントにつなげたり、福祉に関する知識を深める学習会を実施します。

●実行計画（年次計画）●

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
事業説明会・地域福祉研修会の開催			実施		
地域ケア会議等協議の場の開催			実施		
各種助成金の活用、紹介及び周知			実施		

●地域福祉活動で具体的に取り組む内容●

① 地域福祉を推進するための協議・啓発の場

地域福祉活動が実践できるよう地域の福祉関係者や町内の企業、事業所等へ協議や啓発を行うことで福祉への理解をすすめ、環境整備を図ります。また、この場を活用しての情報交換も積極的に行っていきます。

※地域住民を対象にした福祉の勉強会を地区で開催します。

※区長・自治会長や民生委員・児童委員を対象にした事業説明会や地域福祉研修会を開催します。(合同研修会の検討)

※行政及び社会福祉協議会との連携強化に努め、地域福祉研修会を検討します。

※福祉サービス事業所と連携し、情報交換会の開催や福祉に対する各種講座を開催します。

② 地域福祉推進のための助成金活用

地域福祉活動の取り組みに必要な各種助成金を紹介・活用していただき、地域福祉を推進します。また、必要な情報を発信し、安心して活動できるよう支援します。

※地域福祉見守り支援活動助成金の活用を促進します。

※地域福祉助成金検討委員会の設置を検討します。

※地域福祉を推進するための新たな助成金を検討します。

(5) 気軽につどえる交流活動の推進



住民同士の交流を活発にし、地域の活性化を図るため、地域内の交流機会の創出に取り組みます。特に、健康づくり等、住民の暮らしに関わるものを軸とした交流の機会を設けることで、住民の関心を高め、地域の中で心身ともに健康で充実した生活を送ることができるように交流活動を実施します。

●住民が取り組むこと●

ふれあいサロン活動をはじめとした地域の交流機会に積極的に参画し、支え合い活動や健康づくり活動を行います。また、友人や隣近所、地域との関わりを保ちながら、生涯学習活動等に取り組むことで、生きがいのある生活を送ります。

●組織・団体等が取り組むこと●

住民の生きがいづくりを支援するために、地域福祉活動をはじめ、健康イベントや運動・スポーツ等を取り入れたイベントを企画・実施に取り組みます。また、地域と企業の連携を進めて買い物支援等についても取り組んでいきます。

●行政・社会福祉協議会が取り組むこと●

身近な地域でできるだけ多くの人がお互いに顔見知りになれるよう、地域での交流の場の創出等、顔の見える関係づくりを推進します。また、生涯学習の機会や内容の充実を図るとともに、学びの成果を地域活動につなげる仕組みづくりに取り組みます。

●実行計画（年次計画）●

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
サロン活動等の機能強化			実施		
交流活動モデル地区の選定及び活動の強化	選定	実施			
買い物支援の強化と充実			実施		

●地域福祉活動で具体的に取る内容●

① 気軽につどえる交流活動の推進

- ※ふれあいサロン及びおためしサロン活動を強化します。
- ※新たな交流活動についてモデル事業を実施します。
- ※男のつどい交流活動の発展を目指します。

② 買い物支援を通じた交流活動の推進

自身で買い物に行きづらい住民のため地域や業者と連携を図り、身近な場所で身近な人と買い物ができる仕組みづくりを行います。

- ※商業施設との連携による買い物支援を協議し検討します。
- ※各団体等との連携による買い物支援を実施します。
- ※関係機関と連携し、移動販売車等の新たな取り組みを検討します。

（６）福祉の拠点づくりの活性化



地域住民同士の交流の創出や地域コミュニティの活性化が期待できる地域活動においては、多くの世代が気軽に参加し、ふれあうことのできる拠点が重要です。そのため、住民同士の交流やつながりを深め、いつでもだれでも気軽に寄れて安心できる世代間交流を促進する場所をつくり、地域住民の憩いの場づくりを推進します。

●住民が取り組むこと●

「ほっとステーション武蔵ヶ丘」や、「老人福祉センター」で行っている事業等について、発信されている情報に目を通し、積極的に参加します。また、挨拶や声かけ等、日頃から隣近所とのコミュニケーションを図るとともに、地域の行事やイベント等に積極的に参加します。

●組織・団体等が取り組むこと●

「ほっとステーション武蔵ヶ丘」や、「老人福祉センター」をはじめとした既存の施設等を活用し、福祉の拠点としての機能強化に協力します。また、施設外においても、組織・団体独自の交流事業を企画・実施し、地域の中での居場所づくりに取り組みます。

●行政・社会福祉協議会が取り組むこと●

関係団体等と連携し、身近な場所で気軽に集うことができる地域の居場所づくりに取り組みます。また、各センターやほっとステーションを拠点とした住民同士の交流を促進する等、地域における交流の場の活性化を図ります。

●実行計画（年次計画）●

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
食・交流・相談機能の充実			実施		
拠点運営ボランティアの養成		検討			
東側拠点の協議の場の開催	検討				

●地域福祉活動で具体的に取り組む内容●

① ほっとステーション武蔵ヶ丘の機能強化

常駐の社会福祉士や看護師による「相談」、地産地消の食材を使った「食」、プログラム教室や住民同士の「交流」を図り、安心した居場所づくりを目指します。

※区長・自治会長、民生委員・児童委員等との協議の場「ほっとステーション連絡会」を開催します。

※武蔵ヶ丘団地福祉祭りを開催し、住民同士のふれあい、多世代交流を目指します。

※ほっとステーション拠点運営・御用聞きボランティアを養成し住民参画を目指します。

② 老人福祉センターの機能強化

誰もが気軽につどえる東側の拠点である老人福祉センターの機能を強化し、ボランティアや福祉団体の活性化を図り、住民にとって安心して利用できる居場所を目指します。

※ボランティアおしゃべり会や地域サポーターお茶会を企画します。

※食を通じた売店運営や関係機関と連携したこども食堂の開催を検討します。

基本目標2 地域の宝さがし、人参いきいきプロジェクト

(1) ボランティアセンターの強化



本町では、人口が増加している中で、地域の福祉ニーズは増大かつ多様化しており、福祉サービスや地域の活動を担う人材不足が課題となっています。そのような状況の中で、ボランティア活動は、地域課題の解決や地域におけるつながりづくりや生きがいにもつながる有意義な活動です。

ボランティアセンターは、「ボランティアをしたい人」と「ボランティアをしてほしい人や団体」をつなげる場所で、ボランティア活動に関する相談や支援、情報の発信等の身近な場としての機能の充実を図ります。

●住民が取り組むこと●

ボランティアセンターが発信する情報に目を通し、ボランティアに対して関心を持ちます。また、ボランティアセンターを活用して、ボランティア活動へ自主的に参加します。

●組織・団体等が取り組むこと●

ボランティアが必要な人や場所等を把握し、ボランティアセンターにつなぎます。また、ボランティアセンターを活用して、活動の強化を図ります。

●行政・社会福祉協議会が取り組むこと●

ボランティアセンター機能を強化するため、コーディネート機能の強化、ボランティア情報の発信や充実等、ボランティア活動がしやすい環境を整え、助け合える仕組みづくりを行い、多様な人が活躍できるボランティアの場を確保します。

●実行計画（年次計画）●

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
ボランティアセンターの機能強化と運営委員会の開催			実施		
ボランティア・町民活動センターの設置検討		検討			

●地域福祉活動で具体的に取り組む内容●

① ボランティアセンターの機能強化

住民、施設等のボランティア相談の調整を強化し、断らない体制をつくることで、助け合える仕組みづくりを行います。

※ボランティアセンター業務を推進します。

・リストの整備 ・登録、相談、紹介の推進 ・保険の手続き支援

※地域の中にいる趣味・特技を活かした人材の掘り起こしを行い、ボランティア活動の幅を広げるとともに、地区のニーズに合わせたボランティアの開発にも力を入れます。
※専門ボランティア等との情報交換会を行い、ボランティア活動の活性化を図ります。
※住民が安心して活動できるように、ボランティアハンドブックの作成を検討します。
※SNS を活用した情報発信やボランティア人材バンクの設置を検討し、ボランティア活動がしやすい環境を整えます。

② ボランティア・町民活動センターの設置検討

ボランティアセンターがもっと身近な存在になり、町民活動がさらに活発になるように、ボランティア・町民活動センターの設立を目指します。

※NPO 法人（特定非営利法人）との連携及び協働を進め、新たなメニューの開発に取り組みます。

（２）ボランティア活動の活性化



公的サービスでは解決できない複合的な生活課題が増えており、柔軟に対応できるボランティアの役割は大きくなってきています。ボランティア活動については、現在参加していない人も、今後活動に参加したい意向が多くあるため、ボランティア活動の PR や掘り起こし等、積極的に進めていく必要があります。そのため、関係機関が連携し、地域で活発にボランティア活動が行われるよう支援します。

●住民が取り組むこと●

地域のボランティア活動等に関する情報収集を行い、家族や友人、隣近所に声を掛けながら積極的に参加します。また、自身の持つ知識や経験、技術等をボランティア活動に活かし、地域の中で主体的に活動に取り組む人材を目指します。

●組織・団体等が取り組むこと●

多様な媒体を活用して活動状況を積極的に発信し、住民のボランティア活動に対する興味関心を高め、活動への参加を促進します。また、各種ボランティア養成講座の開催に協力しつつ、地域での活動を楽しめる環境形成に努めます。

●行政・社会福祉協議会が取り組むこと●

ボランティア活動を身近に気軽に感じてもらえる体制を整えます。また、地域のニーズに合ったボランティアの養成を図るため、ボランティア講座の内容を工夫するとともに、活動の場の確保を含め、ボランティアが活動しやすい環境整備に努めます。さらには町内の福祉関係団体やボランティア活動を行っている個人や団体に養成したボランティア人材を紹介・斡旋できるように常に連携を図っていきます。

●実行計画（年次計画）●

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
ボランティア活動の活性化と情報発信			実施		
各種ボランティア養成講座の実施			実施		
ボランティア活動の環境整備			実施		

●地域福祉活動で具体的に取り組む内容●

① ボランティア活動の活性化

地域で活動されている様々なボランティアの横のつながりをつくることで、お互いに共感し活動の幅を広げ、地域が活性化していくような支援をしていきます。

※ボランティアグループ交流会や意見交換会を開催し、団体同士、個人同士の連携や交流を促進します。

※ボランティアグループの情報発信を強化し、グループの活性化を図ります。

② ボランティア養成講座の実施

ボランティア養成講座を開催することで、基礎的な活動の心得を学び、活動の知識や技術を習得し、仲間づくりを進めます。

※ボランティア講座の積極的な参加を促進するため、年間スケジュールを作成し、積極的に周知していきます。

※ボランティア養成講座の開催

・ボランティア基礎講座 ・災害ボランティア講座 ・リーダー育成講座等

※住民ニーズに沿った多様なボランティア講座の開発に努めます。

③ ボランティア活動が楽しくなる環境整備

各種関係団体・機関と連携を図り、様々なボランティア活動者同士の交流やボランティア活動紹介、活動場所の提供、機材の貸出等ボランティア活動がしやすい体制を整えます。

※ボランティアに関する情報を活動者自身が発信できる体制を整えます。

※ボランティア連絡協議会と連携を図るとともにボランティア大会への支援にも力を入れていきます。

※ボランティア情報掲示板の活用や福祉施設情報交換会の実施を検討し、情報発信及びボランティアニーズの把握に努めます。

※視覚障がい者音声訳を積極的に広報し、利用者増強につなげます。

(3) 福祉教育の充実



地域には子どもや高齢者、障がいのある人、外国人、セクシュアルマイノリティ※等の様々な背景を抱える人、そして複雑な課題を抱える世帯等が住んでいます。そういった人々を支える地域づくりを目指すためには、住民一人ひとりの福祉意識の醸成が不可欠です。

住民一人ひとりが地域社会をつくる意識を高め、地域福祉の輪を広げるため、子どもの頃から様々な体験や交流を通じて、福祉の心を育みます。また、性別や年齢によらず、誰もが地域福祉について学び、思いやりの心を育んでいくためには、幼少期からの福祉教育の実施や、支え合い、助け合いの意識を醸成していく必要があります。

児童・生徒の福祉への理解を高めるために、家庭・地域、学校における福祉教育、学習活動の推進を図ります。また、多様性を尊重する社会をつくるため、子どもだけでなく、学生、成人や高齢者に至るすべての世代が、互いに連携しながら福祉の心を育むことができるよう、ライフステージ※に応じた人権教育・啓発を進めるとともに、交流機会の充実を図ります。

●住民が取り組むこと●

他者の気持ちに寄り添い、相手の気持ちを思いやる心を育めるよう、各種講演会や学習会、イベント等に積極的に参加し、人権や福祉に関する理解を深めます。また、子どもの頃から福祉に対して触れたり考える機会を家庭や地域でもつくれるようにします。

●組織・団体等が取り組むこと●

組織・団体同士でお互いの活動を尊重し、支え合います。また、性別や年齢、障がいの有無、国籍の違い等に関わらず、誰もが参加できる交流の場やふれあいの機会づくりに取り組みます。

●行政・社会福祉協議会が取り組むこと●

保育所や幼稚園、小・中学校において、様々な年代の方や地域との交流、体験学習等を通じた福祉教育、また住民の人権意識の向上、助け合い・支え合いの意識の醸成に向けた啓発やイベントの開催、学習機会の提供等、生涯にわたる福祉教育を推進します。

●実行計画（年次計画）●

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
小中学生を対象とした福祉教育の実施			実施		
地域住民を対象とした福祉教育の実施			実施		
子ども福祉委員事業の検討			検討		

●地域福祉活動で具体的に取り組む内容●

① 小中学生を対象とした福祉教育

福祉体験学習及びワークキャンプの実施や、校内のボランティア委員会等の活動支援を促進し、小中学生の福祉意識の醸成に努め、ボランティア協力校の積極的な周知を実施します。

② 地域住民を対象とした福祉教育

地域に住む誰もが福祉について学ぶ機会を作ること、福祉の心を持った住民を増やし、ボランティア活動や地域活動に取り組める人材づくりを進めます。

※地域福祉出前講座や企業向け福祉講座の開催を実施し、福祉意識の醸成に努めます。

※高校生や専門学校生、大学生への養成講座等の周知案内を実施します。

③ 子ども福祉委員事業の検討

小中学生を対象とした、子ども福祉委員を養成し、民生委員・児童委員とともに高齢者宅を訪問したり、赤い羽根共同募金への協力や地域での清掃活動や廃品回収等への協力をすることで、福祉の心を育みます。

※民生委員・児童委員や区長・自治会長へ事業説明を実施し理解を深めます。

※小中学生及び学校へ制度説明を実施し子ども福祉委員を募集します。

(4) 住民参加型の福祉活動の充実



本町では、住民参加型福祉活動における協力会員の高齢化が進んでおり、サービスの担い手である協力会員の発掘及び育成が課題となっています。

そのため、住民参加型の意義について広く住民に浸透させるための広報や啓発の充実を図るとともに、定年退職後のシニアや子育てを終えた人等、人材の発掘や育成に努め、地域における助け合い・支え合いを推進します。

●住民が取り組むこと●

キャロットサービスや地域サポーター等に関する情報を入手し積極的に発信するとともに、自らも協力会員やボランティアになる等、地域活動に協力し地域福祉に参画します。

●組織・団体等が取り組むこと●

組織・団体の活動において、住民参加をしやすくし、活動の人材確保に向けた取り組みを展開します。また、各種サポーターやサービスの担い手と協力しながら、活動の強化を図ります。

●行政・社会福祉協議会が取り組むこと●

キャロットサービスやファミリー・サポート・サービスの住民参加型在宅福祉サービスと地域サポーターや介護予防パートナーの住民参画のボランティア活動者を増やし、住民で住民を支える仕組みを充実させ、福祉の向上に努めます。

●実行計画（年次計画）●

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
住民参加型在宅福祉サービスの充実			実施		
地域で活躍する住民参画活動の充実			実施		
各種養成講座の開催			実施		

●地域福祉活動で具体的に取り組む内容●

① 住民参加型在宅福祉サービスの充実

高齢者や障がい者を中心に家事支援を担うキャロットサービスや子育て世帯の支援のためのファミリー・サポート・サービスをさらに充実にさせ、住民同士でサポートができる体制を強化します。

※キャロットサービス、ファミリー・サポート・サービス事業の充実

・協力会員の増加 ・周知啓発の強化 ・パンフレット作成 ・ハンドブックの作成

※会員同士で交流会を開催し、悩みごとの共有や意見交換、勉強会を通して活動の活性化を図ります。

② 地域で活躍する住民参画活動の充実

地域の福祉活動を担う地域サポーターと介護予防活動の担い手である介護予防パートナーが、やりがいを感じながら活動できる体制を進め、活動場所の拡大を目指します。

※区長・自治会長や民生委員・児童委員へ周知し理解を深めます。

※地域サポーター、介護予防パートナー活動の充実を図ります。

・定例会の開催 ・養成講座の開催 ・フォローアップ講座の開催

基本目標3 活動をつなぐ、きくようわくわくネットワーク

(1) 福祉活動の見える化



地域の中で福祉に関係する人々が様々な活動を進めています。それぞれの活動ごとに成果も上がっており、地域への貢献がなされていますが、活動が住民の多くに「見える化」されていない現状もあります。福祉活動に関する情報発信を積極的に行い、支え手・受け手、また、福祉活動について関りの薄い方に関わらず、住民すべてに活動が見えるような取り組みが必要です。

●住民が取り組むこと●

組織・団体、行政、社会福祉協議会等が発信する情報を積極的に入手し、開催するイベントや地域で行われている福祉活動に参加します。

●組織・団体等が取り組むこと●

組織・団体の活動内容や、取り組んでいることについて、発表の場にて積極的に発信をしていきます。また、行政や社会福祉協議会と連携して、住民が参加しやすいイベントを開催し、福祉活動を身近に感じてもらえるよう努めます。

●行政・社会福祉協議会が取り組むこと●

地域福祉活動の発表の場や地域に根差したイベントを開催することで、住民の福祉意識の向上と住民同士のつながりの構築に努めます。また、行政や社協においても、係、担当を越えた業務の見える化を実施し、事業の方向性や優先順位の共通認識を持ち、部署間における関係性の構築と業務の改善に努めます。

●実行計画（年次計画）●

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
新たな地域活動の発表の場の開催		検討	実施		
各種イベントの開催	実施				
職員間、部署間での見える化戦略	検討	実施			

●地域福祉活動で具体的に取り組む内容●

① 地域福祉活動の発表の場の開催

地域住民による福祉活動の取り組み状況や成果を発表する場を数多く設けます。また、各々の福祉活動の情報共有を図るとともに、その成果をまちづくり活動に結びつける仕組みづくりを推進します。

※福祉のつどいを活用した発表プログラムを展開します。

・見守り支援活動助成金対象地区活動等

※地域福祉の活性化を図るため、新たな発表の場の開催を検討します。

② 地域に根差したイベントの開催

地域住民をはじめ、自治会、社会福祉施設、企業等の関係機関の参加・協力のもと、福祉のまちづくりの更なる充実に向けた啓発を図る機会として、住民が身近に感じ、参加しやすい様々なイベントを企画します。

※イベント検討委員会及びイベント運営委員会の立ち上げを検討します。

※各種イベントを実施します。

・一日父親母親バス旅行、健康ウォーク、介護者のつどい等

③ 職員間での連携と業務の推進

地域福祉を推進するために必要な職員間の円滑な連携と情報共有、見える化の更なる強化及び職員の資質の向上を図り、地域住民がわかりやすい事業運営に努めます。

※職員ボランティアデイの実施を検討し、職員間でのボランティア意識を高めます。

※職員全体会、主任会議、係長会議、職員事業研修会を開催し、職員の連携、情報共有及びスキルアップの向上につなげます。

※職員 PC の共有フォルダの継続をはじめ、ICT※活用、相談事業共有ソフト導入を検討し、職員間の円滑な業務遂行を目指します。

(2) わかりやすい広報活動の充実



地域で活動している様々な団体の活動内容等について、広報紙やホームページ、SNS 等の多様な媒体や、イベント・交流機会等の場を活用し、効果的な広報、情報発信を行います。そのために、地域住民が安心して生活するために必要とする情報の収集と発信に努め、地域住民に提供する広報活動の更なる充実に向け、関係機関等の協力を得ながら、広報活動に取り組みます。

●住民が取り組むこと●

町や社会福祉協議会、組織・団体等が発信する情報について、自分が使いやすい媒体を通じて把握することに努めます。

●組織・団体等が取り組むこと●

組織・団体の活動内容や活動情報を様々な媒体を通じて積極的に発信します。また、地域活動への関心が薄い人や参加しづらいと感じている人が、できる範囲で活動に参加してもらえるよう働きかけます。

●行政・社会福祉協議会が取り組むこと●

広報誌やインターネット（ホームページ、SNS）等、様々な媒体を活用し、年代等に応じた情報提供を行うとともに、より多くの人がスマートフォンやパソコン等に親しみ、活用できる環境整備や、興味を持つきっかけづくりに取り組みます。また、高齢者や障がいのある人、外国人等、情報の受け手側に立ったわかりやすい情報提供に努めるとともに、情報入手が困難な人に対する支援を行います。

●実行計画（年次計画）●

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
広報活動の促進と充実	実施				
新たな広報活動の検討		検討	実施		

●地域福祉活動で具体的に取り組む内容●

① 広報活動の促進

広報やホームページ、Facebook 等の多様な媒体のほか、イベントや各種講座での周知や公民館、町民センター、町内商業施設での掲示、企業への周知依頼等、地域福祉活動に関する効果的な情報発信を行います。

※ホームページの多言語化等外国人への発信方法を検討します。

※対象者に合わせた様々な広報手段を検討し、情報を届ける効果的な広報活動を進めます。

※広報委員会を開催し、広報誌の質の向上に努めます。

② SNS 等を活用した新たな広報活動の開発

幅広い年齢層に対して、誰もが情報を手に入れられ、双方向の発信ができるような SNS 等を活用した新たな広報活動に取り組みます。

※LINE アカウントの取得やインスタグラムの活用等、新たな広報手段を検討します。

（３）多機関連携ネットワークの充実



地域社会を取り巻く環境の変化に伴う福祉ニーズの多様化・複雑化により、これまでの福祉制度だけでは対応できない課題が著しく増加しています。地域の課題解決に向けた取り組みを進めていくためには、地域福祉を担う様々な関係機関とネットワークを構築することが重要です。地域の課題に対するきめ細やかな対応が図れるよう、あらゆる分野の業種と連携し、地域団体や民生委員・児童委員、サービス提供事業者等とのネットワークの構築を進めます。

●住民が取り組むこと●

民生委員・児童委員や社会福祉協議会の活動に関心を持ち、協力します。また、多機関連携ネットワークの取り組みとしてフードバンク事業等へも協力します。

●組織・団体等が取り組むこと●

行政や社会福祉協議会との連携を深めていくとともに、団体同士での情報共有や連携した取り組みの推進等、ネットワークの充実に協力し、地域の抱える多様化・複雑化した課題を解決できる体制づくりを目指します。

●行政・社会福祉協議会が取り組むこと●

行政や社会福祉協議会では、暮らしのなかの様々な「困りごと」や「悩みごと」の解決に向けて、コーディネーターである相談員が専門機関等と連携を図りながら、包括的な支援体制を構築していきます。

●実行計画（年次計画）●

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
多機関わくわくネットワークの構築の推進			実施		
食を支えるセーフティネットの充実			実施		

●地域福祉活動で具体的に取り組む内容●

① 多機関わくわくネットワーク

地域住民が抱える多様化・複雑化した課題を受け止める、新たな資源を開発するネットワーク会議を実施します。また、様々な関係機関との連携を充実させ、課題解決に導く計画策定会議を実施します

② 食を支えるセーフティネットの充実

生活困窮者を支えるため、フードバンク事業及びフードドライブ※事業の充実等、地域に不足する社会資源の創出を図るための取り組みを多機関と連携し推進していきます。

※住民ニーズに応じた新たな社会資源の創出及び連携に取り組みます。

（４）各種団体への支援連携



地域住民による福祉活動が積極的に展開され、それぞれが安心した生活を送るには、地域の活動団体の協力は不可欠です。地域では、住民の福祉向上のため、様々な団体が組織化され地域福祉活動を進めています。各種団体が、それぞれの活動を継続・発展できるよう、活動基盤強化に向けた支援を行います。また、関係機関と連携しながら体制強化に努めます。

●住民が取り組むこと●

地域の様々な活動に積極的に参加します。また、様々な組織・団体への参画や協力を通じて組織・団体活動を応援します。

●組織・団体等が取り組むこと●

地域で活動する他団体との情報共有や意見交換を積極的に行い、連携を強化します。また、行政や社会福祉協議会と密な連携を行いながら、適宜支援を受けつつ活動の充実や強化を図ります。

●行政・社会福祉協議会が取り組むこと●

住民が抱えている様々な福祉課題に対する支援を行うため、住民をはじめとする地域の各種団体が連携して行う地域福祉活動の推進を支援していきます。本町に存在する様々な各種団体及び当事者団体と連携し、円滑に福祉活動が展開できるよう協議を重ね協働していきます。

●実行計画（年次計画）●

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
各種団体との連携強化			実施		
当事者団体との連携・支援			実施		

●地域福祉活動で具体的に取り組む内容●

① 各種団体との連携

各種団体が円滑に福祉活動を展開できるよう、話し合う場を設け、課題等を共有します。また、住民に対して会員増強のための働きかけや啓発等の支援を実施します。

※各種団体と連携し情報共有に努めます。

- ・区長会 ・民生委員児童委員協議会 ・身体障がい者福祉協会 ・地域女性の会
- ・ボランティア連絡協議会 ・老人クラブ連合会 ・子ども会育成連絡協議会
- ・遺族会 ・青少年健全育成町民会議・男女共同参画さんさんの会 ・きくよう SPF
- ・更生保護女性会 ・その他多様な福祉団体への支援

※住民に対して会員増強のための働きかけや啓発等の支援を実施します。

② 当事者団体とのつながり

地域に住む何らかの生活課題を抱えた当事者等、同じような経験を持つ者同士が集まり、仲間づくりや情報交換、課題解決や改善に向けた活動に取り組んでいます。当事者団体との意見交換を定期的の実施し、当事者団体が抱えている課題の共有及び解決するための方法を一緒に考えていきます。

※当事者団体活動へ積極的に訪問し、現状の課題等を共有していきます。

※当事者団体との定期意見交換会を実施します。

- ・障がい児者団体 ・認知症・子育て等の活動グループ

基本目標4 ふだんのくらしのしあわせを届ける、福祉サービス

(1) 各種相談機能・支援体制の充実



地域の変化や家族形態の多様化とともに、複合化している新たな暮らしの課題に対して、相談窓口の役割はこれまで以上に重要になっています。今後、外国人の住民の増加や、身近に相談できる人がいない、相談窓口を知らない、相談に行くことができないといった、個々の状況に応じるために、多様な相談体制の構築が必要となっています。

本町では、誰もが気軽に相談できる体制づくりを目指し、各窓口での相談対応の向上を図るとともに、地域包括支援センターや子ども総合相談室、生活サポートセンター等で、福祉に関する悩みごとや日常生活での心配ごと等、様々な相談に対応しています。

地域では、民生委員・児童委員が福祉制度や日常生活に関わる相談を受けるとともに、必要な援助・支援を行っています。

これらを踏まえ、相談窓口の周知とともに、多様化・複雑化する相談内容に対応するための相談体制及び関係機関との協力体制の充実を図っていく必要があります。

●住民が取り組むこと●

各種相談窓口を把握するとともに、困りごとや悩みは一人で抱え込まず、家族や友人、相談機関に相談します。また、権利擁護に関する制度や事業について情報を収集し、制度内容について理解し、必要な場合には積極的に利用します。

●組織・団体等が取り組むこと●

日頃の活動を通じて困りごとや悩みを抱える人を把握した場合は、相談に乗りつつ、適切な支援につなぎます。また、連携強化を図りながら、組織・団体の活動の中で対応できることに取り組みます。さらに、自殺対策や権利擁護等の取り組みについても組織・団体ができる範囲で協力します。

●行政・社会福祉協議会が取り組むこと●

窓口における相談体制の充実に向けて、接遇の向上や各関係機関との連携を強化し、伴走型の支援を実施します。また、職員や専門職を交えた研修会等を開催し、相談支援能力や専門性の向上を図る等、相談支援体制の強化に努めます。さらに、法人後見制度や市民後見人養成等、実施に向け検討していきます。

●実行計画（年次計画）●

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
各種相談機能の強化	実施				
法人後見制度に向けての協議		検討			

ゲートキーパー※養成の強化	実施				
虐待対策の推進	実施				

●地域福祉に関する事業内容●

① 相談機能の充実

既存の相談事業を強化していくとともに、様々な福祉課題に対応できるメニュー作りに取り組む必要があります。

※「地域で孤立しない、させない」相談ネットワークの強化を図ります。

※来訪や電話のみならず、FAX、電子メール等、多様な相談環境を整えます。

※住民が相談しやすい体制を整えるため、出張相談窓口の開設に向け検討します。

※新たな相談支援メニューの開発を検討します。

※社会福祉協議会相談事業の強化に努めます。

- ・生活困窮者等自立支援事業
- ・ふれあい総合相談
- ・地域福祉権利擁護事業
- ・福祉金庫貸付事業
- ・低所得者見舞い
- ・高額療養費貸付事業
- ・生活福祉資金貸付事業

※生活困窮における償還滞納者に対する伴走型支援を実施します。

※相談窓口のチラシの配布や地域福祉活動を通して、周知啓発に努めます。

② 相談支援体制の充実

多機関・多職種が一体となり、チームで相談者を対応し、誰もが安心して気軽に相談できる相談体制の構築を図ります。

※重層的支援体制整備事業を実施し、相談対応、支援メニュー作り、地域づくりといった切れ目のない支援体制を構築します。

※生活サポートセンターを強化し、相談を「丸ごと」受けとめ、関係機関と一体的な相談対応を図り、気軽に相談できる体制を整えます。

※相談支援包括化推進員を配置し、就労支援事業所、不動産業者、一時保護施設（シェルター）等との連携を強化し、切れ目のない支援を目指します。

※町、社会福祉協議会、関係機関等との合同研修会及び相談員の質の向上を図る研修会の開催を検討します。

③ 法人後見制度にかかる取り組み

成年後見制度の事業が開始されてから 20 年以上経過していますが、未だ認知度として高くない状況です。一方で、判断能力が不十分なために、財産の管理や日常生活での困難を抱える方が増えてきています。

高齢者や障がい者の権利を守るため、より一層の事業推進を図り、町民への理解促進を進めていく必要があります。

※成年後見制度や地域福祉権利擁護事業についての制度を周知します。

※法人後見制度及び市民後見人養成について検討を進めます。

④ いのちを支える仕組みを作る

誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するためには、「生きることの阻害要因」を減らすことに加えて、「生きることの促進要因」を増やすことで、自殺リスクを低下させることが重要です。「生きる支援」を地域一体となって取り組み、いのちを支える仕組みを作っていきます。

※地域への理解促進のための周知啓発を行います。

⑤ 虐待や暴力を防止する対策の推進

すべての町民が、その人らしく生活を送る上で、必要な援助を受けることができる環境を充実させていくことは地域福祉を考える上で重要なことです。虐待や暴力等は、必要な相談やサービスに結び付きにくい事例が見られますが、問題を早期に解決する上で、地域や多様な関係機関、行政の一体となった支援体制の構築に取り組みます。

※民生委員・児童委員を始めとする地域の相談者となつながらやすい地域ネットワークの構築を進めます。

(2) アウトリーチ支援の充実



地域には、どこに相談すればいいのかわからない、自ら SOS を発信できない、地域の中で孤立している、支援を拒否する等の理由で必要な支援が届いていない人がいます。このような人たちを早期に発見し、問題が深刻化する前に支援につなげていくことが必要です。従来の設置型の「待つ相談」では実状を把握しきれないことも多く、「出向く相談」（アウトリーチ支援）への注目が高まっています。

今後は、アウトリーチ支援の体制整備から機能強化まで行い、対象者の把握だけに留まらず、地域づくりの一助としてもアウトリーチを進めていき、誰一人取り残さない福祉基盤の形成を目指します。

●住民が取り組むこと●

ふだんから隣近所とのコミュニケーションを図るとともに、地域の中に居場所をつくります。地域から孤立している人等を見過ごさず、気づいた場合は関係機関に連絡します。

●組織・団体等が取り組むこと●

困りごとや悩みを抱えている人に気づいた場合は、身近な相談相手として寄り添い、話を聞きつつ、早期に適切な機関につなぎます。また、地域の情報シート「地域カルテ」についても組織・団体の活動の中で活用を進めます。

●行政・社会福祉協議会が取り組むこと●

電話や来所による相談対応の充実とは別に、必要に応じて相談者のもとに訪問するアウトリーチ型の積極的な相談支援を行います。また、地域の現状や困りごと、支援が必要な人等を把握し、効果的な支援へとつなげるため、地域の活動や集まり等に積極的に向かいます。

●実行計画（年次計画）●

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
引きこもり者等へのアウトリーチ支援の強化	実施				
地域へのアウトリーチの徹底・強化	実施				

●地域福祉に関する事業内容●

① 引きこもり者等へのアウトリーチ支援

※引きこもり者等は自ら SOS を発することが難しい場合があるため、積極的に情報を発信し、対象者とつながるアウトリーチ支援を進めます。

※社会参画していくために必要な支援メニューの構築を進めます。

※関係機関と情報共有し、早期に発見できるよう体制を整えます。

② 地域へのアウトリーチ

地域で暮らしづらさを抱える人を皆で見守り、必要な支援につながるため、職員が積極的に地域へ出向くことで、地域に役立つ情報やアイデアを共有し、必要な支援につなげるネットワークづくりに取り組みます。

※地域の情報シート「地域カルテ」「地域診断シート」の活用を進めます。

※一つ一つの情報を大切に扱い、皆で支え合う仕組みづくりを進めます。

※情報の取り扱いに関する協議や、福祉マップ作成について検討します。

（３）各種（高齢・障がい・子ども等）サービスの充実



核家族化の進行やライフスタイルの多様化により、子育てや介護等の福祉サービスに対するニーズはますます複雑化し、増大することが見込まれます。

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、日常生活を支える各種福祉サービスの提供基盤を確保するとともに、サービスの充実を図ります。

また、住民が安心して必要とするサービスを選択・利用できるよう、わかりやすい福祉サービスの情報提供や利用者からの相談への対応に取り組んでいくとともに、関係機関と連携し、各団体や事業者等が福祉ニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう取り組みを進めていきます。

●住民が取り組むこと●

広報紙やホームページ、パンフレット等に目を通し、福祉サービス等に関する情報の把握と制度の理解に努めます。また、福祉サービスについて、積極的に利用します。

●組織・団体等が取り組むこと●

日頃の活動等を通じてサービスの利用が必要と思われる人を把握した場合は、相談支援機関につながります。また、各種福祉サービス事業者については、サービスの充実に努めます。

●行政・社会福祉協議会が取り組むこと●

関係機関と連携して介護保険法や障害者総合支援法等に基づく各種サービスを提供することで、高齢者や障がいのある人等の日常生活を支援し、社会参加を促進します。

また、広報紙やホームページ等でわかりやすく各種福祉サービスや相談窓口等について紹介します。

●実行計画（年次計画）●

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
地域包括ケアシステム等の構築	実施				
高齢者・障がい者・子育てサービスの充実	実施				

●地域福祉に関する事業内容●

① 高齢者へのサービスの充実

高齢者ができるだけ長く健康に生活していくために、介護予防事業を中心に地域における自立と社会参加を図れるサービスを進めます。

※介護計画（ケアプラン）に沿って、在宅での生活援助、身体介護及び相談援助を実施します。

※総合事業の訪問型サービス B の事業強化を進めます。

※利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や社会福祉協議会が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、介護サービス情報を公表します。

※社会福祉協議会高齢者サービスの機能強化に努めます

- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護事業
- ・訪問入浴事業
- ・いきいき大学事業
- ・外出支援事業
- ・配食見守りネットワーク事業
- ・訪問型サービス A
- ・介護器具貸出事業

② 障がい者へのサービスの充実

障がいのある人が、生活を送る上で暮らしづらさのないように環境を整備し、ノーマライゼーション※の推進と、障がい者の自立と社会参加の促進を進めます。

※計画（ケアプラン）に沿って、在宅での生活援助、身体介護及び相談援助を実施します。

※障がい者が安心して暮らせるような、職員の質の向上を強化します。

※利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や社会福祉協議会が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、障がい福祉サービスの情報を公表します。

・居宅介護事業 ・同行援護事業 ・移動支援事業 ・訪問入浴事業

③ 子育て世帯へのサービスの充実

都市化や核家族化が顕著に表出している本町では、子育て世帯へのサポートも重要になっています。子育て環境が大きく変化していく中で、子ども自身も保護者も安心して暮らせる支援体制の構築を進めます。

※子育て支援事業の拡充に努めるとともに、新たな交流事業の検討を進めます。

※学生や子育てを終えられた世代等、多様で柔軟な子育て支援事業に参画していただく人材募集を進めます。

※SNSを活用し、サービスの予約等も含めた事業展開を検討します。

※子育て世帯が安心して暮らせるような、相談体制の構築や職員の質の向上を強化します。

※社会福祉協議会子育てサービスの機能強化に努めます。

・病後児保育事業（こあら）（ゆーかり） ・つどいの広場事業
・ファミリー・サポート・サービス ・育児支援家庭訪問事業

※町東側の子育て拠点の充実を目指します。

（４）くらしの安全・安心



すべての人が住み慣れた地域で、安全・安心に暮らすためには、日常生活の中で外出の制約を受けることがないよう、施設、道路、交通機関等の生活環境のバリアフリー化等、誰にとっても利用しやすい生活環境の整備を図ることが必要となっています。また、近年多発する自然災害への備えも必要となっています。

年齢や障がいの有無等に関わらず、誰もが安全に安心して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、良好な生活環境の形成を推進します。

●住民が取り組むこと●

困っている人を見かけた場合は、積極的に声かけや手助けをします。交通ルールやマナーを守るとともに、危険箇所を見つけたら関係機関に報告します。また、災害等の緊急時に備え、日頃から隣近所とのコミュニケーションを大切にします。さらに、自主防災組織に加入し、地域の防災訓練等に積極的に参加します。

●組織・団体等が取り組むこと●

通学路での安全指導の実施等、地域ぐるみで交通事故防止に努めます。また、様々な災害を想定し、多くの住民が参加できるような防災訓練を実施するとともに、災害時避難行動要支援者の把握や個別の避難支援計画の作成に協力します。

●行政・社会福祉協議会が取り組むこと●

住み慣れた場所で生活していくために、生活環境の安全・安心を図る取り組みが必要になります。それは、公共施設や民間施設、生活道路やライフライン（水道や電気等）のみならず、意識的な障壁を取り除く取り組みが必要となります。日常的なつながりを強めていくことで緊急時や災害が起きても強い地域となるような支援を進めます。

●実行計画（年次計画）●

実行計画（年次計画）

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
ユニバーサルデザインの推進	実施				
防犯及び交通環境整備の充実	実施				
防災・減災支援の充実	実施				

●地域福祉に関する事業内容●

① 生活環境の整備

ユニバーサルデザインの推進を周知し、公共施設等においては、利用しやすい環境を整備していきます。

※ユニバーサルデザインの周知啓発に努めます。

※地域と協働し、危険箇所マップの作成に取り組みます。

② 防犯・交通環境の整備

本町の福祉課題は渋滞問題であるといえるほど、交通環境の整備は喫緊の課題となっております。移動手段や交通手段の確保も含めた、人にやさしい地域づくりのために多様な制度や多様な仕組みを活用して官民協働の体制作りが必要です。

※様々な場面での交通安全学習会を実施します。

※関係機関と連携し、防犯・交通環境に係る情報共有を積極的に進めます。

③ 防災・減災支援

災害に対する備えには隣近所や各団体が連携しながら取り組みを進める必要があります。避難することが困難な人を把握することや、緊急時の連絡先、緊急避難場所をふだんから話し合える仕組みを作ることが重要です。ふだんの暮らしの中から、災害について気づき、理解し合い、対応していくための仕組みづくりを進めます。

※町防災訓練及び福祉避難所設置訓練を実施します。

※災害ボランティアセンター設置訓練を実施します。

※避難行動要支援者個別計画の周知及び取り組みを推進します。

※地域組織と協働し、ふだんの暮らしの中から、防災の意識を高め、住民の意識啓発に努めます。

※菊池ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定を活用し4市町での連携を深めます。

※水・非常食・防災品の備蓄の確保に努めます。

※日本赤十字活動を強化します。

(5) 社会資源の活用

社会が大きく変化する中、多様化・複雑化する福祉課題に対して、既存の社会資源をさらに充実させていくことや、新たな社会資源を創設していき、様々な機関と連携しながら、まちづくりを進める必要があります。企業や個人の賛同を募り、多様な主体から理解を得ながら、新たな福祉課題に対応する仕組みづくりを進めます。

●住民が取り組むこと●

募金運動や啓発運動等に積極的に参加します。

●組織・団体等が取り組むこと●

組織・団体の活動や社会貢献の一環として、募金運動や啓発運動等に協力します。また、企業等については、クラウドファンディング※等を活用しつつ、社会貢献活動に協力し、地域の福祉基盤の向上に取り組めます。

●行政・社会福祉協議会が取り組むこと●

社会が変化する中、複雑化する福祉課題に対して、今までの社会資源についてはより推進し、そして新たな社会資源を創設し、様々な機関と連携しながら、まちづくりを進める必要があります。企業や個人の賛同を募り、新たな福祉課題に対応する仕組みづくりを進めます。

●実行計画（年次計画）●

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
民間企業等の社会貢献活動の促進			検討		
共同募金運動の強化	実施				
社協会費の強化	実施				

●地域福祉に関する事業内容●

① 新たな民間企業等の社会貢献活動の促進

民間事業所の社会貢献活動をはじめ、福祉と企業との連携は今後ますます重要となります。クラウドファンディングのような、目的をはっきりとさせた事業を提示することで企業、個人からの賛同を得て、住民の福祉の向上を図れるよう検討を進めます。

※地域福祉事業の見える化を図ります。

※企業との情報共有及び連携に努め、新しい事業の提案等、実施検討していきます。

※寄付等でいただいたお金の使い方について、わかりやすい周知に努めます。

② 共同募金運動の強化

地域福祉の推進のために活用されてきた民間運動としての共同募金運動ですが、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるために今後も趣旨の理解を得ながら、地域に、目に見えて還元できる取り組みについて進めます。

※新たな募金運動の開発を検討します。

※周知、啓発運動を強化します。

※共同募金地域助成金を積極的に周知し、地域や団体の活性化を図ります。

③ 社協会費の強化

福祉拠点活動や地域の支え合い活動の活性化のために活用している社協会費の周知と理解をすすめ、社協会費の協力をできるだけ多くの住民や企業から募ります。

※社会福祉協議会の周知を強化し、社協会費の賛同者・賛同企業の増加を図ります。

第5章 菊陽町重層的支援体制整備事業実施計画

1 計画の趣旨

社会福祉法の改正により、令和3年度から重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業が創設された背景として、生活困窮や引きこもり、また、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と子育てを行う「ダブルケア」、子どもが家族の介護やケアを行う「ヤングケアラー」といった地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が困難な現状があります。

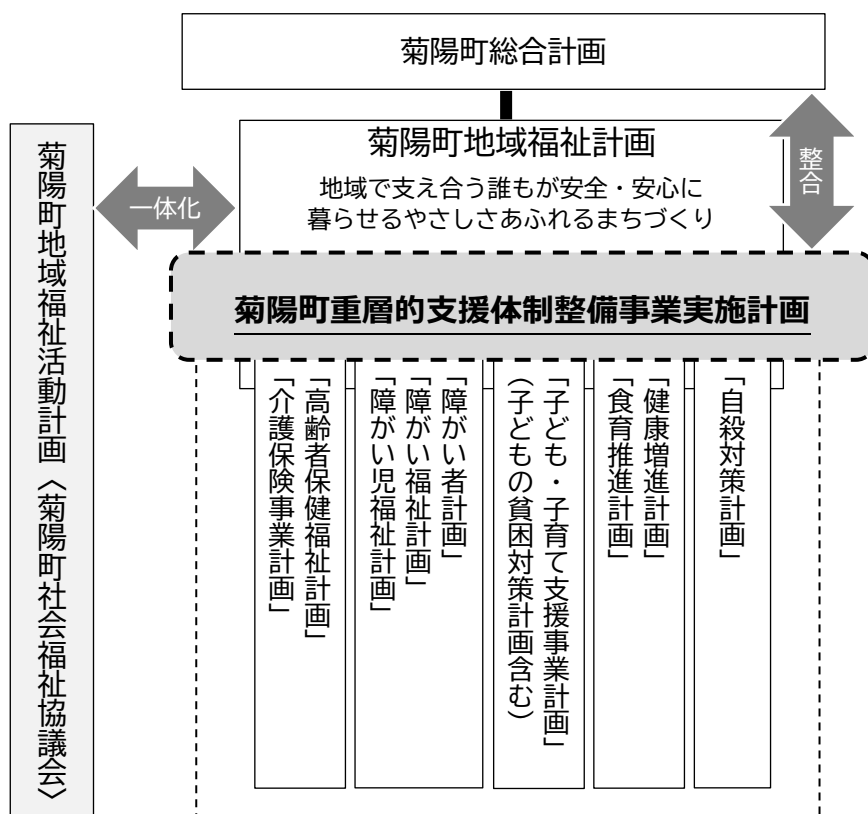
これらを踏まえ、重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本町においては、令和5年度までを移行準備期間とし、令和6年4月から重層的支援体制整備事業を実施します。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

また、本計画については、まず第一に「菊陽町総合計画」を最上位計画とし、次に「菊陽町地域福祉計画・菊陽町地域福祉活動計画」を上位計画とし、併せて各分野の関連計画の内容と整合を図っています。



3 重層的支援体制整備事業の目的

本事業の目的は、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしながら複雑化・複合化した支援ニーズに対応する地域全体で支え合う体制を構築し、すべての住民に対する重層的なセーフティネットの強化を図ることです。各事業が相互に重なり合いながら、町全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制の構築を目指します。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、上位計画とする地域福祉計画と整合を図るため5年間とし、毎年度実績等を勘案し必要に応じて計画の見直しを行います。見直しにあたっては、PDCA サイクルにより、課題・改善事項を整理して、事業を推進します。

年度 計画名	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)
菊陽町地域福祉計画	第4期				
重層的支援体制整備事業 実施計画					

5 重層的支援体制整備事業において実施する事業

(1) 包括的相談支援事業

「高齢」「障がい」「子ども・子育て」「生活困窮」の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

ア 地域包括支援センターの運営（設置個所数：1）

介護保険法に基づき、高齢者の方の相談をお受けし、適切なサービスの紹介や、介護予防サービスのケアプラン作成等を行います。また、高齢者が安心して暮らせる地域づくりのため、医療、福祉等の様々な社会資源との連携を図ります。

名称	所在地	設置形態
菊陽町地域包括支援センター (介護保険課)	久保田 2800 番地	直営

イ 相談支援事業（設置個所数：3）

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。

名称	所在地	設置形態
基幹相談支援センターharu	久保田 2800 番地	委託 社会福祉法人 菊陽会
相談支援センターSUN	久保田 2596 番地	委託 社会福祉法人 菊陽会
きくよう地域生活支援センター	原水 5587 番地	委託 社会医療法人 芳和会

ウ 利用者支援事業

(7)基本型（設置個所数：1）

児童福祉法、子ども・子育て支援法に基づき、利用者の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように支援を実施します。

名称	所在地	設置形態
子育て支援課	久保田 2800 番地	直営

(1)母子保健型（設置個所数：2）

子ども・子育て支援法及び母子保健法に基づき、保健師等の専門職による妊娠期から子育て期までの母子保健等のサービスの情報提供等や、保育士等の専門職による保育施設の巡回支援を実施します。

名称	所在地	設置形態
子育て世代包括支援センター （健康・保険課）	久保田 2800 番地	直営
子ども総合相談室 （福祉課）	久保田 2800 番地	直営

（2）参加支援事業【委託：菊陽町社会福祉協議会】

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行う事業です。本人のニーズや課題等を丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人の支援メニューのマッチングを行います。

(3) 地域づくり事業

「高齢」「障がい」「子ども・子育て」「生活困窮」の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かし、交流の場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築等により地域における多様な取り組みのコーディネート等を行うものです。

地域の社会資源を幅広くアセスメント※した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を目指します。

ア 地域予防活動支援事業【一部委託：菊陽町社会福祉協議会】

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するため、高齢者が身近な場所で気軽に集える居場所づくりや、ボランティアや任意団体及び自主的に実施する活動等の支援を行い、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

イ 生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにみんなで支え合う地域づくりを目指し、地域の高齢者のニーズや地域に不足している介護予防や生活支援サービスの把握、サービス開発に向けた、地域の関係団体等への働きかけ、地域の関係団体間の情報共有や連携体制の整備等を実施します。

ウ 地域子育て支援拠点事業【委託：菊陽町社会福祉協議会、社会福祉法人愛和会】

常設の地域子育て支援拠点と児童福祉施設等の子育て支援施設に親子が集う場を設置し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習を実施します。

名称	所在地
菊陽町光の森子育て支援センター（ひかりっこ）	光の森2丁目1番地1
光の森ラビット保育園（ラビットくらぶ）	光の森6丁目9番地3
元気の森ラビット保育園（ミニキャロットくらぶ）	武蔵ヶ丘北3丁目1番31号
菊陽町社会福祉協議会（つどいの広場ぴーす）	武蔵ヶ丘北1丁目6番34号

(4) 多機関協働事業等

ア 多機関協働事業【委託：菊陽町社会福祉協議会】

複雑化・複合化した支援ニーズを有し、支援関係機関の通常の連携体制による解決が困難なケースについて、支援関係機関からの要請を受け、役割分担や支援の方向性の整理等、支援の調整を行います。必要に応じて重層的支援会議を開催し、支援関係機関と協議を行います。

イ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【委託：菊陽町社会福祉協議会】

長期にわたり引きこもり状態にある等、支援ニーズを抱えながらも自らの支援を求めることのできない人や、支援につながることに拒否的な人に対し、支援を届けます。まずは、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係や、本人とのつながりの形成に向けた支援を行います。本人とのつながりが形成された後は、必要な支援や今後の方向性を本人とともに検討し、適切な支援関係機関等につなぎます。

また、対象者に関する情報を幅広く収集するため、支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、潜在的なニーズを抱える人の存在に気づき、相談しやすい連携体制の構築を進めていきます。

6 支援会議・重層的支援会議

(1) 支援会議

本人からの同意が得られていないが、緊急性のあるケースや、早期に支援体制の検討を進める必要のあるケースについて、支援関係機関間で情報共有や支援体制の検討を行うため、社会福祉法第106条の規定に基づき、守秘義務を設けた支援会議を開催します。

(2) 重層的支援会議

本人からの同意が得られたケースについて、支援関係機関間で支援方針の共有や役割分担を行うことを目的として開催します。包括的相談支援事業者をはじめとする支援関係機関等からの要請を受け、会議の調整等を行います。また、支援調整会議等も、取り扱う内容により重層的支援会議として位置付けます。

第6章 菊陽町自殺対策計画

1 基本理念

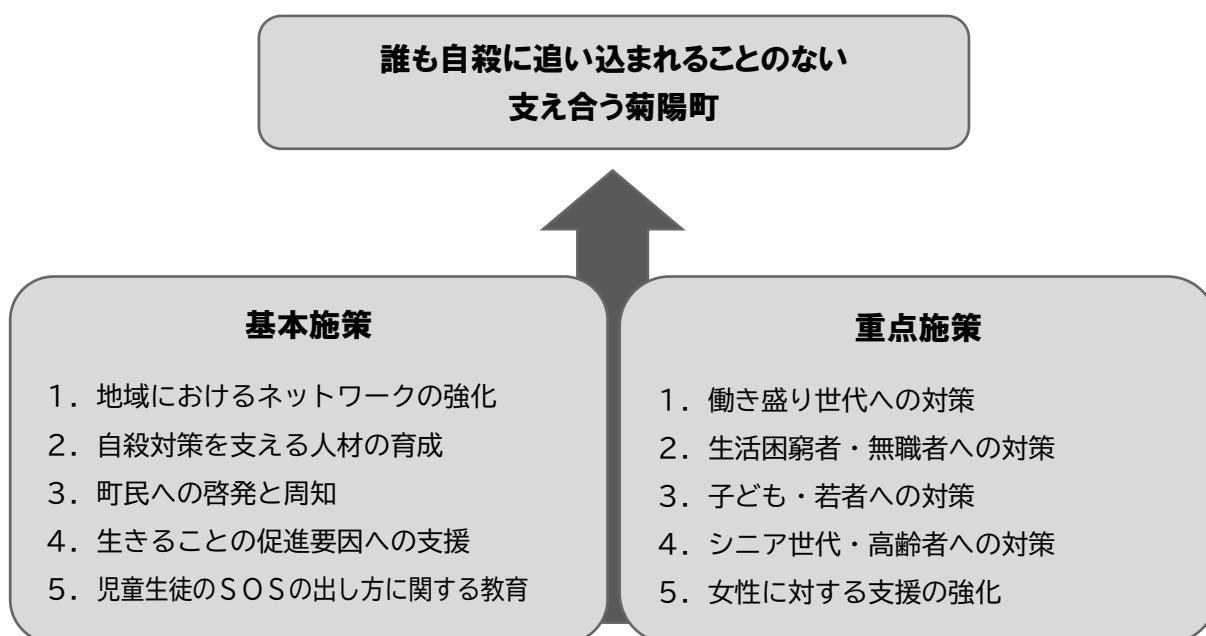
「自殺総合対策大綱」において、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて認識し、「いのち支える自殺対策」という理念を全面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとされています。

本町においても、「誰も自殺に追い込まれることのない支え合う菊陽町」を基本理念とし、全庁的連携のもと、関係機関との連携を図りながら、自殺対策としての「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

**「誰も自殺に追い込まれることのない
支え合う菊陽町」の実現を目指す**

2 施策体系

基本理念を実現するために、自殺対策の取り組みの主たる項目となる基本施策と、性別や年齢等、特定の層に対してアプローチを行う重点施策を設定し、自殺対策の取り組みを推進します。



3 5つの基本施策

平成29年に国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての自治体で実施されることが望ましいとされている次の5つの施策を、本町の自殺対策における基本施策とします。

- 基本施策1 地域におけるネットワークの強化
- 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成
- 基本施策3 町民への啓発と周知
- 基本施策4 生きることの促進要因への支援
- 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

4 5つの基本施策及び重点施策の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない支え合う菊陽町」を実現するために5つの基本施策及び重点施策を解決するための実施計画を定め、全庁一体的な取り組みとして対策を推進していきます。

自殺対策は、家庭や学校、職域、地域等社会の全般に関係しており、総合的な対策のためには、他分野の関係者の連携と協力のもと、効果的な施策を推進していく必要があります。

そのため、実施計画の実現に当たっては、庁内関係部署や社会福祉協議会のみならず、県、近隣自治体、住民、町内事業所（職場）等との連携を図りながら、総合的かつ包括的に取り組んでいく必要があります。

■取り組み主体ごとの役割

町 (行政)	地域の実情を統計資料等から把握し、それに応じた自殺対策を総合的に策定・実施していきます。また、住民に身近な存在として関係機関との緊密な連携・協働に努めます。
住 民	自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるということ認識し、自殺対策に関して理解を深めます。また、自らの心身の健康の保持に取り組むとともに、身近にいる人の心の不調に気づき、声をかける等、一人ひとりが自殺対策の担い手になれるよう努めます。
事業所 (職場)	雇用する労働者の心の健康の保持及び生命身体の安全の向上のための必要な措置を講ずるよう努めます。また、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺対策に関心と理解を深めるとともに、町が実施する自殺対策に協力します。
自殺対策 関係機関	それぞれの活動内容の特性に応じて総合的かつ効果的に自殺対策に取り組むとともに、関係機関等が相互間の連携を図るよう努めます。また、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺対策に関心と理解を深めるとともに、町が実施する自殺対策に協力します。

第7章 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進・進行管理

第4期菊陽町地域福祉計画・第6期菊陽町地域福祉活動計画を推進するにあたり、関係各課や地域組織・団体と連携して取り組みを進めるため、下記6点を念頭に置きながら、推進していきます。

(1) 役割分担を明確にすること

地域福祉を進め、新しい地域包括支援体制を確立するには、各主体が自らの役割を認識し、推進していくことが重要です。

地域が主体で進める取り組みを中心に据えながら、住民、地域組織・団体、社会福祉協議会、行政等が役割分担を明確にしていきます。

(2) 横の連携を強化すること

地域と連携する地域福祉に係る事業を効果的かつ効率的に実施していけるよう、関係機関との連携はもとより、情報共有を積極的に行い、関連する各分野別計画と連携を図り、横のつながりを強化していきます。

(3) すべての人が地域福祉に関して共通認識を持つこと

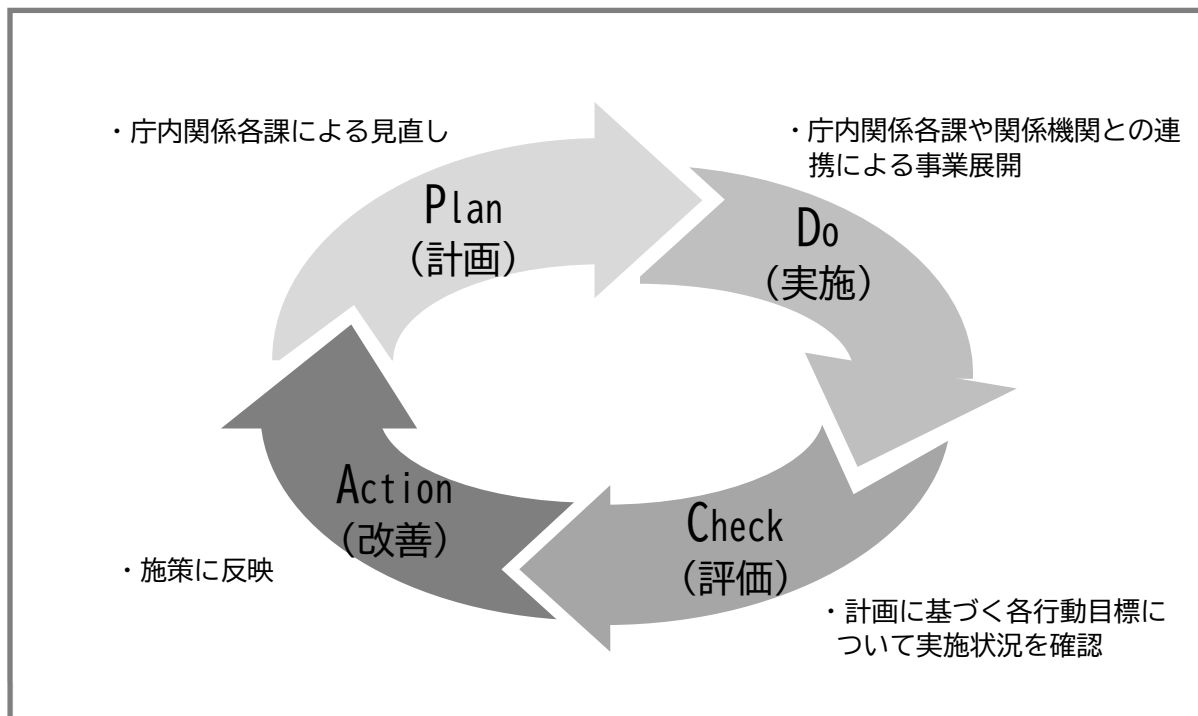
本計画を推進していくうえでは、計画に関わるすべての人が共通認識を持つことが重要です。そのため、広報やホームページ等を広く活用して、住民へ周知し、計画や地域福祉自体の普及啓発に努めます。

(4) 個人情報やプライバシーに配慮すること

地域福祉活動は、人と人とのかかわりの中で進められていくもので、お互いの信頼関係がなければ成り立ちません。地域住民や支援が必要な人などとの信頼関係を築くためには、プライバシーに配慮し、個人情報保護の意味や目的をお互いに理解することが大切です。そのため、法律を正しく理解し、個人情報を適切に管理するように努めます。

（５）計画の達成状況の点検及び評価

本計画においてはPDCA（計画－実施－評価－改善）のサイクルを導入します。庁内の関係各課や社会福祉協議会、その他福祉の関係機関との連携を図り計画を推進します。また、中間年には計画の見直しを行い、計画の進捗管理を図ります。



	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
計画の実施					
評価（アンケート・ワークショップ等）					
検証（委員会）					
次期計画の策定					

（６）「新しい日常」への対応

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域福祉活動の展開に制約を受け、活動をする際にも感染拡大防止策を講じることが求められています。そのほか、オンラインツール※を用いたコミュニケーションの活性化や、非接触型のツールの台頭等、私たちの日常生活も変わりつつあります。

これらの「新しい日常」が社会全体で進められる中で、本町でも必要な対応や対策を考慮しながら本計画を推進することとします。

2 具体的な計画の推進

本計画を推進するためには、地域福祉活動の主役の住民と、地域組織・団体、社会福祉協議会、行政が、それぞれの担うべき役割を認識し、協働の考えのもと、効果的な活動、施策の推進を目指します。

主体	役割
住民	○一人ひとりが地域を担う一員だという自覚を持って、地域のみんなと協力して取り組みます。 一人ひとりが地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等日常的な近所同士の交流を行うとともに、地域の行事、ボランティア活動、区・自治会活動等に積極的に参加していくことが求められています。 区・自治会においては、自分たちの住む地域がより暮らしやすい地域となるよう、地域住民と連携・協力しながら活動することが期待されます。
地域組織・団体	○地域の人や関係機関と広く連携しながら、施策を進めていきます。 各組織・団体が連携し、活動内容の充実や福祉サービスの多様化により、様々なニーズへの対応を行い、地域の課題を解決することが求められています。 また、福祉サービスの提供者については、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービスの内容の情報提供等に取り組みます。
行政・社会福祉協議会	○地域や関係機関と広く連携しながら、地域に密着した施策・取り組みを進めていきます。 行政の各部署が地域福祉についての理解・認識を深めるとともに、地域の様々なニーズに対応するために取り組むべき施策を推進します。 また、本計画に記載している「地域福祉活動で具体的に取り組む内容」に基づきながら、本計画の推進・調整役として機能します。 特に、「福祉助け合いの会」等で地域の課題を把握したり、解決に向けての提案等、地域住民主体の取り組みとなるような仕組みづくりを、行政と社会福祉協議会が協働で進めていきます。

資料編

1 アンケートの結果

(1) 実施概要

計画策定にあたっての基礎資料を得るため、『第4期菊陽町地域福祉計画』及び『第6期菊陽町地域福祉活動計画』策定のためのアンケート調査」を令和4年9月に実施し、住民の福祉に対する意識や、地域活動への参加状況等の実態を把握しました。

■概要

①調査地域：菊陽町全域

②調査対象：町内在住の18歳以上の方（無作為抽出）、ボランティア活動者、高齢者サロン

③調査期間：令和4年9月1日（木）～9月15日（木）

④調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式、Web 調査

⑤回収結果

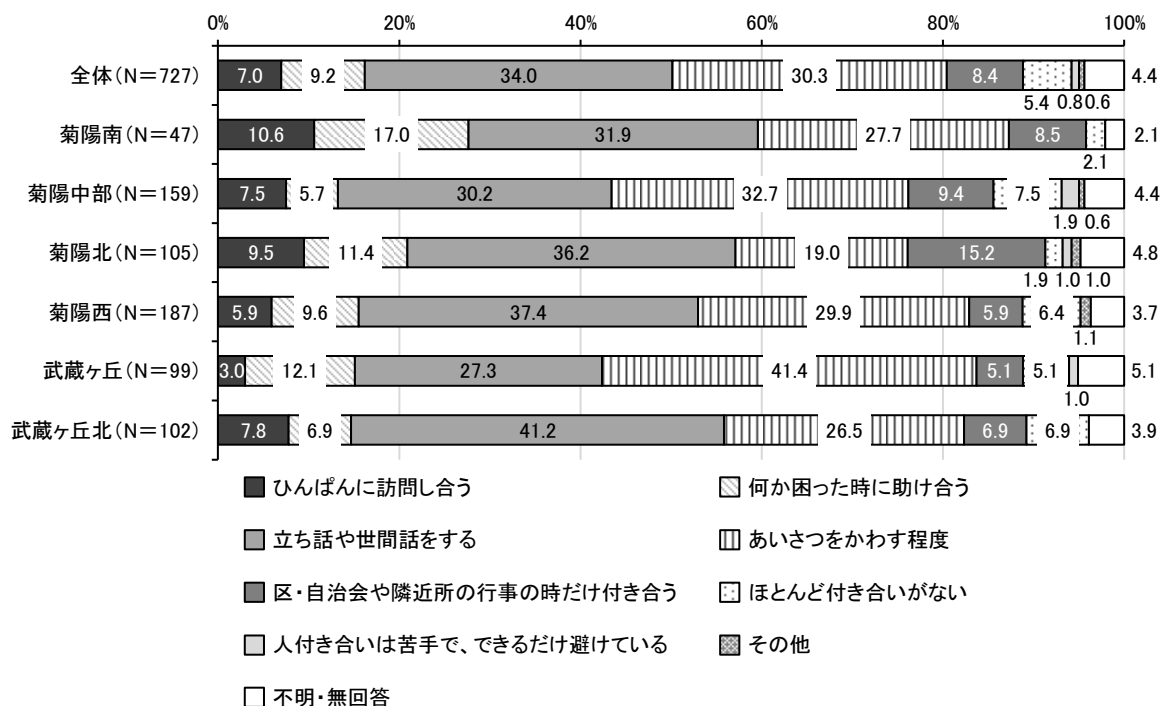
種別	配布数	有効回収数	有効回収率
一般住民	1,500 件	445 件	29.7%
ボランティア	320 件	179 件	55.9%
高齢者サロン	180 件	103 件	57.2%
合計	2,000 件	727 件	36.4%

(2) アンケート結果抜粋

■あなたは、近所の人とどの程度お付き合いをしていますか。(1つに○)

近所付き合いの程度についてみると、全体では「立ち話や世間話をする」が34.0%と最も高く、次いで「あいさつをかわす程度」が30.3%、「何か困った時に助け合う」が9.2%となっています。

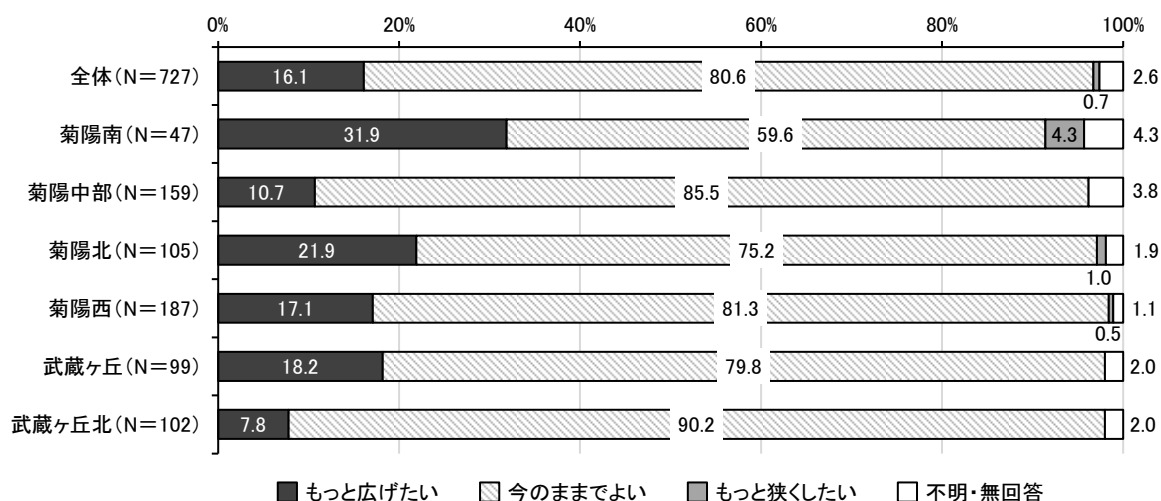
校区別では菊陽北や武蔵ヶ丘北で「立ち話や世間話をする」が、武蔵ヶ丘で「あいさつをかわす程度」が高くなっています。また、菊陽南で「ひんぱんに訪問し合う」や「何か困った時に助け合う」が高くなっています。



■あなたは、近所の人との付き合いを広げたいと思いますか。(1つに○)

近所の人との付き合いを広げたいと思うかについてみると、全体では「今のままでよい」が80.6%と最も高く、次いで「もっと広げたい」が16.1%となっています。

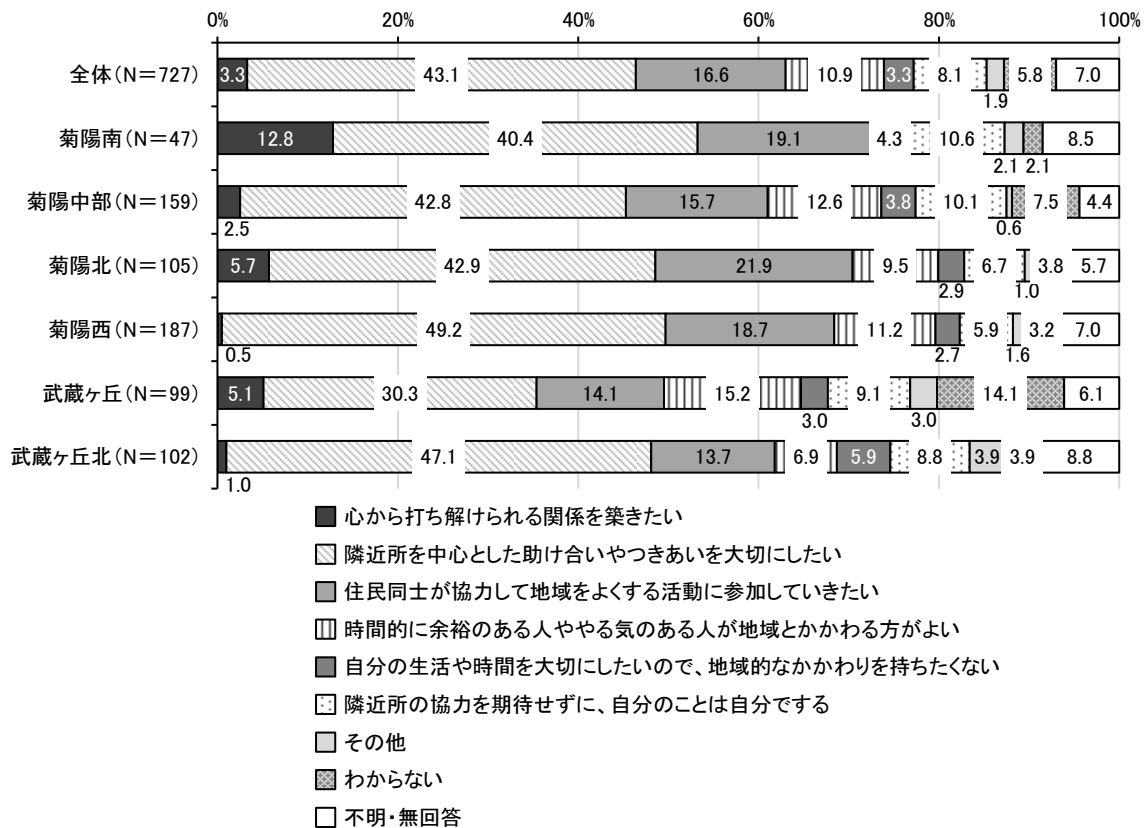
校区別では菊陽南で「もっと広げたい」が、武蔵ヶ丘北で「今のままでよい」が高くなっています。



■あなたは、地域での人とかかわりに対してどのように考えますか。（1つに○）

地域での人とかかわりについての考え方についてみると、全体では「隣近所を中心とした助け合いやつきあいを大切にしたい」が43.1%と最も高く、次いで「住民同士が協力して地域をよくする活動に参加していきたい」が16.6%、「時間的に余裕のある人ややる気のある人が地域とかかわる方がよい」が10.9%となっています。

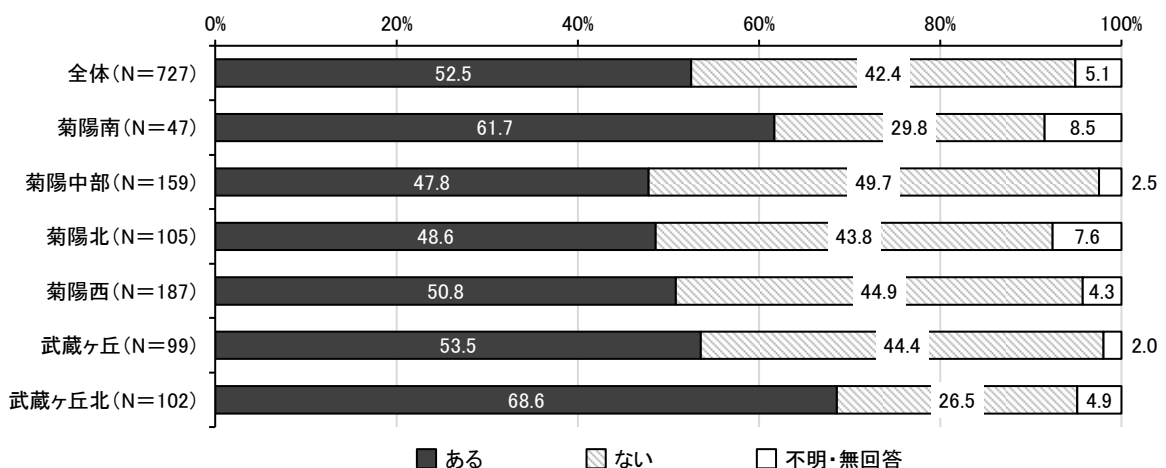
校区別では菊陽南で「心から打ち解けられる関係を築きたい」が、武蔵ヶ丘で「時間的に余裕のある人ややる気のある人が地域とかかわる方がよい」が高くなっています。



■あなたの住んでいる地域に、ご近所さんが集まる場がありますか。（1つに○）

住んでいる地域に、近所の人が集まる場所があるかについてみると、全体では「ある」が52.5%、「ない」が42.4%となっています。

校区別では菊陽南や武蔵ヶ丘北で「ある」が高くなっています。



■あなたが住んでいる地域で、課題となっていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

住んでいる地域で課題となっていることについてみると、全体では「特に困っていない」が31.1%と最も高く、次いで「交通問題」が21.6%、「清掃・ゴミの問題」が18.2%となっています。

校区別では全体的に「交通問題」が高くなっていますが、武蔵ヶ丘北は他の校区と比べ低くなっています。また、菊陽西で「清掃・ゴミの問題」が、菊陽北で「集まりの場所（公民館や集会所等）の問題」が、菊陽南や武蔵ヶ丘、武蔵ヶ丘北で「高齢者の介護問題」がそれぞれ高くなっています。

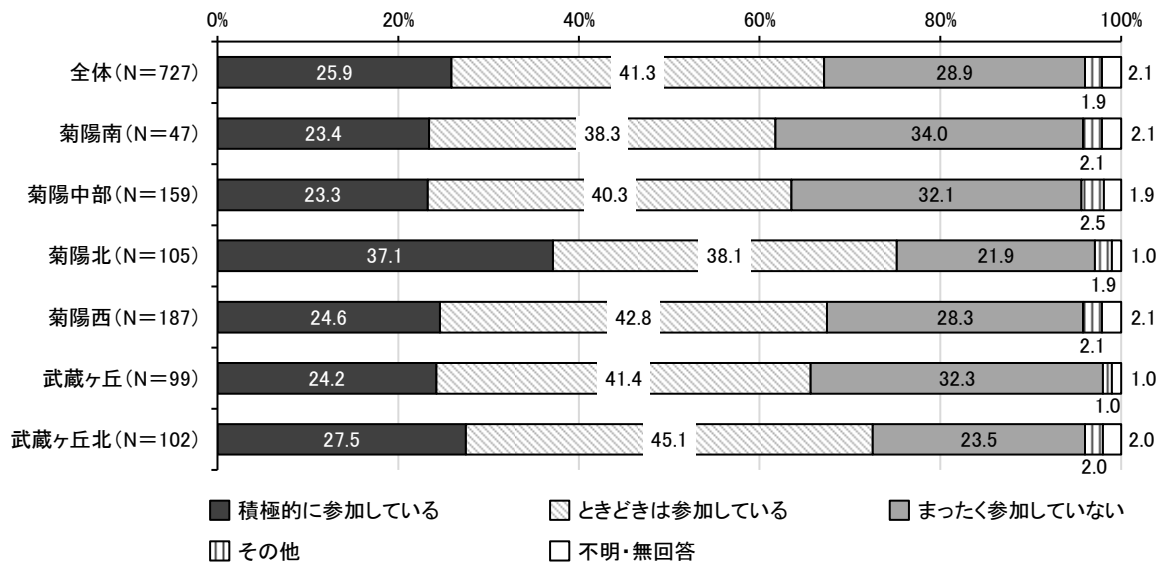
(%)

	高齢者の 介護問題	障がい児・ 者の問題	子育ての 問題	地域防災 の問題	交通問題	集まりの場 所（公民館 や集会所 等）の問題	ご近所付き 合いの問 題	住民参画・ ボランティア の問題	清掃・ゴミ の問題
全体(N=727)	13.3	2.5	3.6	6.1	21.6	6.9	6.9	3.4	18.2
菊陽南(N=47)	17.0	4.3	6.4	10.6	36.2	6.4	6.4	4.3	12.8
菊陽中部(N=159)	10.7	0.6	3.1	5.7	20.1	6.9	7.5	1.9	20.1
菊陽北(N=105)	11.4	2.9	3.8	6.7	39.0	12.4	5.7	7.6	16.2
菊陽西(N=187)	10.7	3.2	3.2	5.3	19.8	7.0	8.0	5.3	21.4
武蔵ヶ丘(N=99)	18.2	4.0	4.0	6.1	15.2	5.1	9.1	1.0	16.2
武蔵ヶ丘北(N=102)	19.6	2.0	3.9	5.9	12.7	2.9	3.9	1.0	14.7
	防犯の問 題	生活困窮 の問題	地区イベ ントの問題	世代間交 流の問題	自治会加 入者の減 少	その他	特に困っ ていない	不明・無回 答	
全体(N=727)	5.8	2.1	5.5	6.2	8.4	5.5	31.1	11.4	
菊陽南(N=47)	4.3	0.0	2.1	6.4	2.1	4.3	21.3	14.9	
菊陽中部(N=159)	2.5	2.5	8.2	5.0	7.5	4.4	32.1	10.1	
菊陽北(N=105)	5.7	1.0	8.6	14.3	10.5	2.9	19.0	18.1	
菊陽西(N=187)	9.1	2.7	4.3	3.7	10.2	7.0	34.8	10.7	
武蔵ヶ丘(N=99)	9.1	4.0	2.0	7.1	15.2	7.1	27.3	5.1	
武蔵ヶ丘北(N=102)	3.9	1.0	4.9	4.9	1.0	5.9	44.1	11.8	

■あなたは自治会活動をはじめとする地域活動に参加していますか。(1つに○)

自治会活動をはじめとする地域活動への参加状況についてみると、全体では「ときどきは参加している」が41.3%と最も高く、次いで「まったく参加していない」が28.9%、「積極的に参加している」が25.9%となっています。

校区別では菊陽南で「まったく参加していない」が高くなっています。また、菊陽北で「積極的に参加している」が高くなっています。



■あなたは、民生委員・児童委員に今後どのような活動に注力してほしいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

民生委員・児童委員に今後注力してほしい活動についてみると、全体では「地域の高齢者や子どもの見守り活動」が41.1%と最も高く、次いで「福祉サービス利用にあたっての支援や連絡・調整」が27.8%、「災害時の要支援者への支援」が26.1%となっています。

校区別では菊陽中部で「地域の高齢者や子どもの見守り活動」が高くなっています。また、菊陽南で「特になし」が高くなっています。

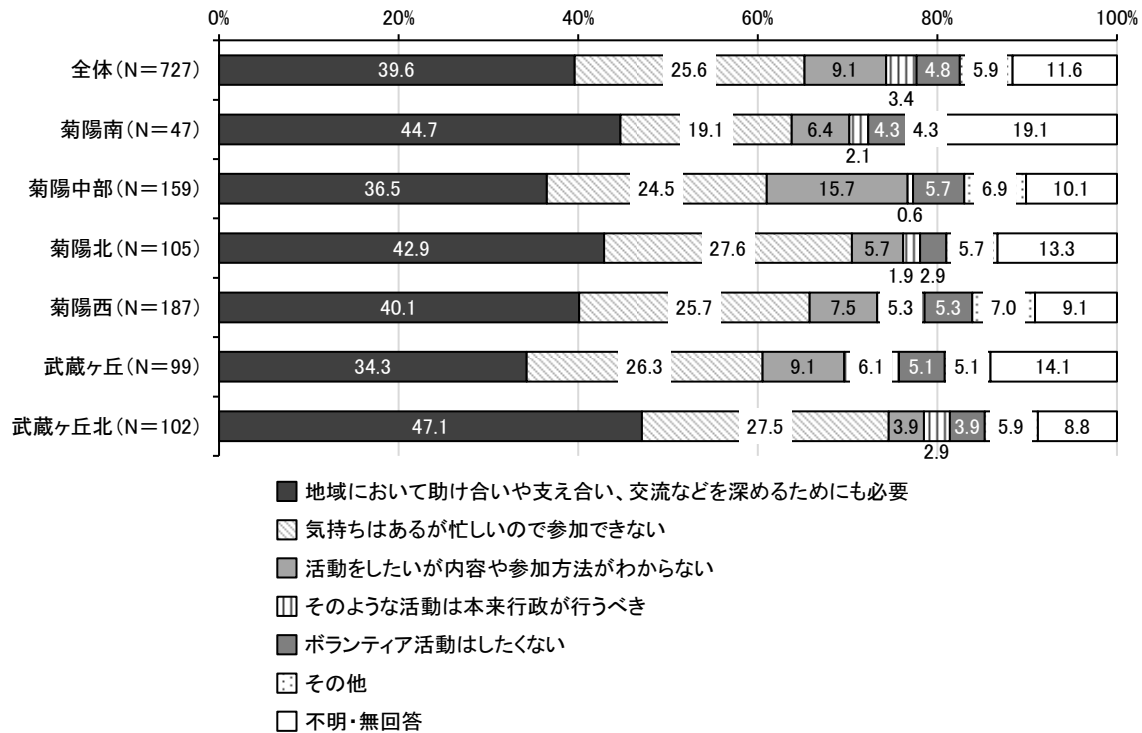
(%)

	日常生活の悩みや心配ごとの相談	福祉や健康づくり、地域活動に関する情報の提供	地域の高齢者や子どもの見守り活動	福祉サービス利用にあたっての支援や連絡・調整	災害時の要支援者への支援	地域の課題を解決していくための仕組みづくり(地区懇談会や協議会の実施など)	その他	特になし	民生委員・児童委員について知らない	不明・無回答
全体(N=727)	20.6	22.3	41.1	27.8	26.1	12.2	1.8	17.1	9.4	5.2
菊陽南(N=47)	17.0	17.0	34.0	27.7	14.9	8.5	0.0	23.4	6.4	12.8
菊陽中部(N=159)	20.8	22.0	46.5	30.8	23.9	15.1	2.5	12.6	11.3	3.1
菊陽北(N=105)	21.9	21.0	43.8	30.5	32.4	12.4	1.0	21.0	9.5	6.7
菊陽西(N=187)	18.7	21.4	41.2	25.1	25.1	13.9	3.2	16.6	11.8	3.7
武蔵ヶ丘(N=99)	28.3	27.3	38.4	28.3	29.3	11.1	0.0	16.2	9.1	2.0
武蔵ヶ丘北(N=102)	18.6	26.5	41.2	29.4	30.4	8.8	2.0	17.6	3.9	3.9

■あなたはボランティア活動についてどのように思っていますか。(1つに○)

ボランティア活動に対する参加の意識についてみると、全体では「地域において助け合いや支え合い、交流などを深めるためにも必要」が39.6%と最も高く、次いで「気持ちはあるが忙しいので参加できない」が25.6%、「活動をしたいが内容や参加方法がわからない」が9.1%となっています。

校区別では菊陽南と武蔵ヶ丘北で「地域において助け合いや支え合い、交流などを深めるためにも必要」が高くなっています。また、菊陽北で「気持ちはあるが忙しいので参加できない」が、菊陽中部で「活動をしたいが内容や参加方法がわからない」が高くなっています。



■福祉に関する相談窓口について、どのような窓口であれば相談しやすいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

相談しやすい相談窓口についてみると、全体では「他の機関などと連携し、最適な相談窓口を紹介してくれる」が37.6%と最も高く、次いで「相談員が親身になって相談を聞いてくれる」が31.2%、「相談内容に関わらず、一つの窓口で相談ができる」が29.6%となっています。

校区別では菊陽西で「他の機関などと連携し、最適な相談窓口を紹介してくれる」が、武蔵ヶ丘で「行きつけの場所や地域の身近な場所で気軽に相談ができる」が高くなっています。また、武蔵ヶ丘北で「相談内容に関わらず、一つの窓口で相談ができる」が高くなっています。

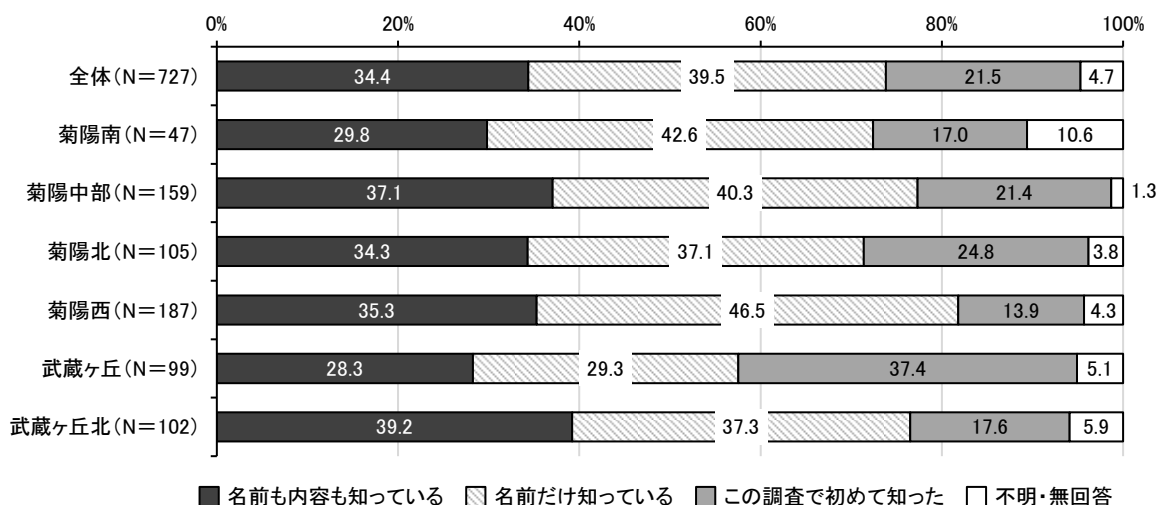
(%)

	他の機関などと連携し、最適な相談窓口を紹介してくれる	行きつけの場所や地域の身近な場所で気軽に相談ができる	相談内容に関わらず、一つの窓口で相談ができる	社会福祉士など専門性をもつ相談員に相談ができる	土日祝日や夜間など都合のよい時間に相談ができる	他人に会うことなくインターネットなどで相談ができる	相談員が親身になって相談を聞いてくれる	その他	特にない	不明・無回答
全体(N=727)	37.6	29.4	29.6	17.5	23.0	15.1	31.2	1.1	9.8	7.8
菊陽南(N=47)	25.5	17.0	31.9	12.8	19.1	6.4	36.2	0.0	8.5	17.0
菊陽中部(N=159)	39.6	30.8	27.0	16.4	27.0	18.9	30.2	1.3	9.4	5.7
菊陽北(N=105)	33.3	34.3	33.3	20.0	21.0	14.3	30.5	1.0	9.5	7.6
菊陽西(N=187)	46.5	28.9	29.4	19.3	23.5	18.2	31.6	2.1	8.6	5.3
武蔵ヶ丘(N=99)	38.4	37.4	25.3	16.2	25.3	14.1	31.3	1.0	9.1	8.1
武蔵ヶ丘北(N=102)	33.3	25.5	37.3	17.6	15.7	11.8	32.4	0.0	11.8	10.8

■判断能力が不十分な高齢者や障がい者の権利を保護する「成年後見制度」についておたずねします。あなたは、成年後見制度について知っていますか。(1つに○)

成年後見制度の認知度についてみると、全体では「名前だけ知っている」が39.5%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」が34.4%、「この調査で初めて知った」が21.5%となっています。

校区別では菊陽西で「名前だけ知っている」が、武蔵ヶ丘で「この調査で初めて知った」が高くなっています。



■今後、菊陽町が健康や福祉を充実していくうえで取り組むべき施策として、優先して充実すべきだと思うものは何ですか。（3つまで○）

菊陽町が健康や福祉を充実するために取り組むべき施策についてみると、全体では「高齢者や障がい者が、安心して在宅生活をおくれるサービス」が47.0%と最も高く、次いで「身近なところでの相談窓口」が43.5%、「保健福祉に関する情報提供や案内サービス」が27.8%となっています。

校区別では菊陽南と菊陽西で「高齢者や障がい者が、安心して在宅生活をおくれるサービス」が高くなっています。また、菊陽北で「健康診断・がん検診などの保健・医療サービス」が、菊陽南と菊陽北で「住民がお互いに支え合い、助け合える仕組みづくり」が高くなっています。

(%)

	身近なところでの相談窓口	保健福祉に関する情報提供や案内サービス	高齢者や障がい者が、安心して在宅生活をおくれるサービス	健康増進・維持のための相談や訪問指導などのサービス	健康診断・がん検診などの保健・医療サービス	住民がお互いに支え合い、助け合える仕組みづくり	ボランティアなどの地域活動参加の促進や支援
全体(N=727)	43.5	27.8	47.0	11.3	20.4	19.8	8.5
菊陽南(N=47)	46.8	10.6	51.1	10.6	19.1	27.7	8.5
菊陽中部(N=159)	44.0	27.7	40.9	10.7	18.2	18.2	9.4
菊陽北(N=105)	43.8	30.5	43.8	10.5	28.6	27.6	10.5
菊陽西(N=187)	41.2	32.6	51.3	12.3	19.8	13.9	9.1
武蔵ヶ丘(N=99)	46.5	32.3	49.5	9.1	19.2	17.2	6.1
武蔵ヶ丘北(N=102)	43.1	24.5	49.0	14.7	19.6	23.5	8.8
	自主・自発的な住民福祉活動の活用や支援	サービス利用者などを保護する権利擁護や苦情対応、サービス評価などの取り組み	福祉教育の充実	高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備	その他	特になし	不明・無回答
全体(N=727)	5.4	6.5	8.8	25.0	1.4	5.0	4.5
菊陽南(N=47)	4.3	6.4	4.3	21.3	0.0	8.5	8.5
菊陽中部(N=159)	8.2	7.5	10.1	21.4	0.6	5.0	4.4
菊陽北(N=105)	5.7	7.6	9.5	22.9	0.0	3.8	3.8
菊陽西(N=187)	4.3	8.6	9.1	25.7	3.2	4.3	3.7
武蔵ヶ丘(N=99)	4.0	4.0	6.1	25.3	1.0	5.1	4.0
武蔵ヶ丘北(N=102)	4.9	1.0	11.8	34.3	2.0	3.9	2.9

2 ワークショップの結果

(1) 開催概要

計画策定に向けて、住民の皆様の具体的なニーズ、自分たちの住む地域をどうしていきたいのかといった声を拾い上げるために、ワークショップを開催しました。今回は、自分たちの住む地域という部分に焦点を当てるため、小学校区ごとにグループを分けて開催しました。

■概要

開催日	第1回：令和4年9月17日（土） 第2回：令和4年9月23日（金・祝）
開催時間	両日：9時30分～11時30分
開催場所	第1回：菊陽町老人福祉センター 第2回：菊陽町ふれあい交流・福祉支援センター
対象者	第1回：菊陽南小学校区、菊陽中部小学校区、菊陽北小学校区にお住まいの方 第2回：菊陽西小学校、武蔵ヶ丘小学校区、武蔵ヶ丘北小学校区にお住まいの方

参加者数	
第1回	区長・自治会長：20人 民生委員・児童委員：19人 社会福祉協議会理事・評議員・監事：9人 ※民生委員・児童委員との重複者1人 町職員：5人 社協職員：18人 熊本学園大学実習生：2人 合計：73人
第2回	区長・自治会長：10人 民生委員・児童委員：12人 社会福祉協議会理事・評議員・監事：3人 ※区長・自治会長との重複者1人 アンケート回答者（一般公募）：3人 町職員：2人 社協職員：15人 熊本学園大学実習生：2人 合計：47人

(2) ワークショップの校区ごとの取りまとめ

①菊陽南小学校 ※★がついているカテゴリーが、その校区で特に意見が活発に出ていたカテゴリーです。

■主な意見

★【地域活動・交流】

①多様な人々の交流

- ・高齢者同士、高齢者と子ども、転入者、外国人等が交流できる機会をつくる
- ・交流イベントを計画し実施していく
- ・小学校を核とした地域の交流拠点をつくる
- ・子どもの見守り活動やあいさつ・声かけ運動を行う

②地域内の情報共有

- ・区内放送の充実を図る
- ・全世帯への連絡手段を準備する

③地域活動の活性化

- ・自治会やPTAで女性にチャンスや機会が与えられるような機運を醸成する
- ・地域活動に積極的に参加する
- ・各地区への補助金を増やして、独自の活動を行えるようにする

【高齢者】

①高齢者の居場所づくり

- ・サロン活動や敬老会の活性化を図る、特に男性の参加を促す
- ・住民に対する「介護教室」の開催（介護施設の資源活用）

②認知症対策を含めた介護サービスの強化

- ・自立や健康寿命延伸に向けた取り組みの強化を図る
- ・介護サービス事業所の維持・整備に係る支援を行う

【生活利便性】

①道路環境の整備

- ・道路の草刈り等のボランティアへの参加をする
- ・道の拡張や整備を行う

②住環境整備

- ・住宅地の太木整備、伐採を行う
- ・住宅建設の自由化を検討する
- ・文化施設を南校区へ誘致する
- ・インフラの整備を行う
- ・街灯を増やす

③公共交通の充実

- ・免許返納後のサポート支援を行う
- ・シンプルな移動手段（タクシー等）の充実を図る
- ・巡回バスの拡大を図る
- ・行政区単位での乗り合いタクシーができないか検討する

④買い物がしやすい環境

- ・コンビニ出店推進と補助
- ・ヘルパーさんの買い物支援の拡大（要介護者以外でも利用できるように）

【その他】

- ・子ども神輿大会をやる（校区6部合同で）
- ・鼻ぐり公園駐車場の拡張や有効活用を行う
- ・地域の歴史・文化を知る機会をつくる

②菊陽中部小学校区

■主な意見

★【地域活動・交流】

①地域のつながり、新興住宅地と既存の住宅地の住民の交流

- ・住民同士の交流を積極的に図る
- ・サロン活動を活性化させる、参加の声かけ等にも取り組む
- ・朝のあいさつ運動、近隣住民同士での日頃のあいさつや声かけをする
- ・話し合いや助け合い、協力し合いをこころがける
- ・区のリーダーをつくって一緒に活動を進められる体制をつくる

②地域での相談

- ・顔の見える関係性づくりに取り組む
- ・役場での気軽な相談をする場所の設置をする

③地域活動の活性化

- ・公民館活動をより楽しめるようにする
- ・地域サポーターの協力、活動の強化を図る
- ・地域の問題を役場で集約・調査し、解決策を住民に知らせる体制づくりをすすめる

【高齢者】

①安心して暮らせる環境づくり

- ・定期的な独居高齢者の見守り活動を行う
- ・ボランティアや福祉の担い手間での情報交換会を行う
- ・高齢者向きの住居の整備を検討する（介護サービス付き、高齢者シェアハウス等）
- ・介護サービスの充実、周知・啓発を行う

②高齢者の居場所づくり

- ・高齢者のニーズにあわせたふれあいサロンの展開を行う
- ・一人暮らし高齢者の話し相手をしてあげる

★【子ども】

①安全な通学路

- ・子ども達の登下校の見守り活動に参加する、参加者の呼びかけも行う
- ・通学路の草はらい等のボランティア活動を推進する
- ・道路の整備、拡張に取り組む

②子育て支援の充実、子どもの居場所の確保

- ・身近な場所での公園の整備をする
- ・子ども会の活動の促進を図る
- ・学校の環境向上のお手伝いをする

③高齢者と子どもの交流

- ・高齢者をはじめとした地域の人への呼びかけをする
- ・中高生のボランティアを地域で募る

【生活利便性】

①買い物難民の解消、（主に高齢者の）移動手段の確保

- ・地域内で“ついでに” 買い物をしてあげられる関係性づくり
- ・買い物難民対応のための移動販売車の活用等を検討する
- ・キャロッピー号、乗り合いタクシーの再検討、利用しやすさの向上を行う
- ・バスの再稼働を検討する

②安全に歩ける道路環境

- ・歩道の整備に取り組む

【その他】

- ・災害時の避難所の増強を行う、公民館等に対する補助等も行う
- ・民生委員・児童委員の増員に向けて働きかけを行う
- ・ごみ問題・環境問題に対する意識・関心を住民一人ひとりが持つ
- ・地域の伝統行事を子どもや学校を巻き込みながら行う
- ・障がい者の方向けのワークショップ等の情報発信を強化する
- ・引きこもり支援について、地域を巻き込みながら行う

③菊陽北小学校区

■主な意見

【地域活動・交流】

- ①校区全体での活動やイベント
 - ・校区行事を自分たちで考えて実施してみる（ex：校区運動会、もちつき大会等）
 - ・自分の好きなことをコミュニティ化する
- ②多様な交流の場づくり
 - ・子どもの居場所と高齢者や住民、様々な人が交流できる場を増やす
 - ・新しく転入してくる人とのコミュニティづくりを進める
- ③自治会の加入者増加
 - ・参加を呼びかける
 - ・区費は何のために必要か新住民に教育する

★【高齢者】

- ①サロンメンバーの固定化
 - ・積極的に参加する
 - ・自分たちで高齢者の居場所づくりに取り組む
 - ・周囲の高齢者に参加の呼びかけをする
 - ・若者たちと交流できるプログラムを考える
- ②高齢者の見守り
 - ・地域の協力者を増やすための呼びかけをする
 - ・高齢者宅に放送設備の取り付けを行う
- ③福祉サービス
 - ・終末ケアの充実
 - ・10年後も健康で居られるような生活習慣に気をつける
 - ・介護保険料を含め、制度の見直しを行う、高齢者用集合住宅の整備等

【子ども】

- ①子どもの居場所
 - ・子ども会等の地域での活動を活性化させる
 - ・高齢者等の地域の人々と交流できる場をつくる
- ②子どもに対するまちへの愛着形成
 - ・地域の伝統を伝える

【生活利便性】

- ①買い物しやすい環境
 - ・歩いていける距離にお店があるようになってほしい
 - ・買い物支援の充実

【道路・通学路】

- ①今後を見据えた渋滞の対策
 - ・行政の道路整備への注力、必要に応じて拡張も検討する
 - ・交通渋滞緩和のための政策を推進する
 - ・通勤道路と農作業道路を明確にする
- ②安全な通学路の確保
 - ・地域の見守り活動やボランティア活動をより強くしていく
 - ・時間制の交通規制を導入する
 - ・歩道の拡張の検討する
- ③公共交通の強化
 - ・乗り合いタクシーやキャロットバスの見直し、利用につながる交通機関を導入する

【その他】

- ・地産地消を意識していく
- ・農業者への支援策を充実する
- ・外国人にマナーやルールを伝えて理解してもらえ地域の中の関係をつくる

④菊陽西小学校区

■主な意見

★【地域活動・交流】

①あいさつ、声のかけ合い

- ・積極的に声かけやあいさつを行う

②ボランティアや自治組織の活性化

- ・自分の考えや意見を持って、発信できるようにする
- ・ボランティア集団の募集・組織化を図っていく
- ・ちょっとしたボランティア活動をできるようにする
- ・区長や自治会長への負担の集中を改善する
- ・町からの業務委託料の改善を図る
- ・民生委員の研修の充実

③集まり・イベントごとの促進

- ・地域住民の集まる場所をつくる
- ・公共施設の活用を生徒や学生と行う
- ・バザーやお祭りの開催を行う、お菓子や記念品で参加者集めにも取り組む
- ・公民館の利用をやすくし、活用方法について検討する

【高齢者】

①送迎サービスの強化

- ・買い物支援の充実を図る、地域の中でも手伝える体制づくり

②安心して暮らせる環境整備

- ・安心バトンという活動をしているので、それをより推進していく
- ・健康づくり活動等を行い、活動の場と交流の場をつくる
- ・老人クラブ会員の増強を様々な情報発信手段を用いて行う

【子ども】

①安心して子どもが暮らせる環境整備

- ・子どもの見守りと送迎を率先して行う

②子どもの居場所や遊び場づくり

- ・土遊び等ができる環境の整備
- ・子ども会の復活に向けて地域の活動を強化する

【生活利便性】

①医療体制の整備

- ・往診の体制の整備を図る
- ・人口に見合う総合病院について検討する

②買い物支援の充実

- ・移動販売の実施について検討する

【生活安全性】

①防犯活動の推進

- ・防犯カメラや防犯灯等の設置
- ・危険箇所の点検を地域で行う

②防災活動の促進

- ・地域で災害について話し合う
- ・避難所の確保を行う
- ・一時避難所の整備を検討する
- ・炊き出し訓練を行う
- ・避難できない人と一緒に避難できるような地域づくりに取り組む

③交通安全

- ・安全運転の意識の向上を図る
- ・標識の設置に取り組む

【その他】

- ・ペットのフン害をなくせるように啓発を行う
- ・行政と社協の連携強化や情報共有
- ・社協のIT化
- ・インフォーマルな意見交換の場の設置を検討する
- ・自然を大切にするために、花いっぱい運動に取り組む

⑤武蔵ヶ丘小学校区

■主な意見

★【地域活動・交流】

①地域の中での拠点づくり

- ・何かあった際に頼れる場所を地域の中に作る
- ・働き世代にとってメリットのある勉強会等で、横のつながりをつくる
- ・民間企業に地域活動に貢献するよう教育、指導を行う
- ・団地等の集合住宅単位での集まれる場所づくりを行う
- ・ホットステーションの活性化を図る

②多様な交流の場の創出

- ・転入者と既存の住民の交流できる機会をつくる
- ・出産年齢の人達の交流を深める（ママ友のきっかけづくり）
- ・「井戸端会議」ができる地域を目指していく
- ・地域の中で相談を互いにできる場をつくる

③町内の活動者・担い手不足の解消

- ・区長や自治会長のサポート役をつくる
- ・区長や自治会長の仕事の見直し（負担の改善）
- ・会議等を進めるスキルの学びあいをして効率化を図る
- ・ボランティアができる人を増やす、ボランティアセンターと企業の連携を図る

④地域の中の情報伝達手段の検討

- ・住民同士の情報交換を積極的に行う
- ・連絡先を近隣の人と交換する
- ・行政からの情報発信の強化を図る

【高齢者】

①高齢者の居場所や活躍する場所づくり

- ・高齢者が参加できる行事を行う
- ・高齢者向けのスマホ、タブレット勉強会を開催する
- ・利用料が安価・無料の娯楽施設の誘致を図る
- ・高齢者が集まってリハビリ等に取り組める場所の整備を図る

②健康づくりと地域での介護

- ・介護を必要としないように元気で居続けられる健康づくりを意識する
- ・娯楽施設等も併合した、大きな老人福祉施設・老人ホームの整備をする

③高齢者の移動手段

- ・買い物等に行く際の交通手段の整備を図る
- ・シャトルバスの整備等、新たな公共交通の手段についても検討する

【医療】

①医療機関への容易な接続

- ・公共交通機関で大きな病院に行けるようにする
- ・訪問系の医療介護サービスの充実を図る
- ・医療介護用の駐車場を集約できないか検討する

【その他】

- ・障がいのある人も安心して暮らせたり、地域に参画できる雰囲気づくりに取り組む
- ・学校の先生に頼りすぎない教育体制の整備を行う
- ・子どもが楽しんで暮らせる地域づくりを行う
- ・議会に声を届けられる仕組みづくりに取り組む
- ・若い世代が入居する団地の環境をつくる
- ・夢が見られて、住民の要望を実現していける地域づくりを行う
- ・会議に参加する人の責任感を上げて、有意義な会議の開催に努めるようにする
- ・物産館等の施設の整備を図る
- ・祭りや伝統等を継承できるように地域でつないでいく

⑥武蔵ヶ丘北小学校区

■主な意見

★【地域活動・交流】

①イベントごとの企画

- ・地域でのフリーマーケットや、花見、レクリエーション等の企画を住民とする
- ・親子で参加できるような行事やイベントごとを行い、町は人的・金銭的支援を行う

②集まりの場所づくり

- ・身を寄せるシェルター等、気軽にいつでも行ける場所をつくる
- ・ほっとステーションを見やすく、活用しやすくする
- ・親同士のコミュニケーションができる関係性をつくれるようにする

③地域の担い手確保

- ・区長や民生委員、リーダー等になれる人、なりたい人を増やしていく

【高齢者】

①高齢者コミュニティの存続

- ・高齢者のグループを取りまとめる人を育成する
- ・高齢者サロンの参加者増加に向けて声かけ情報発信を行う

②高齢者が安心して暮らせる環境づくり

- ・高齢者が情報を入手しやすい地域づくりに努める
- ・一人暮らしでも見守ってもらえて、安全に暮らせる地域を形成する

③高齢者の貧困問題

- ・生活困窮者対策について、地域で説明を行う

★【子ども】

①子どもの遊び場・交流する場所づくり

- ・子どもたち同士で町内に交流できる場所をつくる、サロン等の活用も行う
- ・学校外の遊び場を用意してあげる ・子ども会の活動を再開させる

②安心できる子育て環境

- ・外国人の子どもに対しての支援を検討する
- ・児童館の利用環境を向上させ、多くの子どもでにぎわうようにする

③子どもの教育環境の向上

- ・子どもが平等に教育を受けられる環境や支援を行う
- ・外国語教育への注力を検討する、外国語教員の増加等
- ・親や地域の人が、自由に校内見学をできるようにする

【生活利便性】

①買い物利便性の更なる向上

- ・買い物に行けない人に行ってもらえるよう、地域で手助けしてあげる
- ・地域マネー（ポイント）によるサポートを行う
- ・公共交通機関の整備に取り組み、誰もが利用しやすい交通環境を目指す

②道路環境の整備

- ・道路や歩道が車や人、自転車が安全に通行できるように整備をしていく
- ・交通渋滞の解消に取り組む、子どもの通学路の安全のためにも必要

【情報発信】

- ・地域と行政間での情報の相互の伝達ができるようにする
- ・災害時の助け合いを LINE グループで行えるようにする
- ・行政や社協の情報発信を LINE 等の SNS を活用する
- ・高齢者の IT 化を進め、年齢問わずネットを介した情報伝達できるようにする

【その他】

- ・引きこもりに対する支援を強化、地域の中で受け止められる体制づくり（声かけ）をする
- ・小学校区の見直しを検討する、武蔵ヶ丘と武蔵ヶ丘北の統合を考える
- ・災害時に、安心して高齢者等の避難をしづらい人も全員で避難できる体制をつくる

3 用語集

【あ行】

●アウトリーチ (P31)

支援が必要であるにも関わらず自発的に支援を求めることができない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報・支援を届ける手法のこと。

●アセスメント (P82)

人や物事を客観的に評価・分析すること。

●オンラインツール (P87)

インターネットを介して、遠隔で仕事をしたり、遠くの人たちとビデオ通話をしたりするために使用されるアプリケーションのこと。

【か行】

●介護予防 (P33)

介護が必要になることをできるだけ防いだり、介護が必要な状態になってもそれ以上悪化しないようにして、高齢者の自立を支援すること。介護保険の基本理念そのものといえる。

●カウンセラー (P29)

学校・職場・医療施設・社会福祉施設等で、一身上の悩みや問題をもつ人に面接して相談相手になる人のこと。

●クラウドファンディング (P77)

群衆(crowd)と資金調達(funding)を合わせた造語であり、「個人や法人がプロジェクトを公開することで、資金を募る側と資金を提供する側を結びつける仕組み」のこと。

●ゲートキーパー (P71)

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

●コーディネーター (P29)

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる人のこと。

●こども食堂 (P26)

家庭における共食が難しい子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する地域住民等による民間発の取り組みのこと。

【さ行】

●シェアハウス (P29)

賃貸住居のうち、複数人で1戸建て住居を借り、台所や風呂・トイレ等を共同で利用すること。特に、障

がい福祉分野においては、グループホームの一形態として活用されることが多い。

●自主防災組織 (P15)

地域住民による任意の防災組織をいう。主に町内会(自治会)等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

●成年後見制度 (P29)

認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人について、家庭裁判所が選任した成年後見人等の援助者が財産管理等を行うことにより、本人の権利を守り支援する制度のこと。

●セーフティネット (P4)

失業や病気、高齢といった様々な要因による経済的な困窮等に備える社会保障制度のこと。

●セクシュアルマイノリティ (P62)

男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分からない人等、様々な性自認・性的指向を持つ人のこと。

【た行】

●多文化共生 (P38)

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

●地域共生社会 (P1)

地域・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

【な行】

●認知症カフェ (P27)

地域で認知症の人とその家族の交流や相談の場として、または地域住民との交流の場ともなるような居場所を提供する活動のこと。

●ノーマライゼーション (P75)

障がい者や高齢者等がほかの人と平等に生きるために、社会基盤や福祉の充実等を整備していく考え方のこと。

【は行】

●ハザードマップ (P38)

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。

●バリアフリー (P37)

高齢者、障がい者等の生活の妨げとなる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策や具体的に障がいを取り除くこと。

●引きこもり (P25)

人間関係を取り結ぶことに悩み、学校、社会、知人、親等から逃避し、人間関係を拒絶している状態のこと。

●ファミリー・サポート・センター (P34)

子育てを地域で相互援助するお手伝いの組織のこと。育児の援助を受けたい人と、行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、児童の送迎や一時預かり等を行い、会員同士が支え合う。

●フードドライブ (P68)

各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体等に寄贈する活動のこと。

●フードバンク (P36)

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミス等の理由で、流通に出すことができない食品を企業等から寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のこと。

●放課後等デイサービス (P29)

就学している障がい児を対象とし、授業の終了後または学校の休業日に生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な援助を行う福祉サービスのこと。

【ま行】

●マッチング (P36)

共通の目的や、互いに恩恵を受け合える関係性の人達をつなぎ、引き合わせること。

●メンタルヘルス (P35)

こころの健康のことで、自身の可能性を認識し、日常のストレスに対処でき、生産的かつ有益な仕事ができ、さらに自分が所属するコミュニティに貢献できる健康な状態を保つことを指す。

【や行】

●ユニバーサルデザイン (P37)

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設等をデザインすること。

【ら行】

●ライフスタイル (P1)

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣等を含めた生活の送り方のこと。

●ライフステージ (P62)

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のこと。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期に分けられる。

●レクリエーション (P29)

高齢者や障がい者の心身の健康を維持するため、身体や頭を使った集団活動のこと。

【わ行】

●ワークキャンプ (P37)

主にボランティア活動において、共同生活（キャンプ）をしながら労働（ワーク）を行うこと。

●ワンストップ (P25)

行政への相談や手続き等の際に、複数の窓口にまたがっていた行程を、一つの窓口で行えるようにする仕組みのこと。ワンストップ・サービスともいう。

【英数字】

●IT (P17) / ICT (P66)

Information Technology 及び Information & Communication Technology の略で情報技術、情報通信技術のこと。IT は情報処理技術のみを指すが、ICT は単なる情報処理にとどまらず、ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有を重要視した考え方のことを指す。

●NPO (P2)

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動や市民活動等の社会貢献活動を行う、利益の再分配を行わない非営利の組織や団体のこと。

●SNS (P21)

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

4 菊陽町地域福祉計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める「菊陽町地域福祉計画」(以下「計画」という。)の策定に関し、町民各層の意見を広く求め、計画に反映するために、菊陽町地域福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉を推進するための総合的視点に立って、次に掲げる事項について協議し、町長に報告するものとする。

- (1) 菊陽町地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 菊陽町地域福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、16人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 社会福祉事業に関係する者
- (4) 地域福祉活動に関係する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長に事故あるとき、又は欠けたときにその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庁内検討会議)

第8条 町関連計画との整合を図るため、関係課担当職員による庁内検討会議を設置する。

(守秘義務)

第9条 委員及び前条の規定により庁内検討会議に出席した者は、会議の内容その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉課において行う。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則(平成20年1月25日要綱第4号)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する報告をしたときに、その効力を失う。
- 3 最初に開催される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

5 菊陽町社会福祉協議会菊陽町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 菊陽町における地域福祉活動を計画的・効果的に推進するため、社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会（以下、「町社協」という。）が地域福祉活動計画（以下「活動計画」）を策定することを目的に、策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉を推進するための総合的視点に立って、次に掲げる事項について協議し、町社協会長に報告するものとする。

- (1) 菊陽町地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 菊陽町地域福祉活動計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げるものをもって構成し、町社協会長が委嘱する。

- (1) 町社協理事 若干名
- (2) 町社協評議員 若干名
- (3) 関係行政機関の職員 若干名
- (4) 学識経験を有する者 若干名
- (5) その他会長が必要と認めた者 若干名

(任期)

第4条 策定委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に策定委員長及び策定副委員長を置く。

- 2 策定委員長及び策定副委員長は、策定委員の互選により選任する。
- 3 策定委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 策定副委員長は、策定委員長に事故あるとき、又は欠けたときにその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、策定委員長が招集し、策定委員長は会議の議長となる。

- 2 会議は、策定委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 策定委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に策定委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 策定委員及び前条の規定により委員会に出席した者は、会議の内容その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、町社協において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、策定委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月17日から施行する。

6 菊陽町地域福祉計画検討委員会及び菊陽町地域福祉活動計画策定委員会名簿

NO	氏 名	所属又は役職名
1	高林 秀明	熊本学園大学社会福祉学部 教授
2	坂本 貞女	民生委員児童委員協議会 会長
3	田中 健二郎	(社) 菊陽会 理事長
4	永井 正幸	(社) 清陽会 きほう苑施設長
5	坂田 義美	菊陽町手をつなぐ心障者の会 つくしんぼ会長
6	岸田 年弘	菊陽町身体障害者福祉協会 会長
7	佐々木 理美子	菊陽町ボランティア連絡協議会 会長
8	酒井 恵	菊陽町地域女性の会 会長
9	酒井 良一	菊陽町老人クラブ連合会 会長
10	徳永 寿豊	県北広域本部 福祉課長
11	隈部 勲	菊陽町区長会 会長
12	後藤 一喜	菊陽町商工会 会長
13	市原 久美子	菊陽町教育委員
14	前川 悟	公募委員

第4期菊陽町地域福祉計画・第6期菊陽町地域福祉活動計画 《令和5年3月》

■菊陽町役場福祉課

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2800 番地

TEL：096-232-4913 FAX：096-232-4923

■菊陽町社会福祉協議会

〒869-1103 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2623 番地

TEL：096-232-3593 FAX：096-232-7385

